

令和7年度第1回静岡県子ども・若者施策推進協議会

次 第

日時 令和8年3月12日（木）午前10時30分から12時まで
場所 県庁西館4階第一会議室A・B

1 開 会

2 議 事

- (1) しずおか子ども幸せプランの一部改定について
- (2) しずおか子ども幸せプランの進捗状況（R7年度の進捗とR8年度の方向性）
- (3) プロジェクトチーム（PT）の取組報告
- (4) 各部局の令和8年度の取組について

3 閉 会

配布資料

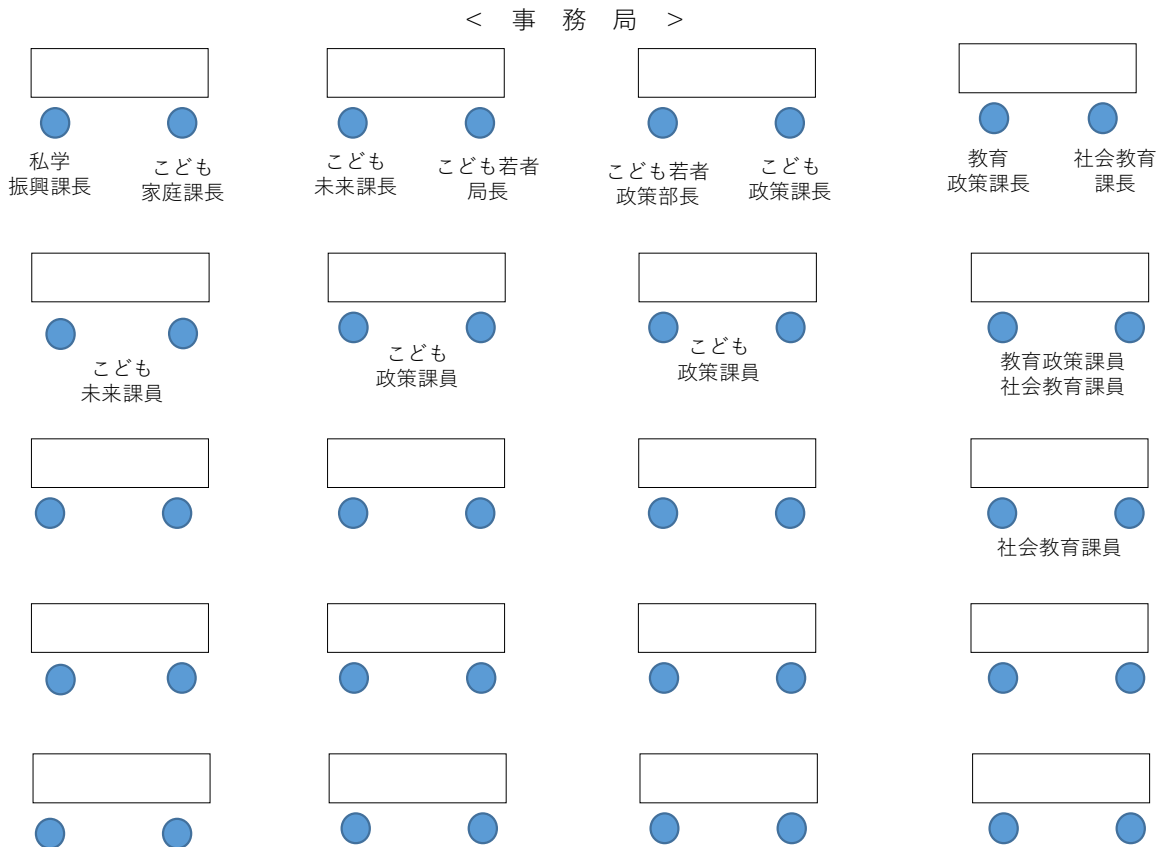
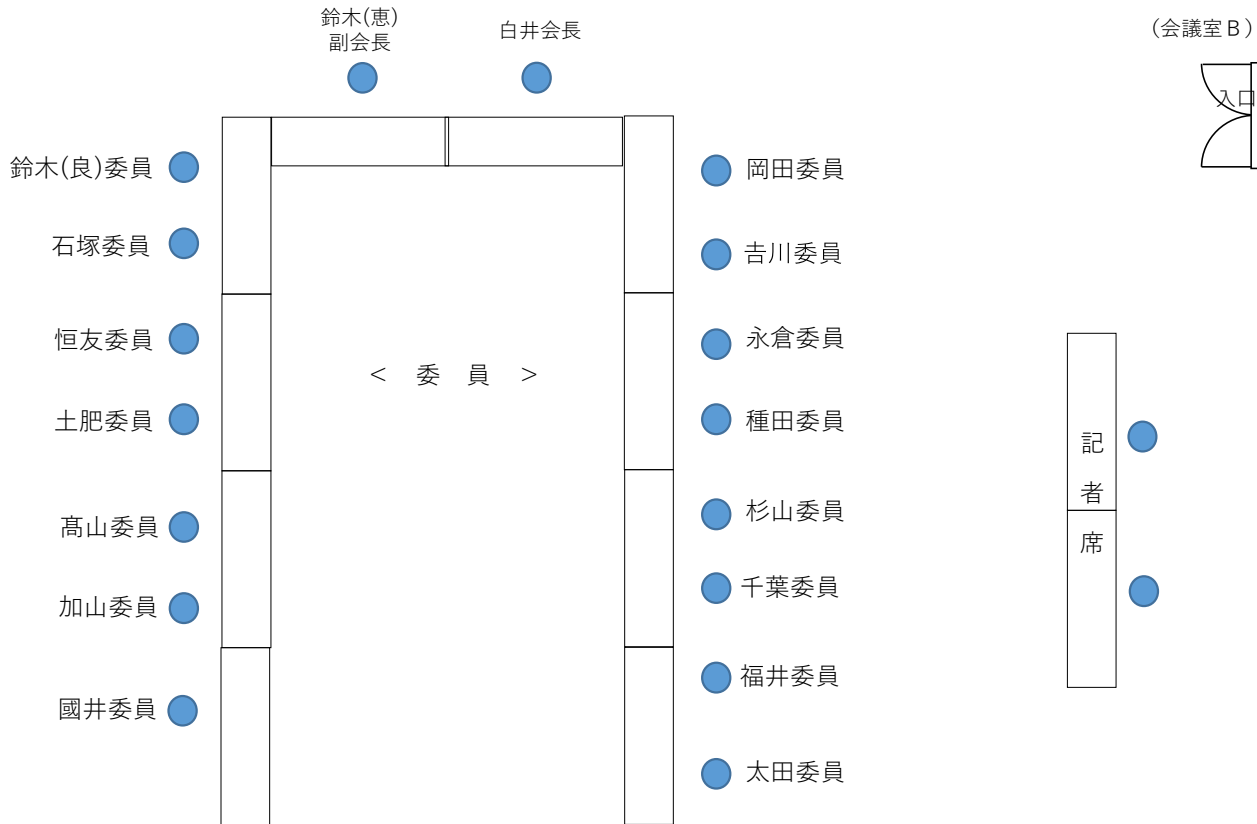
- 資 料 1 しずおか子ども幸せプランの一部改定について
- 資料1別紙 しずおか子ども幸せプランの一部改定 改定内容詳細
- 資 料 2 しずおか子ども幸せプラン推進状況
- 資 料 3 令和7年度子ども・若者施策推進本部の展開（PTの設置）
- 資 料 4 共働き・共育ての推進PTの取組
- 資 料 5 いじめ防止と不登校の子ども支援PTの取組
- 資 料 6 外国につながる子ども・若者の支援PTの取組
- 資料7～18 各部局の重点取組資料
- 参 考 資 料 しずおか子ども幸せプラン
- 参 考 資 料 静岡県子ども・若者施策推進本部設置要綱

令和7年度第1回静岡県こども・若者施策推進協議会 出席委員名簿

団体	職名	委員名	出欠
①静岡県医師会	理事	ふかさわ ひろゆき 深澤 洋幸	×
②静岡大学（人文社会科学部）	教授	しらい ちあき 白井 千晶	○
③静岡県保育連合会	会長	おかだ ひろとし 岡田 泰稔	○
④静岡県保育士会	顧問	よしかわ けいこ 吉川 慶子	○
⑤静岡英和学院大（人間社会学部）	特例教授	ながくら みゆき 永倉 みゆき	○
⑥静岡県児童養護施設協議会	— (美蓉会ひまわり園園長)	おいだ けんじ 種田 賢二	○
⑦静岡県民生委員児童委員協議会	会長	すぎやま しげる 杉山 茂	○
⑧静岡県私立幼稚園振興協会	理事長	ちば いちどう 千葉 一道	○
⑨静岡県校長会	— (大仁北小校長)	ふくい たかこ 福井 孝子	○
⑩静岡県高等学校長協会	— (袋井高等学校校長)	ふじむら としかず 藤村 寿一	×
⑪静岡県PTA連絡協議会	副会長	おおた かおり 太田 かおり	○
⑫静岡県経営者協会	専務理事	すずき よしのり 鈴木 良則	○
⑬日本労働組合総連合会静岡県連合会	局長	いしづか りきろう 石塚 力朗	○
⑭静岡経済研究所	専務理事	つねとも ひとし 恒友 仁	○
⑮NPO 法人わかものまち	代表理事	どひ じゅんや 土肥 潤也	○
⑯静岡県青少年育成会議	副会長	すずき けいこ 鈴木 恵子	○
⑰静岡大学教育学部	学生	くどう やよい 工藤 弥生	×
⑱静岡大学人文社会科学部 (こどもまんなか静岡)	学生 (代表)	たかやま ゆうき 高山 優樹	○
⑲静岡県国際交流協会	事務局長	かやま いそこ 加山 勤子	○
⑳静岡県男女共同参画センター交流会議	副代表理事	くにい りょうこ 國井 良子	○

令和7年度 第1回静岡県子ども・若者施策推進協議会 座席表

日時：令和8年3月12日（木）午前10時30分～
 場所：県庁西館4階第一会議室A・B



しずおかこども幸せプランの一部改定について

1 改定の内容（詳細は別紙）

(1) 総合計画策定等に伴う数値目標の改定

29 指標を見直す

(2) 誰でも通園制度の実施に伴う必須記載事項の追加

令和8年4月からの乳児等通園支援事業（誰でも通園制度）本格実施に伴い、国の基本指針が改定され、県・市町それぞれの計画の必須記載事項に以下の内容が追加されたため、国が示した代用計画作成例を参考に、必要事項を計画に記載する。

	項目	県	市町
①	各年度における乳児等通園支援の量の見込み並びに実施しようとする乳児等通園支援の提供体制の確保の内容及びその実施時期	—	各年度における乳児等通園支援の量の見込み及び確保方策の数値
②	乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容	教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続の推進方策	同左
③	特定乳児等通園支援を行う者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項	乳児等通園支援従事者の確保(従事者見込数含む)及び資質の向上のために講ずる措置	—

(3) プレコンセプションケアの推進に関する計画の変更

ア 要旨

国のプレコンセプションケア推進5か年計画に基づき、プレコンサポーターの活用について計画に明記する。

イ 改定内容

- ・第4章に具体的な取組として「プレコンサポーターを活用した普及啓発及び相談支援の実施」を追加
 - ・プレコンセプションケアに関する数値目標を「プレコンサポーター養成研修受講者数」に変更
 - ・用語解説に「プレコンサポーター」を追加
- ※国「プレコンセプションケア推進5か年計画」の記載と合致

2 改定時期

令和8年3月末

(1) 総合計画策定等に伴う数値目標の改定

施策体系	旧			新			変更理由等
	指標	現状値 (R5年度)	目標値 (R11年度)	指標	現状値 (R5年度)	目標値 (R11年度)	
第4章 第1-1	人権教育に関する校内研修を実施した学校の割合 (県教育委員会教育政策課「学校対象調査」)	小 99.0% 中 97.6% 高 90.8% 特 100%	毎年度 100%	人権教育の年間指導計画を作成した学校の割合 (県教育委員会教育政策課「学校対象調査」)	65.1% (R6年度)	100% (R10年度)	総合計画の策定に合わせて変更
第4章 第1-1 第5章 第1-1	人権啓発講座等参加人数 (県人権同和対策室集計)	25,248人	30,000人	人権啓発講座等参加人数 (県人権同和対策室集計)	25,248人	毎年度 25,000人	総合計画の策定に合わせて変更
第4章 第1-2	固定的な性別役割意識にとらわれない男性の割合 (男女共同参画課調査)	60.7%	80% (R7年度)	固定的な性別役割分担意識にとらわれない人の割合 (県政世論調査)	69.5%	82.5%	対象を男性のみから全体とし、目標値も修正
第4章 第1-3 第2(2)3	プレコンセプションケアに関する講演会参加者数 (県こども未来課調査)	58人	80人	プレコンサポーター養成研修受講者数 (県こども未来課調査)	二	1,500人	目標達成済 国「プレコンセプションケアの推進5か年計画」の目標値から設定
第4章 第1-3 第2(1)1	包括的な支援体制の整備を行った市町数 (県福祉長寿政策課調査)	14市町 (R6年度)	35市町 (R10年度)	包括的な支援体制の整備を行った市町数 (県福祉長寿政策課調査)	14市町 (R6年度)	35市町	目標年度の更新
第4章 第1-4	生活保護世帯のこどもの高等学校進学率 (厚生労働省「就労支援等の状況調査」)	86.5% (R4年度)	93.7% (R7年度)	生活保護世帯のこどもの高等学校進学率 (厚生労働省「就労支援等の状況調査」)	84.6%	92.5% (R10年度)	総合計画の策定に合わせて変更
第4章 第1-4	公立の小・中学校、高等学校に配置するスクールソーシャルワーカーの配置人数 (県教育委員会教育政策課・高校教育課調査)	小中 54人 高 14人	小中 60人 高校 14人	公立の小・中学校、高等学校に配置するスクールソーシャルワーカーの配置人数 (県教育委員会教育政策課・高校教育課調査)	小中 54人 高 14人	小中 60人 高 22人	総合計画の策定に合わせて変更
第4章 第1-5	重症心身障害児(者)の支援に携わる専門人材養成数 (県障害福祉課調査)	236人	毎年度 125人 (R7年度)	重症心身障害児(者)の支援に携わる専門人材養成数 (県障害福祉課調査)	236人	毎年度 175人 (R10年度)	総合計画の策定に合わせて変更

施策体系	旧			新			変更理由等
	指標	現状値 (R5年度)	目標値 (R11年度)	指標	現状値 (R5年度)	目標値 (R11年度)	
第4章 第1-5	発達障害児者の支援に携わる専門人材養成数 (県障害福祉課調査)	1,675人	毎年度 <u>200人</u> (R7年度)	発達障害児者の支援に携わる専門人材養成数 (県障害福祉課調査)	1,675人	毎年度 <u>858人</u> (R10年度)	総合計画の策定に合わせて変更
第4章 第1-5 第2(2)1	特別な支援が必要な <u>幼児児童生徒</u> のうち個別の指導計画を作成されている人数の割合 (文部科学省「特別支援教育体制整備状況調査」)	幼 96.1% 小 95.8% 中 95.0% 高 64.2%	100% (R7年度)	特別な支援が必要な <u>生徒(高等学校)</u> のうち個別の指導計画を作成されている人数の割合 (県教育委員会高校教育課調査)	高 64.2%	100%	文科省調査終了(R6) 高校教育課のみの指標対象に変更
第4章 第1-5	障害者雇用率 (静岡労働局集計公表)	2.37%	2.7% (R7年度)	障害者雇用率 (静岡労働局集計公表)	2.37%	2.7% (R10年度)	目標年度の更新
第4章 第1-5	障害を理由とする差別解消推進県民会議参画団体数 (県障害者政策課調査)	281団体	<u>340団体</u> (R7年度)	障害を理由とする差別解消推進県民会議参画団体数 (県障害者政策課調査)	281団体	<u>313団体</u> (R10年度)	総合計画・第6次障害者計画の策定に合わせて変更
第4章 第1-7	ゲートキーパー養成数 (県障害福祉課調査)	累計 70,638人	累計 <u>86,000人</u> (R9年度)	ゲートキーパー養成数 (県障害福祉課調査)	累計 70,638人	累計 <u>95,000人</u> (R10年度)	総合計画の策定に合わせて変更
第4章 第1-7	通学路合同点検に基づく交通安全対策実施率(箇所数) (県道路整備課調査)	<u>82%</u> (341箇所)	100% (413箇所) (R10年度)	通学路合同点検に基づく交通安全対策実施率(箇所数) (県道路整備課調査)	<u>87%</u> (375箇所) (R6年度)	<u>100%</u> (431箇所) (R10年度)	分野別計画「静岡県のみちづくり」設定指標と整合
第4章 第1-7	静岡県ふじのくにジュニア防災士養成講座受講者数 (県危機情報課調査)	<u>31,309人</u>	毎年度 <u>30,000人</u>	静岡県ジュニア防災士養成講座受講者数 (県危機情報課調査)	累計 <u>112,135人</u> (H22~R5年度)	累計 <u>218,500人</u> (H22~R11年度)	R9年度以降養成講座の制度変更に対応 目標値を累計値に変更
第4章 第1-7	依存症相談支援に携わる従事者向け研修の参加人数 (県障害福祉課調査)	累計122人 (R4~5年度)	累計 <u>316人</u> (R4~R7年度)	依存症相談支援に携わる従事者向け研修の参加人数 (県障害福祉課調査)	累計122人 (R4~5年度)	累計 <u>250人</u> (R7~R10年度)	総合計画の策定に合わせて変更
第4章 第2(2)1	学校保健計画に位置付けたがん教育を実施した小学校・中学校・高等学校の割合 (県教育委員会「静岡県学校保健活動実態調査」)	<u>51.1%</u> (R4年度)	100%	学校保健計画に位置付けたがん教育を実施した小学校・中学校・高等学校の割合 (県教育委員会「静岡県学校保健活動実態調査」)	<u>52.9%</u>	100%	数値判明による基準値の年度更新

施策体系	旧			新			変更理由等
	指標	現状値 (R5年度)	目標値 (R11年度)	指標	現状値 (R5年度)	目標値 (R11年度)	
第4章 第2(2)4	WAZAチャレンジ教室参加者数 (県職業能力開発課調査)	2,304人	2,400人 (R7年度)	WAZAチャレンジ教室参加者数 (県職業能力開発課調査)	2,304人	2,400人	総合計画の策定に合わせて変更
第4章 第2(2)4	現場体感見学会・出前講座実施学校数 (県建設業課調査)	25校	毎年度 20校 (R7年度)	現場体感見学会・出前講座実施学校数 (県建設業課調査)	25校	毎年度 20校	目標年度の更新
第4章 第2(2)5	公立の小・中学校、高等学校に配置するスクールカウンセラーの人数 (県教育委員会義務教育課、高校教育課調査)	小中 144人 高 37人	小中 169人 高 <u>45人</u>	公立の小・中学校、高等学校に配置するスクールカウンセラーの人数 (県教育委員会義務教育課、高校教育課調査)	小中 144人 高 37人	小中 169人 高 <u>54人</u>	総合計画の策定に合わせて変更
第4章 第2(2)6	教員の体罰・不適切な言動に係る懲戒処分件数 (県教育委員会総務課調査)	6件	0件	教職員の体罰・不適切な言動に係る懲戒処分件数 (県教育委員会教直総務課調査)	6件	0件	文言修正
第4章 第2(2)7	公立高等学校に配置するスクールソーシャルワーカーの人数 (県教育委員会高校教育課調査)	14人	<u>14人</u>	公立高等学校に配置するスクールソーシャルワーカーの人数 (県教育委員会高校教育課調査)	14人	<u>22人</u>	総合計画の策定に合わせて変更
第4章 第2(3)1	農林環境専門職大学等の卒業生のうち農林業関連分野への就業者の割合 (県農業ビジネス課調査)	<u>81.4%</u>	<u>85.0%</u> (R7年度)	農林環境専門職大学の卒業生のうち農林業関連分野への就業者・進学者等の人数 (県農業ビジネス課調査)	累計 329人 (R3~R6年度)	累計 365人 (R7~R10年度)	総合計画の策定に合わせて変更
第4章 第2(3)2	しずおかジョブステーション登録者の進路決定率 (県産業人材課調査)	<u>32.5%</u>	<u>42.2%</u> (R7年度)	しずおか就職net登録企業のうちインターンシップ等を実施している企業数 (県産業人材課調査)	<u>250社</u> (R6年度)	<u>500社</u> (R10年度)	総合計画の策定に合わせて変更
第4章 第2(3)4	ひきこもり状態にある人の「居場所」利用者数 (県障害福祉課調査)	968人	<u>1,150人</u> (R7年度)	ひきこもり状態にある人の「居場所」利用者数 (県障害福祉課調査)	968人	<u>1,210人</u> (R10年度)	総合計画の策定に合わせて変更
第4章 第3-3	一般労働者の年間総実労働時間（5人以上事業所） (厚生労働省「毎月勤労統計調査」)	1,984時間	<u>2,006時間</u> 以下 (R7年度)	一般労働者の年間総実労働時間（5人以上事業所） (厚生労働省「毎月勤労統計調査」)	1,984時間	<u>1,984時間</u> 以下 (R10年度)	目標年度、目標値の更新

施策体系	旧			新			変更理由等
	指標	現状値 (R5年度)	目標値 (R11年度)	指標	現状値 (R5年度)	目標値 (R11年度)	
第4章 第3-3	仕事と子育て・介護との両立支援・職場環境づくりに取り組んでいる企業の割合 <small>(県産業人材課「職場づくりアンケート」)</small>	90.3%	95.0% <small>(R7年度)</small>	ダイバーシティ経営導入推進アドバイザー派遣件数 <small>(県産業人材課調査)</small>	82件	累計450件 <small>(R7年度～R11年度累計)</small>	総合計画の策定に合わせて変更
第4章 第3-3	事業所の管理職に占める女性の割合 <small>(県産業人材課調査)</small>	係長 22.3% 課長 16.4% 部長 13.8%	係長 30% 課長 18% 部長 12% <small>(R7年度)</small>	事業所の管理職に占める女性の割合 <small>(県産業人材課調査)</small>	係長 22.3% 課長 16.4% 部長 13.8%	係長 32% 課長 22% 部長 14% <small>(R10年度)</small>	目標年度、目標値の更新
第5章 第1-2	意見表明等支援事業を利用できるこどもの割合 <small>(県こども家庭課調査)</small>	13% <small>(R6年度)</small>	100% <small>(R8年度)</small>	意見表明等支援事業を利用できるこどもの割合 <small>(県こども家庭課調査)</small>	13% <small>(R6年度)</small>	100%	目標年度の更新

(2) 誰でも通園制度の実施に伴う必須記載事項の追加

【幼児期の教育・保育と放課後児童クラブの需給計画】

ページ数	旧	新																																																
P. 229	<p>(4) 幼児期の教育・保育の一体的提供</p> <p>イ 教育・保育施設や地域型保育事業を行う者の相互の連携</p> <p>小規模保育事業等の地域型保育事業は、原則、満3歳未満の児童を対象に、少人数で保育を行います。</p> <p><u>このため、満3歳以降の利用先となる認定こども園や保育所等との連携が円滑に行われるよう、施設確保の必要性や、連携施設がない場合に給付費が減額となることを、市町に対して周知します。</u></p>	<p>(4) 幼児期の教育・保育の一体的提供</p> <p>イ 教育・保育施設や地域型保育事業等を行う者の相互の連携</p> <p>小規模保育事業等の地域型保育事業は、原則、満3歳未満の児童を対象に、少人数で保育を行うため、<u>満3歳以降の利用先となる認定こども園や保育所等との連携が円滑に行われるよう、施設確保の必要性や、連携施設がない場合に給付費が減額となることを、市町に対して周知します。</u></p> <p><u>また、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、満3歳未満の児童を対象としているため、満3歳以降の利用先となる幼稚園や認定こども園への移行が円滑に行われるよう、満3歳児クラスの活用等による乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保や、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制整備の必要性について、市町に対して周知します。</u></p>																																																
P. 230	<p>(5) 保育従事者の必要見込数</p> <p>確保方策等をもとに、こどもの年齢別における実際の職員配置割合により、保育従事者の必要見込数を算定します。(表 11)</p> <p>表 11 保育従事者の必要見込数</p> <p style="text-align: right;">(単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>【県全域】</th> <th>7年度</th> <th>8年度</th> <th>9年度</th> <th>10年度</th> <th>11年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育教諭 (幼保連携型認定こども園)</td> <td>6,727</td> <td>6,696</td> <td>6,694</td> <td>6,701</td> <td>6,700</td> </tr> <tr> <td>保育士 (保育所等)</td> <td>10,149</td> <td>10,025</td> <td>10,046</td> <td>10,004</td> <td>9,969</td> </tr> <tr> <td>幼稚園教諭 (幼稚園、幼稚園型認定こども園)</td> <td>2,252</td> <td>2,096</td> <td>1,934</td> <td>1,820</td> <td>1,742</td> </tr> </tbody> </table>	【県全域】	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	保育教諭 (幼保連携型認定こども園)	6,727	6,696	6,694	6,701	6,700	保育士 (保育所等)	10,149	10,025	10,046	10,004	9,969	幼稚園教諭 (幼稚園、幼稚園型認定こども園)	2,252	2,096	1,934	1,820	1,742	<p>(5) 保育従事者の必要見込数</p> <p>ア 認定こども園、保育所、幼稚園等</p> <p>確保方策等をもとに、こどもの年齢別における実際の職員配置割合により、保育従事者の必要見込数を算定します。(表 11)</p> <p>表 11 保育従事者(認定こども園、保育所、幼稚園等)の必要見込数</p> <p style="text-align: right;">(単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>【県全域】</th> <th>7年度</th> <th>8年度</th> <th>9年度</th> <th>10年度</th> <th>11年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保育教諭 (幼保連携型認定こども園)</td> <td>6,727</td> <td>6,696</td> <td>6,694</td> <td>6,701</td> <td>6,700</td> </tr> <tr> <td>保育士 (保育所等)</td> <td>10,149</td> <td>10,025</td> <td>10,046</td> <td>10,004</td> <td>9,969</td> </tr> <tr> <td>幼稚園教諭 (幼稚園、幼稚園型認定こども園)</td> <td>2,252</td> <td>2,096</td> <td>1,934</td> <td>1,820</td> <td>1,742</td> </tr> </tbody> </table> <p>※乳児等通園支援事業の保育従事者は含まない</p> <p>イ 乳児等通園支援事業</p> <p><u>乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を踏まえ、乳児等通園支援事業の実施に伴い必要となる保育士その他の特定乳児等通園支援を行う者の確保及び資質の向上に努めます。</u></p>	【県全域】	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	保育教諭 (幼保連携型認定こども園)	6,727	6,696	6,694	6,701	6,700	保育士 (保育所等)	10,149	10,025	10,046	10,004	9,969	幼稚園教諭 (幼稚園、幼稚園型認定こども園)	2,252	2,096	1,934	1,820	1,742
【県全域】	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度																																													
保育教諭 (幼保連携型認定こども園)	6,727	6,696	6,694	6,701	6,700																																													
保育士 (保育所等)	10,149	10,025	10,046	10,004	9,969																																													
幼稚園教諭 (幼稚園、幼稚園型認定こども園)	2,252	2,096	1,934	1,820	1,742																																													
【県全域】	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度																																													
保育教諭 (幼保連携型認定こども園)	6,727	6,696	6,694	6,701	6,700																																													
保育士 (保育所等)	10,149	10,025	10,046	10,004	9,969																																													
幼稚園教諭 (幼稚園、幼稚園型認定こども園)	2,252	2,096	1,934	1,820	1,742																																													

(3) プレコンセプションケアの推進に関する計画の変更

第4章第1 3①ア プレコンセプションケアの推進

第2 1②ア プレコンセプションケアの推進【再掲】

第2 3②ア プレコンセプションケアの推進【再掲】

ページ数	旧	新
P. 38 P. 89 【再掲】 P. 129 【再掲】	<p>【具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民、市町及び健康福祉センター職員、学校関係職員等に対する講演会及び研修会の開催 ・ 普及啓発媒体の作成 ・ <u>NPO 法人リプロダクティブヘルス研究会に委託した電話相談、面接相談及びメール相談の実施</u> ・ 性感染症の発生動向の把握及び検査、普及啓発の実施 ・ 母子健康手帳交付時等に合わせた、妊娠中の喫煙リスクに関する知識の普及啓発の実施 	<p>【具体的な取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>プレコンサポーターを活用した、普及啓発及び相談支援の実施</u> ・ 県民、市町及び健康福祉センター職員、学校関係職員等に対する講演会及び研修会の開催 ・ 普及啓発媒体の作成 ・ 性感染症の発生動向の把握及び検査、普及啓発の実施 ・ 母子健康手帳交付時等に合わせた、妊娠中の喫煙リスクに関する知識の普及啓発の実施
P. 301 用語 解説		<p>「プレコンサポーター」</p> <p>プレコンセプションケアを推進することを目的とし、自治体、企業、教育機関等において、性別を問わず、性や健康に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を行うよう促す人材</p>

●主観的評価

基本方針	関係数値目標（指標名）	所管		現状値 (R6年度)	目標値 (R11年度)	実績値 (R6年度)
		部局	担当課			
基本方針1 子ども・若者の権利を保障し最善の利益を実現	大人や社会が自分の意見を聴いてくれていると思う子ども・若者の割合	健康福祉部	子ども政策課	41.9%	70%	41.9%
基本方針2 子ども・若者等の意見聴取と施策への反映を実現	子ども・若者の割合	健康福祉部	子ども政策課	72.3%	毎年度90%	72.3%
基本方針3 子ども・若者及び子育て当事者へのライフステージに応じた切れ目ない支援を実現	自分の将来に対する夢や希望を持っていると答えた子ども・若者の割合	健康福祉部	子ども政策課	35.4%	70%	35.4%
基本方針4 すべての子ども・若者が安心して成長・活躍できる社会を実現	子育てが社会から応援されていると思う県民の割合	健康福祉部	子ども政策課			
基本方針5 子ども・若者及び子育て当事者へのライフステージに応じた切れ目ない支援を実現	子育てが社会から応援されていると思う県民の割合	健康福祉部	子ども政策課			

●客観的評価

大区分	中区分	小区分	取組名	対応施策 (事業名)	関係数値目標（指標名）	所管		基準値 (R5年度)	目標値 (R11年度)	実績値 (R6年度)	R7年度の取組評価等	R8年度の取組	
						部局	担当課						
1 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	(1)子どもの権利	ア	子どもの権利条約の普及啓発	人権教育総合推進事業	人権教育に関する校内研修を実施した学校の割合	教育委員会	教育政策課	小 89.0% 中 97.6% 高 90.8% 特 100%	毎年度100%	小 100% 中 98.2% 高 95.4% 特 100%	「静岡県人権教育の手引き」を県HP上に構築し、掲載する児童生徒の学習例等を拡充するとともに、教員研修やリーフレットを通じて手引きの周知を図ることにより、各学校における校内研修の実施を促進した。	人権教育に関する校内研修の実施を促進するため、人権教育担当者研修会において各学校の伝達講習を徹底するとともに、「静岡県人権教育の手引き」の充実や概要版の発行、人権教育に係る動画コンテンツの作成と周知等を通じて、手引きの活用を推進する。 また、各学校における「人権教育年間指導計画」の作成や見直しを促し、同計画に校内研修を位置付けるなど、人権教育の計画的かつ効果的な実施を支援する。	
		ア	人権啓発活動の実施	人権啓発活動事業 人権啓発センター運営等事業	人権啓発講座参加人数	健康福祉部	地域福祉課	25,248人	30,000人	25,389人	学校や企業、団体等が主催する研修等に講師を派遣する出前講座、地域や職場における人権啓発活動を行う人材を育成する人権啓発指導者養成講座及び広く県民を対象とした人権講演会等を開催した。また、市町や関係団体と連携して人権啓発事業を実施した。	関係部局や市町、関係団体等との連携に努めるほか、インターネット等による広報を積極的に行い、幅広く県民に対し啓発講座等への参加を促していく。	
	(1)遊び・体験活動・読書活動の推進	ウ	遊び・体験活動の推進と指導者養成	青少年指導者級別認定事業	青少年指導者の級別認定者数	教育委員会	社会教育課	1,344人	認定者数 1,800人	1,649人	コロナ禍で開催できなかった級別認定事業が再開し参加者数が増加した結果、認定者数も令和7年度は増加傾向にある。中級取得者の中には、上級取得を目指す指導者も増え、12月開催された上級取得研修会では、前年度の3倍の参加者数となった。	目標値である1,800人を目指していく。そのために、すでに取得している認定者に対して、中級・上級への級別認定事業を紹介し、参加者数が増加するよう情報提供方法を検討していく。	
		エ	自然体験活動の推進	児童生徒の休日における自然体験・野外活動の推進	児童生徒が「土・日曜日や夏休み、冬休み等の「自然体験」又は「野外活動」をしたことがある」と答えた割合	教育委員会	社会教育課 義務教育課 高校教育課 特別支援教育課	小 38.2% 中 22.0% 高 18.8% 特 31.3%	毎年度 小 40% 中 25% 高 20% 特 35%	小 41.5% 中 23.0% 高 17.1% 特 39.0%	次代を担う心身ともにたくましい青少年を育成するため、青少年団体に對して、青少年の健全育成を図ることを目的とした事業の委託、及び団体が実施する事業への助成を行った。 また、関係機関の活動等について、学校を通して周知した。	静岡県青少年育成会議のネットワークを生かし、会員が実施する事業について周知を図る。 関係機関の活動等について、引き続き学校を通して周知していく。	
	(2)生活習慣の形成・定着	イ	食育の推進	健康教育管理指導	栄養バランスのとれた朝食をとっている幼児・児童・生徒の割合	教育委員会	健康体育課	幼児 42.8% 小6 46.0% 中2 41.5% 高2 42.6%	幼児 55.0% 小6 55.0% 中2 55.0% 高2 55.0% (R17年度)	幼児 35.3% 小6 44.0% 中2 46.5% 高2 39.8%	小学5年生及び中学1年生を対象にリーフレット「朝ごはん食べていますか？」を配布し、栄養教諭等向けの講習会や毎年研修会においてリーフレットを活用した指導を周知している。	令和8年度も小学5年生及び中学1年生を対象に、リーフレット「朝ごはん食べていますか？」を配布するとともに、研修会等においてリーフレットを活用した指導取組の充実を促していく。	
		エ	外国語教育推進	外国語教育推進事業	中学校卒業段階でCEFRのA1レベル相当以上、高等学校卒業段階でCEFRのA2レベル以上の英語力を達成した中高生の割合	教育委員会	義務教育課 高校教育課	中 36.3% 高 55.7%	中 50.0% 高 60.0%	中 39.4% 高 56.3%	【義務教育課】英語担当の教員やALTに対する研修を行い、英語指導の充実に取り組んでいる。 【高校教育課】県立高等学校全校にALTを配置し、外部人材活用事業等と併せて国際理解教育を推進している。	【義務教育課】国際社会において、自らの意思を的確に表現し、コミュニケーションをとる能力を育成するため、生徒が外国語を学ぶ意欲や技能の向上を図ることが必要であり、引き続き教員等に対する研修を行う。 【高校教育課】ALTや外部人材を適切に活用し、国際理解教育を充実させる。	
	2 新たな社会を創造する人材を育むための多様な遊び・学び・体験や活躍できる機会づくり	(6)外国につながる子ども・若者の教育・支援等	イ	外国につながる子ども・若者への教育支援	外国人生徒支援事業 外国人生徒みらいサポート事業	外国人児童生徒等に対して、必要な支援が実現できている学校の割合	教育委員会	義務教育課 高校教育課	小 89.9% 中 95.7% 高 100%	毎年度100%	小 89.0% 中 89.1% 高 100%	【義務教育課】日本語指導のための教員の配置や、外国人児童生徒相談員等を学校や市町に派遣し、外国人児童生徒を支援している。外国人児童生徒は増加・多国籍化傾向があり、日本語指導が必要な児童生徒も増加している。 【高校教育課】(外国人生徒みらいサポート事業)外部支援員が、日本語の直接指導、教科内容理解の支援及び補助、生徒保護者からの相談への対応等を行う。支援員は学校独自で確保しており、人材確保に課題がある。 (外国人生徒みらいサポート事業)キャリアコンサルティング技能士及び日本語コーディネーターを支援対象校に巡回派遣し、生徒個々の状況に応じた支援を行う。日本語能力に課題のある外国人生徒に対して、企業等が採用時に求める日本語能力の習得を目的とした日本語学習講座を実施した。	【義務教育課】外国人児童生徒相談員等の派遣や市町との連絡協議会の開催等により、学校や市町教育委員会の外国人児童生徒への支援体制の充実を図っていく。 【高校教育課】引き続き、必要な支援体制を整える。
			ウ	外国につながる子ども・若者への生活支援	在住外国人情報提供事業	SNSを通じた「やさしい日本語」による情報発信件数	企画部	多文化共生課	112件	120件	167件	R8年1月31日現在、SNSを通じた「やさしい日本語」による情報発信件数は、182件である。そのうち、外国人向けに多言語で開催される相談会の周知投稿が大部分を占めるが、水難事故や火事の注意喚起等、防災関連の投稿にも力を入れている。	災害時には、緊急情報をリアルタイムで更新し、平常時には、防災意識を高めてもらえるよう、特に防災情報の充実にも努める。
		ア	男女共同参画の推進	男女共同参画推進事業	固定的な性別役割分担意識にとらわれない男性の割合	くらし・環境部	男女共同参画課	60.7% (R6年度)	80% (R7年度)	60.7%	固定的な性別役割分担意識にとらわれない男性の割合は年齢別に見ると10～20代は高い水準にあるものの、全体としては6割程度にとどまっている。また、固定的な性別役割分担意識にとらわれない女性は79.0%と、男女差も見られる。 令和7年度は第3次静岡県男女共同参画基本計画が計画期間満了となるため、関係団体との意見交換やパブリックコメントの実施、静岡県男女共同参画会議での意見を踏まえ、第4次静岡県男女共同参画基本計画を策定する。	固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みの解消に向け、県・市町が中心となり、男女共同参画センター、企業や経済団体、学校、NPO等と連携した男女共同参画を推進する体制を構築するとともに、ポータルサイトの構築による男女共同参画に関する情報の一元化、普及啓発動画の制作・発信など、性別や年代を考慮した広報・啓発により、県民一人ひとりの意識改革と理解促進を図り、行動変容に結びつくような取組を実施していく。	
	3 子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	(1)性や妊娠に関する正しい知識の普及・健康管理の促進	ア	プレコンセプションケアの推進	プレコンセプションケア啓発事業 母子保健指導事業 思春期健康支援対策事業	プレコンセプションケアに関する講演会参加者数	健康福祉部	子ども未来課	58人	80人	216人	一般向けの講演会の開催や支援者向けの研修会を開催し、プレコンセプションケアの普及啓発を行っている。ターゲットである若い世代へのアプローチ方法が課題であり、教育や職場と連携して取り組む必要がある。	普及啓発のための講演会、研修会の開催を継続するとともに、国が養成するプレコンセプターを活用した学校や企業向けの出前講座を実施していく。
イ			基礎疾患のある妊産婦等への相談支援 周産期メンタルヘルスケアの推進 周産期医療・小児医療の体制整備	基礎疾患のある妊産婦等への妊娠と産に関する相談支援事業 広域的母子保健フォローアップ支援事業 子ども医療費助成 小児慢性特定疾患医療費助成	4歳以下の乳幼児10万人当たりの死亡数(人)	健康福祉部	子ども未来課	51.5人 (R4年度)	毎年度45人以下	28.4人	妊産婦健診、乳幼児健診、各種医療費助成等の母子保健事業を通じて、母子の健康の保持増進を図っている。	引き続き、市町の実施する母子保健事業に対する支援と各種医療費助成を行っていくとともに、ハイリスク妊産婦に対する支援を継続していく。	
イ		周産期メンタルヘルスケアの推進等	広域的母子保健フォローアップ支援事業	産婦健康診査受診率	健康福祉部	子ども未来課	89.9%	100%	88.1%	周産期メンタルヘルス支援体制検討会や健康福祉センターで開催している妊産婦及び母子支援ネットワーク会議を通じて、地域の妊産婦のメンタルヘルスについて検討をしている。産科と精神科との連携が課題となっており、健康福祉センター単位でのネットワーク構築が必要である。	健康福祉センターで開催している妊産婦及び母子支援ネットワーク会議に精神科医にも参画してもらえるよう働きかけを行い、地域の産科と精神科、行政とのネットワーク構築に向け支援を行っていく。		
ア		市町における包括的支援体制の構築	重層的支援体制整備事業費助成 誰ひとり取り残さない福祉の仕組みづくり事業	包括的な支援体制の整備を行った市町数	健康福祉部	福祉長寿政策課	14市町 (R6年度)	35市町 (R10年度)	14市町	・市町へのアドバイザー派遣(8市町前後) ・市町職員等向け研修会等の開催(3回+動画配信1回) ・市町の体制構築推進のための検討会の開催(1回) ・市町と連携した専門職人材による相談会の実施(R7新規) ・ふじのくに孤独・孤立対策プラットフォームの運営 ・シンポジウムの開催(1回) ・市町、関係団体等によるワークショップの開催(3回)	・市町へのアドバイザー派遣(8市町前後) ・市町職員等向け研修会等の開催(3回+動画配信1回) ・市町の体制構築推進のための検討会の開催(1回) ・市町と連携した専門職人材による相談会の実施(R7新規) ・ふじのくに孤独・孤立対策プラットフォームの運営 ・シンポジウムの開催(1回) ・市町、関係団体等によるワークショップの開催(3回)		
(4)慢性疾患・難病・小児がん等患者への支援	ア	小児がん・AYA世代のがん医療の整備と支援の充実	小児がん・AYA世代のがん医療の整備	小児がん拠点病院及び小児がん連携病院の数	健康福祉部	疾病対策課	4施設	4施設	4施設	・県立子ども病院(小児がん拠点病院)や県立静岡がんセンター等(小児がん連携病院)を中心とした小児がん医療提供体制を構築している。 ・R7年度は、静岡県難病・がん小児患者等交通費等支援金(居住地から離れた医療機関を受診する際に、付添いを行った日数に応じて給付される支援金)の申請受付を開始し、制度の周知に努めた。	交通費等支援金の対象に、医療的ケア児を加え、居住地から離れた医療機関を受診する医療的ケアが必要な子どもを養育する世帯を支援する。		
イ	困窮世帯等への生活・学習支援	生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率	生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率	健康福祉部	地域福祉課	86.5%	93.7% (R7年度)	(集計中)	令和6年度における通所型の学習支援事業への参加者(事業実施9町)は110人になり、継続的に100人を超え推移している。参加者の大半は生活困窮世帯の子どもであることから、生活保護世帯の子どもの参加が課題である。	生活保護世帯への事業の周知を図り理解を促すことにより、生活保護世帯の子どもの参加を増加させることを通じて、学習意欲を高めるとともにキャリア形成支援の意識向上を図る。			

大区 分	中区分	小区分	取組名	対応施策 (事業名)	関係数値目標(指標名)	所管		基準値 (R5年度)	目標値 (R11年度)	実績値 (R6年度)	R7年度の取組評価等	R8年度の取組	
						部局	担当課						
第4章	4	こどもの貧困対策	(1)教育等の支援	エ 学校における生活と学習の支援 <small>(再掲) きめ細かな生徒支援充実事業</small>	公立の小・中学校、高等学校に配置するスクールソーシャルワーカーの配置人数	教育委員会	義務教育課 高校教育課	小中 54人 高 14人	小中60人 高 14人 <small>数値目標を修正</small>	小中 52人 高 14人	【義務教育課】 スクールソーシャルワーカーを全市町に配置し、児童生徒への相談体制の充実を図っている。 【高校教育課】 県立高等学校11校を拠点校とし、年間250～400時間を上限として社会福祉士等を配置した。そのうち、他の県立高等学校に3分の1程度の時間まで、要請に応じて派遣した。	【義務教育課】 スクールソーシャルワーカーを全市町に配置するとともに、スクールソーシャルワーカーへの研修の充実により、児童生徒への相談体制の充実を図る。 【高校教育課】 スクールソーシャルワーカーの効果的な配置や活用方法についても検討する。	
			(2)生活の安定に資する支援	ウ 保護者への支援	母子家庭等就業・自立支援センター運営事業	ひとり親サポートセンターにおける就職率	健康福祉部	子ども家庭課	32.1%	55.0%	18.9%	ひとり親家庭の経済的自立に必要な安定した就業の確保のため、事業主の理解促進を図りながら求人開拓をひとり親サポートセンターで実施している。令和7年度1月末のひとり親サポートセンターにおける就職率は17.1%となり、伸び率は停滞している。行政の支援機関(窓口利用)を利用せず情報を収集し自ら応募する人が増えていることが背景にある。その外、ひとり親サポートセンターにおいて資格取得・職業訓練について455件(前年比+217件)の相談に対応した。(令和7年度1月末時点)	企業HPや求人情報サイトから直接応募する方が増えているため、県HPやSNSを活用してひとり親サポートセンター事業の周知を行い、利用の促進を図る。また、求職登録者だけでなく、企業側の求職者に求めるニーズについて、能力及勤務条件などの求人票だけでは把握できないレベル感をより具体的に把握し、求職登録者へ情報提供を行い、雇用のマッチングにつなげていく。
			(3)保護者の就労支援	ア 保護者に対するきめ細かな就労支援	生活保護者就労支援事業	就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合	健康福祉部	地域福祉課	36.3%	50.0%	(集計中)	就労支援員による援助・助言を実施しているが、様々な就労障害を抱えている生活困窮者等が増加していることが課題である。	市によって成果が出ている市とそうでない市があるため、優れた取組の情報共有を行うことで底上げを図る。
第1 ライ フ ス テ ー ジ を 通 じ た 施 策	5	障害児支援・医療的ケア児等への支援	(1)障害児支援・医療的ケア児支援(保育含む)	ア 医療的ケア児や重症心身障害児、発達障害児に対する在宅支援の充実	医療的ケア児等総合支援事業	重症心身障害児(者)の支援に携わる専門人材養成数	健康福祉部	障害福祉課	236人/年	毎年度125人 (R7年度) <small>数値目標を修正</small>	227人/年	重症児者一人ひとりの状態に応じて適時適切な医療的ケアを行うことができる人材を育成するため、看護従業者及び介護従業者を対象とした研修を実施	重症児者一人ひとりの状態に応じて適時適切な医療的ケアを行うことができる人材を育成するため、看護従業者及び介護従業者を対象とした研修を実施
				イ 発達障害者支援体制整備事業	発達障害者支援体制整備事業	発達障害児者の支援に携わる専門人材養成数	健康福祉部	障害福祉課	1,675人/年	毎年度200人 (R7年度) <small>数値目標を修正</small>	2,353人/年	発達障害児者の一人ひとりの特性に応じて、適切な支援を行うことができる人材を育成するため、事業所職員等を対象とした研修を実施	発達障害児者の一人ひとりの特性に応じて、適切な支援を行うことができる人材を育成するため、事業所職員等を対象とした研修を実施
			イ 聴覚障害のある人に対する支援の充実	聴覚障害児の療育モデル事業	新生児聴覚スクリーニング検査受検率	健康福祉部	子ども未来課	97.9%	100%	98.0%	先天性聴覚障害の早期発見のため、新生児聴覚スクリーニング検査受検率及び精密検査受診率100%を目指すとともに、医療機関と行政が連携し、要精密検査児への支援や要精密検査児が必要な治療や療育に繋がる体制構築が課題となっている。	県立幼児聴覚支援センターで運営している新生児聴覚スクリーニング検査管理システムについて、県内全市町と全産科医療機関に対し導入を進め、検査結果の情報共有と要精密検査児への迅速な支援を強化する。	
	(2)特別支援教育	ア 特別支援教育の充実	(再掲) きめ細かな生徒支援充実事業 <small>特別な支援が必要な幼児児童生徒のうち個別の指導計画を作成されている人数の割合</small>	健康福祉部 教育委員会	子ども未来課 義務教育課 高校教育課	幼 96.1% 小 95.8% 中 95.0% 高 64.2% <small>指標を変更</small>	100% (R7年度) <small>数値目標を修正</small>	幼 - 小 - 中 - 高 84.5%	【義務教育課】 特別支援学級への非常勤講師の配置や、通常学級への学び方支援サポートの配置により、学習や生活等の指導の充実や、安全・安心な学習環境が保たれている。 特別な支援を必要とする児童生徒の状態が多様化しており、校内研修の継続した実施と内容の工夫等により、全ての小中学校における校内の特別支援教育体制の構築を促す必要がある。 【高校教育課】 「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の作成率が令和5年度より上昇している。	【義務教育課】 研修会等において、特別な支援を要する児童生徒数の増加や医療的ケア児の支援、自立活動の視点を生かした授業づくり等、近年の動向や児童生徒のキャリア形成の視点を伝え、より一層特別支援における教員の専門性向上の重要性を発信していく。 【高校教育課】 中学校・高等学校間の連携(情報の共有)を推進するために、高等学校は、入学決定後に中学校から「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の提供を受けるよう努める。			
	(3)障害者の就労支援	ア 障害のある人に対する就業支援	障害者活躍推進事業 障害者職場定着支援事業	障害者雇用率	経済産業部	産業人材課	2.37%	2.7% (R10年度) <small>目標年度を修正</small>	2.43%	「障害者働く幸せ創出センター」を拠点として、企業と地域の連携の創出、障害のある人の働くことに関する総合相談、情報の共有・発信など、障害のある人の働くことに関する総合的な支援を実施。	引き続き、「障害者働く幸せ創出センター」を拠点として、企業と地域の連携の創出、障害のある人の働くことに関する総合相談、情報の共有・発信など、障害のある人の働くことに関する総合的な支援を実施していく。		
	(4)共生社会の実現	イ 障害者差別解消の推進	差別解消の推進	障害を理由とする差別解消推進県民会議参画団体数	健康福祉部	障害者政策課	281団体	340団体 (R7年度) <small>数値目標を修正</small>	281団体	本県の障害者差別解消条例に基づき、県民と一体となって障害を理由とする差別の解消の推進に取り組むため、本会議を設置して施策をすすめているが、近年、本県における差別事案は年間40件前後発生している状況がある。	引き続き、県民と一体となって差別解消の推進に取り組むため、県民や事業者に対する施策を行い、差別解消や合理的配慮の理解促進を図っていく。		
	6	児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	(1)児童虐待防止対策	ア 適切な保護の実施 イ 児童相談所の体制強化 ウ 児童虐待等相談窓口の設置 エ 市町や関係機関との連携	児童虐待防止対策事業費	虐待による死亡児童数	健康福祉部	子ども家庭課	0人	0人	0人	児童虐待の防止を推進するため「児童虐待防止対策体制強化プラン」等に基づき児童相談所における児童福祉司等職員の増員、配置を行った。また、現職警察官を県内全ての児童相談所に配置し児童虐待対策として警察と児童相談所が連携強化を図っている。	児童相談所の相談支援体制の強化・県内の児童虐待相談対応件数が高い水準にあることに加え、複雑・困難なケースが増加していることから、児童虐待防止対策を更に推進するため、「新たな児童虐待防止対策体制強化プラン」(令和4年12月15日児童虐待防止対策に関する関係府庁連絡会議決定)に沿った児童福祉司の配置等、児童相談所の体制強化を進める。
(5)里親・特別養子縁組の推進			ア 里親委託の推進	里親養育援助事業	里親登録者数	健康福祉部	子ども家庭課	378組	409組	368人	新たな里親登録者のリクルートのため、児童相談所や里親支援センター、児童家庭支援センター(里親支援事業委託先)により各地で制度啓発や説明会を実施した。令和7年度は約30組の新規里親登録が見込まれるが、里親登録辞退者数が同程度見込まれるため、伸び率は停滞していることから、新規里親登録者獲得のための一層の啓発活動が必要。	里親制度に関する県民の理解促進を図るため、夜間やオンラインでの説明会の開催、企業に対する啓発等、幅広い開催場所・時間帯・方法による広報・啓発活動を実施する。また、市町の広報誌への啓発記事の掲載や、市町の関連事業を活用した広報啓発など、市町と連携した里親制度の周知啓発を行う。	
(6)児童養護施設等の小規模化・多機能化・人材育成等			ウ 施設の小規模化等に向けた支援 ウ 児童養護施設等の体制強化	子育て支援事業費(子ども未来課予算)	子育て短期支援事業実施市町数	健康福祉部	子ども家庭課	21市町 (R6年度)	33市町	21市町	市町に事業の利用促進を促したほか、「「都道府県社会的養育推進計画」の策定について」(令和6年3月12日付けこ支家第125号子ども家庭庁支援局長通知)において、本事業における里親・ファミリーホーム及び児童家庭支援センターの積極的な活用について示されたことから、令和6年度より子育て短期支援事業の受け入れについて、里親に加え、ファミリーホーム及び児童家庭支援センターに対しても調査を行い、名簿の整備を実施した。	子育て短期支援事業については、引き続き、未実施の市町に活用を推進を促すほか、委託先となり得る里親等の把握や委託可能な里親等の名簿を作成し、市町の求めに応じて提供する。また、里親等が出席する会議において、子育て短期支援事業の趣旨を説明する等、引き続き、事業への協力を求めていく。	
(7)ヤングケアラー			ア ヤングケアラー支援体制の構築	ヤングケアラー支援体制構築事業	18歳以上のヤングケアラーへの支援体制構築済み市町数	健康福祉部	子ども家庭課	17市町 (R6年度)	全市町	17市町	ヤングケアラーアドバイザーの配置や支援者のためのヘルプデスクを設置し、市町や支援者のヤングケアラーケース支援を行った。ヤングケアラーピアサポート事業を実施(東部・中部・西部地区)し、居場所を提供したほか、教員や福祉関係者等に対する研修を行い、普及啓発を行った。	ヤングケアラーアドバイザーの配置、支援者のためのヘルプデスクの設置、ヤングケアラーピアサポート事業の実施(東部・中部・西部地区)、教員や福祉関係者等に対する研修を実施するほか、18歳以上のヤングケアラーに対する支援を行うため、大学や専門学校等への訪問や、就労しているヤングケアラー対策として、企業への周知啓発を検討していく。	
										全国の小中高生の自殺が令和6年に過去最多の529人となる等、子どもの自殺が極めて深刻な状況にある。令和7年度中に子どもの自殺危機対応チームを立ち上げ、子どもの自殺の未然防止を図る。	子どもの自殺危機対応チームを全県で本格的に稼働し、自殺リスクの高い子どもへの対応に課題を抱える学校等を支援する体制を構築していく。		

大区分	中区分	小区分	取組名	対応施策(事業名)	関係数値目標(指標名)	所管		基準値(R5年度)	目標値(R11年度)	実績値(R6年度)	R7年度の取組評価等	R8年度の取組
						部局	担当課					
7	こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	(1)自殺対策の推進	ア こども・若者の自殺対策	自殺総合対策事業	ゲートキーパー養成数	健康福祉部	障害福祉課	70,638人(累計)	86,000人(累計) (令和9年度) 数値目標を修正	74,502人 (令和6年度末)	各市町や県の健康福祉センターでゲートキーパー研修を実施し、目標の養成者数に向けて順調に推移している。	引き続き各市町と協力しながらゲートキーパーの養成に取り組んでいく。
		(2)安全・安心な環境整備(情報モラル)	ア こども・若者が安心してインターネットを利用できる環境の整備	学校における情報モラル教育の推進	情報モラルに関する教育活動を実施した学校の割合	教育委員会	義務教育課 高校教育課 特別支援教育課	小100%、中100% 高99.1%、特94.9%	100%	小 99.3% 中 100% 高 99.1% 特 90.0%	【義務教育課】 小学校の国語や道徳、中学校の技術・家庭科の授業などを通じて情報の伝え方やモラルについて指導している。 【高校教育課】 共通必修科目「情報Ⅰ」を全ての生徒に履修させている(専門教科・科目で代替する場合は除く)。 【特別支援教育課】 障害による困難を補うために、個の障害の状態や発達段階に基づいた、情報収集、整理、表出、伝達、補助的手段として活用するタブレット・PC利用、通信、情報発信受信などに慣れ親しみ、生活の質を高めることを目的としてICT活用を推進している。活用の推進とともに情報モラルについても併せて指導をしていく必要がある。	生徒指導担当者及び特別支援学校ICT活用に関する研修等で情報モラルに関する教育活動の意義等を周知していく。また、必要に応じて外部人材を活用した授業を実施していく。
		ア 交通安全への取組	通学路等の交通安全対策	通学路合同点検に基づく交通安全対策実施率(箇所数)	交通基盤部	道路整備課	82% (341箇所)	100% (413箇所) (R10年度) 数値目標を修正	89% (367箇所)	通学路合同点検の結果、対策が必要と判断した箇所については、道路管理者が行う安全対策を実施している。 令和7年度は防護柵、グリーンベルト、路面標示などの即効対策を7箇所完了する見込み。 引き続き、関係機関と連携して、実施した対策の効果を検証し、更なる改善を図りながら、安全対策を推進し、子ども達が安全で安心して利用できる歩行空間の確保に努めていく。	対策未完了の箇所については、優先的に予算を配分し、早期完成に向けて事業を推進していくとともに、用地買収難航等により対策が困難な箇所については、対策内容の再検討を行い、早期に通学路の安全を確保していく。	
		(4)安全・安心な環境整備(交通安全・災害・防犯対策)	イ 災害・危機管理対策	次世代防災リーダー育成事業	静岡県ふじのくにジュニア防災士養成講座受講者数	危機管理部	危機情報課	31,309人/年	毎年度30,000人	30,271人/年	本講座は、小学校4年生から高校生を対象として実施しており、今年度は、新たな取組として、意識啓発コースの講座内容にしず〜が防災かるた「豪雨の備え編」を追加し、風水害への対応に関する講座を充実させた。今年度は、令和8年1月末時点で373講座で28,627人が受講しており、令和5年度、6年度に引き続き、目標である受講者30,000人の達成が見込まれる。 富士市では、ジュニア防災士を取得した児童生徒が、市主催の防災イベント「ふじBousai2025」において、会場の案内やブースの紹介など防災啓発活動を行っており、受講者の活用が広がっている。	ジュニア防災士を取得した児童生徒が、地域の防災訓練等で主体的に活動する場面を設けてもらうように、市町に働きかけていく。また、他部局と連携し、竜巻など多様な災害に対応した講座内容を作成、展開していく。
		ア 多様化する依存症への対策	ネット依存度対策推進事業	依存症相談支援に携わる従事者向け研修の参加人数	健康福祉部	障害福祉課	累計122人 (R4〜5年度)	累計316人 (R4〜R7年度) 数値目標を修正	148人 (R6年度末)	県精神保健福祉センターで相談支援者向けに依存症支援者研修を実施し、依存症に関する相談対応の向上や依存問題を抱える者に対する効果的な支援に関する基礎知識を習得を図った。	引き続き精神保健福祉センターと協力しながら依存症支援者研修を実施し、相談支援者の養成に取り組んでいく。研修参加者増加のために周知を行う。	
(1)こどもの誕生前から幼児期まで	1 妊娠前から妊娠・出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の提供	(4)妊娠期から子育て期を通じた保健・医療の提供【再掲】	ア 基礎疾患のある妊産婦等への相談支援 イ 周産期メンタルヘルスケアの推進 ウ 周産期医療・小児医療の体制整備 エ 乳幼児健康診断への支援 オ 産後、助産師等からの指導・ケアを十分に受けることができた人の割合	基礎疾患のある妊産婦等への妊娠と産後に関する相談支援事業 広域的母子保健フォローアップ支援事業 こども医療費助成 小児慢性特定疾病医療費助成 育成医療扶助 未熟児養育医療扶助	健康福祉部	こども未来課	91.3% (R4年度)	100%	91.3% (R5年度) ※R6年度は令和8年3月公表予定	妊産婦健診、乳幼児健診、各種医療費助成等の母子保健事業を通じて、母子の健康の保持増進を図っている。	引き続き、市町の実施する母子保健事業に対する支援と各種医療費助成を行っていくとともに、ハイリスク妊産婦に対する支援を継続していく。	
		(5)相談・支援体制の整備【再掲】	ア 市町における包括的支援体制の構築【再掲】	重層的支援体制整備事業費助成 誰ひとり取り残さない福祉の仕組みづくり事業	健康福祉部	福祉長寿政策課	14市町 (R6年度)	35市町 (R10年度) 目標年度を修正	14市町	・市町へのアドバイザー派遣(8市町前後) ・市町職員等向け研修会等の開催(3回+動画配信1回) ・市町の体制構築推進のための検討会の開催(1回) ・市町と連携した専門職人材による相談会の実施(R7新規) ・ふじのくに孤独・孤立対策プラットフォームの運営 ・シンポジウムの開催(1回) ・市町、関係団体等によるワークショップの開催(3回)	・市町へのアドバイザー派遣(8市町前後) ・市町職員等向け研修会等の開催(3回+動画配信1回) ・市町の体制構築推進のための検討会の開催(1回) ・市町と連携した専門職人材による相談会の実施(R7新規) ・ふじのくに孤独・孤立対策プラットフォームの運営 ・シンポジウムの開催(1回) ・市町、関係団体等によるワークショップの開催(3回)	
		ア 待機児童の解消を目指す施設整備の推進 イ 保育士の確保と定着支援	年度途中入所サポート事業費助成 保育士等確保対策事業費 保育士等キャリアアップ研修事業費 働きやすい保育の環境向上事業費 保育士修学資金等貸付事業費助成	健康福祉部	こども未来課	16人	0人	0人	出生数の減少に伴い低年齢児の申込児童数が大幅に減少したことや、保育士確保の取組や各市町における柔軟な入園調整等により待機児童の解消に繋がった。	待機児童は解消したものの、年度途中で待機児童が発生する可能性があることから、引き続き保育士の確保を進めることで、保育環境の整備を図る。		
		イ 保育士の確保と定着促進	保育士等確保対策事業費 働きやすい保育の環境向上事業費 保育士修学資金等貸付事業費助成 保育魅力発信事業費	健康福祉部	こども未来課	64.5%	77.6%以上	55.2%	保育士修学資金等の貸付により養成校への入学希望者を支援するとともに、保育の仕事に係る出前講座や職場体験による保育の魅力発信により、若い世代へ保育の魅力を伝えていく。	引き続き、保育士修学資金等の貸付により養成校への入学希望者を支援するとともに、より効果的な保育の魅力発信手法を検討していく。		
		イ 幼児教育の充実	幼児教育支援充実事業費	健康福祉部	こども未来課	9.50%	12%	12%	保育士、保育所支援センターにおける就職相談やマッチング支援を通じて、求職者の就職を支援していく。	引き続き、保育士・保育所支援センターにおける就職相談やマッチングを通じて、求職者に寄り添った支援を行っていく。		
(3)幼児教育・保育の質の向上	イ 幼児教育の充実	幼児教育支援充実事業費	健康福祉部	こども未来課	28市町	33市町	29市町	県が、幼児教育・幼小接続担当者を対象に市町訪問を実施することで、各市町の幼保小接続の実態把握や支援を行っている。各市町の幼保小接続を推進する架け橋期のコーディネーターの配置や育成が課題となっている。	引き続き、市町訪問を実施し、各市町の実態に応じた助言や支援をするとともに、架け橋期のコーディネーター又はそれに準ずる仕事を各々の各市町配置を推進し、育成研修を継続していく。			
(2)特別支援教育	(1)主体的・対話的で深い学びの推進	ア 個別最適な学びと協働的な学び	静岡式35人学級編制	学級の友達(生徒)との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり広げたりすることができる子どもと答える児童生徒の割合	教育委員会	義務教育課	小86.4% 中87.8%	毎年度90%	小 86.4% 中 87.8%	静岡式35人学級編制により、きめ細かな指導の充実を図っている。また、小学校高学年への専科教員を配置し、専門性の高い教科指導を推進している。取組の効果が認められる一方で、教員の定数や人材確保等に課題がある。	引き続き静岡式35人学級編制を継続するとともに、専科教員の配置による小学校の教科担任制を推進する。また、国の動向を注視しつつ、35人学級編制の教育効果を検証し、適正な学級規模や望ましい教育体制の在り方について検討していく。	
	ア 特別支援教育の充実【再掲】	(再掲)きめ細かな生徒支援充実事業	特別な支援が必要な幼児児童生徒のうち個別の指導計画を作成されている人数の割合	健康福祉部 教育委員会	こども未来課 義務教育課 高校教育課	幼 96.1% 小 95.8% 中 95.0% 高 64.2%	100% (R7年度) 指標を変更	幼 ー 小 ー 中 ー 高 84.5%	【義務教育課】 特別支援学級への非常勤講師の配置や、通常学級への学び方支援サポートの配置により、学習や生活等の指導の充実や、安全・安心な学習環境が保たれている。 特別な支援を必要とする児童生徒の状態が多様化しており、校内研修の継続した実施と内容の工夫等により、全ての小中学校における校内の特別支援教育体制の構築を促す必要がある。 【高校教育課】 「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の作成率が令和5年度より上昇している。	【義務教育課】 研修会等において、特別な支援を要する児童生徒数の増加や医療的ケア児への支援、自立活動の視点を生かした授業づくり等、近年の動向や児童生徒のキャリア形成の視点を伝え、より一層特別支援における教員の専門性向上の重要性を発信していく。 【高校教育課】 中学校・高等学校間の連携(情報の共有)を推進するために、高等学校は、入学者決定後に中学校から「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の提供を受けるよう努める。		
	イ 居住地域の小・中学校との交流を行った特別支援学校の児童生徒数	居住地域の小・中学校との交流を行った特別支援学校の児童生徒数	教育委員会	特別支援教育課	1,078人	1,500人	1,074人	R7年度の実施児童生徒数は、前年度と同数の1,074人である。交流の意義、目的等について、引き続き保護者や地域に「交流冊を活用した交流及び共同学習」の意義等について発信していく必要がある。	伊豆の国市、袋井市に協力いただき、地域の小中一貫グループに特別支援学校が参画すること、コミュニティ・スクールを有効活用すること等を通じて、「交流及び共同学習」を促進させ、地域のインクルーシブ教育システムの推進する。			
(3)教育DX	ア スクールDXの推進	スクールDX推進事業	授業中にICTを活用して習熟度別学習や協働学習など専門的な指導ができる教員の割合	教育委員会	教育DX推進課	78.00%	100%	82.40%	教員の割合は年々増加しているが、数値の伸び率が鈍化していることが課題。	ICTを授業等に効果的に活用できるよう、関係所属と協力し、学校現場や市町教育委員会等のニーズに合わせて、研修の充実や事例の共有を図る。		

大区 分	中区分	小区分	取組名	対応施策 (事業名)	関係数値目標(指標名)	所管		基準値 (R5年度)	目標値 (R11年度)	実績値 (R6年度)	R7年度の取組評価等	R8年度の取組		
						部局	担当課							
第4章 第2 ライフステージ別の 施策	(2)学童 期・思春期	1 安心して 過ごしがこ とのできる質 の高い学校教育 の推進	(4)地域ぐるみで取り組む教育の 推進	ア コミュニティ・スクールの 推進	コミュニティ・スクール推進事業費	コミュニティ・スクールを導入した学校の割合	教育委員会	義務教育課 高校教育課 特別支援教育課	小中 71.3% 高 53.4% 特 100%	高校100%	小中 85.2% 高 76.1% 特 100%	【義務教育課】 各協議会、研修会等において、コミュニティ・スクールと地域学校協働活 動の連携の重要性を説明し、一体的推進を図っている。市町により実態が 異なるため、それぞれの市町にあった支援が必要である。 【高校教育課】 各高校の生徒や地域の実態に適したコミュニティスクールの運営や地域と 連携した取組について情報収集するとともに研修等で情報を共有する。 【特別支援教育課】 コミュニティ・スクールを有効活用すること等を通して、交流及び共同学 習を促進させ、地域のインクルーシブ教育システムを推進する。		
			(6)社会参画・地域活動・社会貢 献活動	イ 人づくりの推進「未来を切り 拓くDream授業」	人づくり推進事業(うち「未来を切り 拓くDream授業」)	未来を切り拓くDream授業参加者数	企画部	総合教育課	30人	毎年度30人	27人	県内中学生を対象に毎年度8月に3泊4日で開催し、日常生活では触れる 機会が少ない一流講師の講義等を参加者に提供することで、学校では得が たい教養を身に付けてもらうだけでなく、参加者同士が互いに刺激し合い 高め合える関係を築き、自らの可能性を更に伸ばすきっかけの場となっ ている。 過去の参加者等にユースリーダーとして運営へ協力してもらうことで、参 加者との年度を超えた絆のつながりが生まれている。	授業内容や構成の充実を図るとともに、募集方法等の見直しを図り、より 多くの生徒の参加を促進していく。 また今後も年度を超えたつながりと成長の循環を図るよう検討を重ねてい く。	
			(7)体力向上のための取組の推進	ア こどもの体力向上の推進	子供の体力向上推進事業	学校の体育以外での1週間の運動時間	教育委員会	健康体育課	小5男子497分 女子293分 中2男子850分 女子522分	小5男子510分 女子330分 中2男子721分 女子650分	小5男子 496分 女子 304分 中2男子 721分 女子 519分	児童の運動機会を確保するために体力アップコンテストしずおか等を実施 し、こどもの健康の保持増進や体力向上の促進に取り組んできたが、学校 における教育活動の見直しやコロナ禍で外出を控える生活様式の定着、ス マートフォン・タブレット端末等の情報機器を使用する時間の増加等の影 響により運動習慣に変化が見られ、運動時間が減少傾向にある。 令和6年度と比較して、小学5年生男女・中学2年生男女ともに、1週間 の総運動時間は短い。全国との比較でも、小学5年生男女・中学2年生男 女ともに、1週間の総運動時間は短い。 ①実技指導協力者(水泳)派遣事業 R6 40校、R7 39校 ②実技指導協力者(水泳)派遣事業 R6 55校、R7 35校 ③実技指導協力者(武道)派遣事業 R6 6校、R7 6校	チャレンジシートやふじさんプログラム等のコンテンツをしずおか元気っ 子LabのHPに公開し、家庭で活用することや、体力アップコンテスト しずおかの活用促進、学校による総運動時間を増やす取組の好事例紹介等 を通じ、児童生徒の運動習慣の定着を図る。 体育の授業に実技指導協力者を派遣し、実技指導を行うことにより、ス ポーツや運動に対する関心を高め、運動や体育が好きな児童生徒の増加に 努める。 新体力テストの分析結果を各学校と共有し、今後の対策の一助とする。	
			(8)学校保健の推進	イ 生活習慣病予防の推進	食育推進実践事業(一部) 適量キッズの育成	児童生徒における肥満傾向児(小学5年生)の割 合	健康福祉部	健康増進課	11.9%	減少 (R17年度)	10.5%	栄養バランス、野菜摂取、朝食の大切さなどに関する重要性について情報 発信や啓発や食育教室等を開催し、こどもが食と健康の関わり等を学ぶ機 会とした。	引き続き、現在の取組を継続するとともに、市町、県教育委員会、食育推 進のボランティア団体等と連携して食育を推進していく。	
				ウ 健康教育の充実	学校地域連携安全・安心推進事業 教職員総合研修事業	学校保健計画に位置付けたがん教育を実施した小 学校・中学校・高等学校の割合	教育委員会	健康体育課	51.1% (R4年度) R5実績に更新	100%	59.7%	がん教育の学校保健計画への位置づけについて、養護教員や保健主事向け の研修会で説明し、周知している。	令和8年度もがん教育を学校保健計画に位置づけ、各学校において系統的 に行うよう、養護教員や保健主事向けの研修会で周知していく。	
			(9)学校給食の普及・充実、食事 の推進	ア 学校給食の充実	給食施設に対する指導事業	管理栄養士・栄養士を配置している特定給食施設 (病院、介護老人保健施設、介護医療院を除く) の割合	健康福祉部	健康増進課	76.1%	78% (R17年度)	77.4%	各保健所において給食施設実態調査により現状を把握するとともに、栄養 指導員による個別及び集団指導を実施した。	引き続き、給食施設実態調査により現状を把握するとともに、栄養指導員 による個別及び集団指導を実施していく。	
				ア 学校の働き方改革の推進	学校の働き方改革の推進	多忙化解消に向けた研究成果を活用した学校の割 合	教育委員会	義務教育課	小92.8% 中95.2%	小100% 中100%	小 93.3% 中 95.2%	業務改善「夢」コーディネーターを中心に、市町ごとのグーグルクラ スルームを活用し、各校の情報共有や取組の推進が図られた。学校間や地域 間による取組の格差が見られることから、好事例を積極的に発信すること で、横展開を図る必要がある。	全ての小中学校・義務教育学校で、「学校経営における職と職務の再編」 を推進する。推進地区の取組を参考に、市町教育委員会の指導のもと、学 校と教師の業務の3分類による業務の見直しを行う。	
			2居場所づく り	(1)こどもの居場所づくり	イ こどもの居場所づくりの推 進【再掲】	こどもの居場所づくり応援事業 こどもの居場所応援事業費助成	こどもの居場所がある小学校区の割合	健康福祉部	こども家庭課	53.7% (R6年度)	100%	53.7%	新たな居場所の立上げや継続的な居場所の運営の支援として、寄附金を活 用した助成制度の実施、相談窓口の設置、居場所運営者・県・県社会福祉 協議会による情報交換会の開催等に取り組んだ。また、こどもの居場所 マップを活用し、利用の働きかけを行った。	居場所の運営者から運営面での課題として挙げられている「資金」「ス タッフ」について、引き続き助成制度や相談窓口の設置により支援を行 う。特に、こどもの居場所がない小学校区への立上げ支援を行う。また、 支援の必要ない小学校区に活用し、利用の働きかけを行った。
					ウ 児童館・放課後児童クラ ブの充実	放課後児童クラブ運営費助成 子育て支援施設整備費助成	放課後児童クラブ待機児童数	健康福祉部	こども未来課	674人	0人	548人	施設整備等が進んだことにより待機児童数は減少しているが、共働き家庭 の増加により利用ニーズ増加していることや小学校区単位での需給のミス マッチが生じていることから、引き続き待機児童が発生している。	放課後児童クラブの実施主体である市町に対し、施設整備や余裕教室の活 用等による児童の受け皿拡大の取組を支援することにより、待機児童の解 消を図る。
					ウ 児童館・放課後児童クラ ブの充実	放課後児童支援員等資質向上事業	放課後児童支援員の養成者数	健康福祉部	こども未来課	442人	毎年度470人	457人	認定資格研修を県内3か所で開催し、令和6年度からサテライト会場での設 置、令和7年度から受講定員を50人増員し、受講者の利便性を図った。放 課後児童クラブの運営に必要な放課後児童支援員を継続的に養成してい く必要がある。	放課後児童クラブの運営に必要な放課後児童支援員を確保できるよう、放 課後児童支援員認定資格研修を継続的に実施するとともに、放課後児童ク ラブ及び支援員の質の向上を図るための研修を実施していく。
3 小児医療 体制、心身の 健康等につ いての情報提 供やこころの ケアの充実	(2)性や妊娠に関する正しい知識 の普及・健康管理の促し【再 掲】	ア プレコンセプションケアの 推進【再掲】	プレコンセプションケア啓発事業 母子保健指導事業 思春期健康支援対策事業	プレコンセプションケアに関する講演会参加者数	健康福祉部	こども未来課	58人	80人	216人	一般向けの講演会の開催や支援者向けの研修会を開催し、プレコンセプ ションケアの普及啓発を行っている。ターゲットである若い世代へのア プローチ方法が課題であり、教育や職域と連携して取り組む必要がある。	普及啓発のための講演会、研修会の開催を継続するとともに、国が養成す るプレコンサポーターを活用した学校や企業向けの出前講座を実施してい く。			
		ア 適切な進路指導の推進	キャリア教育推進事業	インターンシップを実施した高等学校の割合	教育委員会	高校教育課	83.5%	100%	高 87.2%	生徒の勤労観・職業観を養い、一人一人の社会的な自立に向けた職業体験 は重要である。実施状況は新型コロナウイルス以前の状況(86.5%)に戻って いる。	進路指導主事研修会等により更なる充実の必要性を説明し、インター ンシップの推進を図る。			
4 成年年齢 を迎える前 に必要とな る知識に関 する情報提 供や教育	(3)なりたい職業に就くための支 援 (4)若者の職業能力形成・就職支 援等	ア なりたい職業に就くための 支援	キャリア教育推進事業	キャリア教育推進事業	「キャリア・パスポート」を活用して指導した学 校の割合	教育委員会	義務教育課 高校教育課 特別支援教育課	89.00%	毎年度100%	小中 91.2% 高 63.3% 特 100%	【義務教育課】 児童生徒一人一人のキャリア形成と自己実現に向けた指導を行えるよう、 キャリア教育研修会の開催等によりキャリア教育を推進する。 【高校教育課】 キャリアパスポートを活用し、一人一人に応じたキャリア教育を実施して いる。 【特別支援教育課】 個別の指導計画や個別の指導計画を保護者や関係機関等との連携や教 育活動に活用している。	児童生徒一人一人のキャリア形成と自己実現に向けた指導を行えるよう、 キャリア教育研修会の開催等によりキャリア教育を推進する。 【高校教育課】 キャリアパスポートを活用し、一人一人に応じたキャリア教育を実施して いる。 【特別支援教育課】 個別の指導計画の作成に生成AIを活用し、全ての県立特別支援学校で統一 された様式を作成することで、より活用しやすいキャリアパスポートとし ていく。		
		ア 適切な進路指導の推進	WAZAチャレンジ教室の開催	WAZAチャレンジ教室参加者数	経済産業部	職業能力開発課	2,304人	2,400人 (R7年度) 目標年度を修正	2,310人	学校や技能士と連携して児童・生徒の興味や関心をより高める新たなメ ニューの追加に努めるとともに、当事業を活用していない市町への一層の 周知を通じて、目標達成に向けた参加者の回復及び裾野の拡大に取り組 んだ。	申込後の学校行事の調整状況等により、WAZAチャレンジ教室が実施で きなくなった場合は、可能な限り日程変更等の対応を柔軟に行い、学校や 技能士と実施に向けた調整を図っていく。また、特別支援学校の参加割合 が近年増加していることから、一層の利用拡大が図られるよう、より特別 支援学校のニーズに対応したメニューの提供について、技能士会と検討を 進めていく。			
		ア 適切な進路指導の推進	戦略広報「静岡どぼくらぶ」	現場体感見学会・出前講座実施学校数	交通基盤部	建設政策課 建設業課	25校	毎年度20校 (R7年度) 目標年度を修正	20校	建設産業の重要性・魅力等を情報発信する「静岡どぼくらぶ」の取組とし て、令和7年度は出前講座を12校、現場体感見学会を9校で実施した。 引き続き、親子インフラツリズム、高校の探究学習支援、中学・高校の 教員研修会等も通じて、次代の建設産業を担うこどもの職業観の醸成に努 めている。	将来的に建設産業で活躍する人材を育成するためには、より若い世代への 理解促進が重要である。産学官連携をさらに活性化させて取組の実効性 を高めるとともに、幅広い世代にわたる出前講座等の開催を検討していく。			

大区 分	中区分	小区分	取組名	対応施策 (事業名)	関係数値目標(指標名)	所管		基準値 (R5年度)	目標値 (R11年度)	実績値 (R6年度)	R7年度の取組評価等	R8年度の取組
						部局	担当課					
(3) 青年期	5 いじめ防止と不登校の こどもへの支援	(2)不登校のこどもへの支援体制の整備・強化、要因分析	ア 不登校のこどもへの支援体制の整備・強化、要因分析	(再掲) 子ども・若者支援ネットワーク	「不登校や不登校、ひきこもり等の悩みに個別に応じる合同相談会」相談件数(毎年950件以上)(若い翼プラン)	教育委員会	社会教育課	1,515件	毎年度1,250件	1,256件	令和6年度まで5市(静岡市・沼津市・富士市・浜松市・島田市)で開催していたが、開催市町を新規開拓することで、令和7年度は伊豆の国市を追加した6市で開催した。空白であった伊豆地区で開催することで、県内全域でさまざまな悩みを抱える子ども・若者への支援につなげた。市町担当者連携して準備を進め、広報活動に力を入れた。	各市町の協力を得ることで、県内全ての小学校、中学校、高等学校、大学、静岡県こども・若者支援機関マップi(アイ)マップに掲載されている団体をはじめ、関係各所へ開催通知を发出しているが、支援が必要な県民に十分周知されていない懸念がある。SNSの利用方法をはじめ、各市町の状況を把握しつつ効果的な周知方法について検討する。
		(3)不登校のこどもへのアウトリーチ、プッシュ型・伴走型支援	ア 多様な学びの場の確保に向けた取組 イ スクールカウンセラー等を活用した相談体制の整備	(再掲) きめ細かな生徒支援充実事業	公立の小・中学校、高等学校に配置するスクールカウンセラーの人数	教育委員会	義務教育課 高校教育課	小中 144人 高 37人	小中 169人 高 45人	小中 147人 高 48人	【義務教育課】 中学校区ごとに同じスクールカウンセラーを配置し、中学校区内の小中学校の連携により小中9年間を見通した支援を行うとともに、悩み・不安・ストレスを抱える児童生徒への相談体制の充実を図った。1人1中学校区の配置を達成するために、更なる人材の確保が課題である。 【高校教育課】 県立高等学校34校を拠点校、10校を重点巡回校とし、年間140~280時間を上限として臨床心理士等を配置した。重点巡回校に30時間程度まで、他の県立高等学校に30時間程度まで、要請に応じて派遣した。	【義務教育課】 スクールカウンセラーを確保するため、公認心理士協会等の各団体に募集の案内をするなど応募者を増やし、よりよい人材を確保していく。また、小中合同でケース会議を行うなど、小・中学校間で生徒間の情報を共有し、生徒理解をより深めるための取組を推進していく。 【高校教育課】 引き続き必要なカウンセリングが実施できるよう配置を検討する。
		(1)校則の見直し	ア 校則の制定と見直し	生徒指導等推進事業	校則の点検や見直しをした学校の割合(隔年調査)	教育委員会	高校教育課	96.3%	100.0%	-	校則等の見直し状況について調査し、集計結果を各学校へ通知した。生徒指導主事研修会において、令和6年度に生徒に周知・配布している「校則」「規則」など、学校での決まり事を定めたものの写しを収集した。	調査結果をまとめ、生徒指導地区研究協議会等において情報共有しながら、校則の適切な運用と継続的な検証及び見直しを周知していく。
	6 こどもの 主体性が発揮 できる学校づくり	(2)安全・安心(安全・安心な教育環境づくり)	ア 安全・安心な教育環境づくり	教職員の不祥事対策	教職員の体罰・不適切な言動に係る懲戒処分件数	教育委員会	教育総務課	6件	0件	3件	「体罰・不適切な言動根絶のためのガイドライン」及びフリーレットの周知及び活用 教育職員等による児童生徒性暴力等(児童生徒性暴力等)につながり得る不適切な言動を含む)根絶のための研修資料の周知及び活用 児童生徒への体罰アンケート及びセクハラアンケートの実施 「生徒指導に係る共通ルール」の改正(SNS等による連絡ルールの改正、児童生徒操縦ルールの制定)	引き続き、児童生徒が被害者となる不祥事等の根絶のための対策を強化して実施する。 「体罰・不適切な言動根絶のためのガイドライン」及びフリーレットの周知及び活用 「体罰・不適切な言動についてのセルフチェックシート」の活用 児童生徒への体罰アンケート及びセクハラアンケートの実施 年次別研修でのコンプライアンスに係る研修 「生徒指導に係る共通ルール」の周知及び徹底
		(1)高校中退の予防、中退後の支援(就労支援含む)	ア 教育相談体制の充実	(再掲) きめ細かな生徒支援充実事業費	公立の高等学校に配置するスクールソーシャルワーカーの人数	教育委員会	高校教育課	14人	14人	高14人	(再掲) 県立高等学校11校を拠点校とし、年間250~400時間を上限として社会福祉士等を配置した。そのうち他の県立高等学校に3分の1程度の時間まで、要請に応じて派遣した。	(再掲) SSWの効果的な配置や活用方法についても検討する。
	7 高校生世代への学びの 継続やキャリア 形成の支援	(1)高校中退の予防、中退後の支援(就労支援含む)	ア 教育相談体制の充実	(再掲) きめ細かな生徒支援充実事業費	公立の高等学校に配置するスクールソーシャルワーカーの人数	教育委員会	高校教育課	14人	14人	高14人	(再掲) 県立高等学校11校を拠点校とし、年間250~400時間を上限として社会福祉士等を配置した。そのうち他の県立高等学校に3分の1程度の時間まで、要請に応じて派遣した。	(再掲) SSWの効果的な配置や活用方法についても検討する。
		(3)ライフプランニング・キャリア形成支援	イ 農林環境専門大学の就職支援	農林環境専門職大学管理運営費	農林環境専門職大学等の卒業生のうち農林業関連分野への就業者の割合	経済産業部	農業ビジネス課	81.4%	85.0% (R7年度)	73.4%	生産物の品質向上や生産性向上を図るための専門的な知識・技術の向上に加え、ICTなどの先端技術を生産現場へ導入する能力を身につけさせることにより、農林生産のプロを育成している。 各産業において人材獲得競争が激化しており、多くの選択肢の中から待遇や労働環境等を比較して農林業関連分野以外へ就業者が増加したことにより、「農林環境専門職大学等の卒業生のうち農林業関連分野への就業者の割合」がR5年度と比較して低下した。	大学では引き続き、就職講座や個別相談会の開催、農林業経営体における産地実務実習やインターンシップの実施等を通じて農林業の魅力を広げ、理解醸成を図る。 県立の専門職大学であることから、県の農林事務所や研究所と農林業関連企業等とのつながりを最大限活用し、企業への求人依頼及び求人情報の把握を行い、積極的に学生に発信することで、学生と企業とのマッチング支援を行う。 さらに、家業を継ぐ学生や独立自営就農を目指す学生に対しては、公的な支援制度の情報提供や卒業後を見据えた就業計画の策定支援を行っている。
	2 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組	(1)若者の職業能力形成・就職・経済的基盤の安定のための取組	イ 就職支援・マッチングの推進	しずおかジョブステーション運営事業	しずおかジョブステーション登録者の進路決定率	経済産業部	産業人材課	32.5%	42.2% (R7年度)	29.1%	県内3箇所に「しずおかジョブステーション」を配置し、ハローワークなど確保機関と連携し、個々の相談者の事情に応じたきめ細かな支援を行った	対面相談に加え、オンライン相談や出張相談等利用者の相談しやすい手段の確保により個々の相談者に寄り添い、早期の進路決定に向け支援する。 ※指標からは削除をお願いします
		(1)市町等と連携した結婚支援の推進	ア 結婚支援体制の強化 イ 結婚支援センター・マッチングシステムの運営	ふじのくに出会い応援事業	ふじのくに出会いサポートセンターにおける成婚件数	健康福祉部	こども政策課	30件	毎年度30件	41件	令和7年度は、1月未現在までに22件が成婚した。年間30件の目標に向け、着実に進捗している。SNS等による広報にも力を入れることで、会員数も微増している。 入会にハードルを感じている県民に対するアプローチを更なる会員数の増加のため、新たに非会員向けイベントの開催や、民間企業と連携した初の若手社会人交流イベントを200人規模で開催する。	成婚件数毎年度30件の目標達成を維持するためには、その前提となる会員数増加のための取組や、成婚に向けた支援の充実が必要である。婚活に興味があるものの、入会にハードルを感じている県民に対するアプローチを強化するほか、特に女性会員増加に向け、女性が結婚に希望を持っているイベントの企画や効果的な広報を検討する。 また、民間企業と連携した取組を強化・継続するほか、市町と連携した相談会やイベントの開催により、非会員へのアプローチと共に、会員の満足度向上にもつなげる。
	4 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実	(1)不登校・ひきこもりへの支援	ア 関係機関による支援体制の構築	(再掲) 子ども・若者支援ネットワーク	「不登校や不登校、ひきこもり等の悩みに個別に応じる合同相談会」相談件数(毎年950件以上)(若い翼プラン)	教育委員会	社会教育課	相談件数1,515件	毎年度1,250件	1,256件	令和6年度まで5市(静岡市・沼津市・富士市・浜松市・島田市)で開催していたが、開催市町を新規開拓することで、令和7年度は伊豆の国市を追加した6市で開催した。空白であった伊豆地区で開催することで、県内全域でさまざまな悩みを抱える子ども・若者への支援につなげた。市町担当者連携して準備を進め、広報活動に力を入れた。	各市町の協力を得ることで、県内全ての小学校、中学校、高等学校、大学、静岡県こども・若者支援機関マップi(アイ)マップに掲載されている団体をはじめ、関係各所へ開催通知を发出しているが、支援が必要な県民に十分周知されていない懸念がある。SNSの利用方法をはじめ、各市町の状況を把握しつつ効果的な周知方法について検討する。
		ウ ひきこもり支援体制の充実	ひきこもり対策推進事業 就職氷河期世代ひきこもり支援強化事業	ひきこもり状態にある人の「居場所」利用者数	健康福祉部	障害福祉課	968人	1,150人 (R7年度)	984人	県内6か所で居場所を設置し、ひきこもり状態にある人に対して安心して過ごすことができる空間を提供している。居場所の利用者は少しずつ増えている。	各圏域のひきこもり支援センターと居場所スタッフが連携をとり、引き続き居場所作りを行う。利用者増加のためにひきこもり支援センターは周知を行う。	
	2 地域子育て支援、家庭教育支援	(1)地域の実情に応じた支援の充実	ア 子育て支援拠点の充実	子育て支援事業費助成 子育て支援員養成事業 子育て未来マイスター研修事業 次世代育成支援対策施設整備交付金(国庫:県負担なし)	子育て未来マイスターが在籍している地域子育て支援拠点の割合	健康福祉部	こども未来課	53.1%	100%	55.8%	研修実施による子育て未来マイスターの認定により、在籍割合は現状値から2.7ポイント増加したが、職員の定期的な人事異動や退職などにより、子育て未来マイスターの在籍が、地域子育て支援拠点以外となってしまう事例も多く、数値が伸び悩んでいる。	実施主体である市町と連携して、地域子育て支援拠点に従事する職員を養成する研修を実施するとともに、子育て未来マイスター研修を実施し継続的に認定者数を増やすことにより、地域子育て支援拠点の質の充実を図る。
(2)家庭教育支援・人づくりの推進		ア 家庭教育支援の推進	家庭教育支援事業	保護者向けの家庭教育支援活動を実施した園・学校の割合	教育委員会	社会教育課	80.5%	毎年度80%	82.7%	次の取組を行うことで、家庭教育支援を推進した。 家庭教育支援員の養成及び資質向上のため基礎講座とフォローアップ研修を県内2会場で開催。 担当者会の開催、コンサルティング等により市町の家庭教育支援チームの活動支援。 保護者の学習に関する教材研究として、「お父さんの子育て手帳」の改訂作業。 企業内家庭教育講座を計4回開催。 ネットモラル向上推進のための協議会を3回開催。スマホルールアドバイザーを128名養成。ネット安全・安心講座の利用促進。スマホルールワークシート・広報物の作成。	以下の取組を継続して実施する 家庭教育支援員の養成及び資質向上のための研修会の開催 市町の家庭教育支援チームの活動支援 保護者の学習に関する教材研究 「企業内家庭教育講座」の開催 ネットモラル向上推進のための協議会開催、スマホルールアドバイザー養成、ネット安全・安心講座の促進、スマホルールワークシート・広報物の作成	
イ 人づくりの推進		人づくり推進事業	人づくり地域懇談会参加者数	企画部	総合教育課	22,835人	毎年度20,000人	23,328人	静岡県が進める人づくりへの県民の理解を深めるため、保護者や地域住民を対象とする人づくり地域懇談会に、県が委嘱した人づくり推進員を派遣し、家庭や地域での人づくりに関する助言を行い、県民自らが主体的に取り組む人づくり実践活動の促進を図っている。 本県の人づくりや地域活動事例を紹介する「人づくりハンドブック」や、人づくり推進員の活動を紹介する「人づくりニュースレター」については、県ホームページに掲載することでペーパーレス化を推進するとともに、より多くの県民への情報提供に努めている。 人づくり推進員を対象とした研修会を開催し資質向上と活動の充実を図るとともに、推進員の活動を評価し活動意欲の向上を図るため、解囃時に功績が顕著である者へ知事感謝状を授与している。	地域ごとの実情やニーズを踏まえた人づくり地域懇談会の開催を継続するとともに、「人づくりニュースレター」はSNS等も活用するなど県民への情報発信力の強化を図っていく。 人づくり推進員に対する研修については、継続的な実施に加え、先進事例の共有や実践的なワークショップの導入等により、推進員の資質向上やネットワークの強化に取り組んでいく。		
(3)相談窓口の設置	ア 児童虐待等相談窓口の設置【再掲】	SNS悩み相談窓口事業費	こども家庭センター設置市町数	健康福祉部	こども家庭課	19市町 (R6年度)	33市町	19市町	県内市町を対象として、こども家庭センターの設置促進および統括支援員のスキルアップを目的とした研修を実施した。令和7年6月1日現在、こども家庭センターの設置市町は25市町に上昇しているが、小規模市町を中心とした8市町において未設置状態が継続している。	こども家庭センターの未設置市町を対象とした研修及び、設置済み市町の統括支援員のスキルアップを目的とした研修(実務者研修)を開催し、市町における相談窓口の強化を図る。		
第4章 第3		ア 子育てに優しい職場環境づくりの推進 イ 誰もがいきいきと働ける環境づくり	多様な人材活躍推進事業	一般労働者の年間総実労働時間(5人以上事業所)	経済産業部	産業人材課	1,984時間	2,006時間以下 (R7年度)	1,982時間	企業における働き方改革を推進するため、社内DX化により業務効率化を図ることで多様な人材が活躍できる職場環境を整備している企業の先進事例等をセミナーで紹介するほか、ダイバーシティ経営に取り組む企業への表彰制度を通じ、好事例の横展開を図っている。	経営者向けセミナーや表彰制度を通じて、企業における働き方改革の機運醸成を図る。	

●客観的評価

大区 区分	中区分	小区分	取組名	対応施策 (事業名)	関係数値目標(指標名)	所管		基準値 (R5年度)	目標値 (R11年度)	実績値 (R6年度)	R7年度の取組評価等	R8年度の取組	
						部局	担当課						
子育て 当事者への 支援	3 共働き・子育ての推進、 男性の家事・子育てへの主体的な参画推進・拡大	(1)共働き・子育ての推進	ア 子育てに優しい職場環境づくりの推進	男性育児休業長期取得促進事業費助成	男性の育児休業取得率	健康福祉部	子ども政策課	27.80%	78.00%	44.1%	令和7年度からは、国が出生後休業支援給付金を創設したことから、本県では長期取得を支援する応援手当を独自に創設し、男性育児の長期化促進に取り組んだ。 「育児・介護休業法」の改正等により男性の育児休業取得は着実に進んでいるが、中小企業では取得率が低い水準にあるほか、男性育児の取得期間は、半数以上が1か月未満と短い状況にある。	男性育児の長期化に向けた支援として、応援手当の支給対象期間の緩和を行う。 また、共働き・子育てPTの取組で、企業の理解促進に向けた取組を強化する。	
			イ 誰もがいきいきと働ける環境づくり	多様な人材活躍推進事業	仕事と子育て・介護との両立支援・職場環境づくりに取り組んでいる企業の割合	経済産業部	産業人材課	90.30%	95.0% (R7年度)	94.5%	性別や年齢を問わず多様な人材が子育てや介護と両立しながら能力を発揮できるよう、多様な働き方の導入を推進しており、経営者が多様な働き方導入のメリットを実践企業の取組事例とあわせて学ぶことができるセミナーを開催するほか、多様な働き方の導入に取り組む企業にアドバイザーを派遣している。	引き続き経営者向けセミナーやアドバイザーの派遣を通じて、多様な働き方の導入を推進する。 ※指標からは削除をお願いします	
		(2)女性活躍の推進	ア 女性の職域拡大・役職者の育成	さくや姫交流会 フェムテックによる女性活躍推進事業	事業所の管理職に占める女性の割合	経済産業部	産業人材課	係長22.3% 課長16.4% 部長13.8%	係長 30% 課長 18% 部長 12% (R7年度)	係長27.7% 課長17.2% 部長11.6%	対象者別に、①女性役職候補者向け、②女性役職者向け、③上司、経営者等向けの3種類のセミナーを開催し、女性のキャリア形成に企業が長期的な視点で取り組んでいるよう支援している。	セミナー等を通じて、経営者等の意識改革を促すとともに、女性のキャリア形成を支援する。	
4 ひとり親家庭への支援	(2)経済的支援	(4)安心につながる支援	ア 困窮している世帯への経済的支援	母子父子寡婦福祉資金貸付金	母子父子寡婦福祉資金貸付金の認知度の割合	健康福祉部	子ども家庭課	59% (R6年度)	90%	59%	県7人、市15人の母子・父子自立支援員による制度周知や情報提供が行われていることに加え、県内33市町、計114人の母子・父子福祉協力員により地域に密着した情報提供や相談業務を行っている。	母子・父子自立支援員や母子・父子福祉協力員の支援にあたっては、福祉関係諸機関、民生委員、母子・父子福祉団体等が積極的に連携していくとともに、県HPへの掲載やひとり親サポートに関するチラシやしおり(明日の幸せを願って)の交付等を引き続き行い、認知度の向上に努める。	
			イ ひとり親家庭への相談・情報提供支援	母子家庭等就業・自立支援センター運営事業	ひとり親サポートセンターにおける就職率	健康福祉部	子ども家庭課	32.10%	55.00%	18.9%	ひとり親家庭の経済的自立に必要な安定した就業の確保のため、事業主の理解促進を図りながら求人開拓をひとり親サポートセンターで実施している。令和7年度1月末のひとり親サポートセンターにおける就職率は17.1%となり、伸び率は停滞している。行政の支援機関(窓口利用)を利用せず情報を収集し自ら応募する人が増えていることが背景にある。そのほか、ひとり親サポートセンターにおいて資格取得・職業訓練について455件(前年比+217件)の相談に対応した。(令和7年度1月末時点)	企業HPや求人情報サイトから直接応募する方が増えているため、県HPやSNSを活用してひとり親サポートセンター事業の周知を行い、利用の促進を図る。また、求職登録者だけでなく、企業側の求職者に求めるニーズについて、能力や勤務条件などの求人票だけでは把握できないレベル感をより具体的に把握し、求職登録者へ情報提供を行い、雇用のマッチングにつなげていく。	
			イ ひとり親あしんしんLINE相談事業	ひとり親あしんしんLINE相談事業	ひとり親あしんしんLINE登録者数	健康福祉部	子ども家庭課	3,089人	6,800人	4,084人	令和7年度1月末のひとり親あしんしんLINEの友だち登録者数は4,839人であり、LINEにおいて支援制度などの情報をプッシュ型で週1回以上配信し、相談機能と併せてアピールすることで、登録者の増加が図られている。	ひとり親が求める「安心」を確保するため、ライフステージに対応した相談・支援体制の充実を図るとともに、効果的な情報提供が必要であることから、引き続きひとり親LINE相談の登録者へのプッシュ型の情報発信を実施していく。	
1 社会参画や意見表明機会の充実	(1)子ども・若者に係る権利の普及啓発の促進	(3)子ども・子育て・生活支援 (4)安心につながる支援	イ 養育費確保等の支援 ア ひとり親家庭への相談・情報提供支援	子どものための再出発支援事業	養育費の取決めをした人の割合	健康福祉部	子ども家庭課	59.6%	70%	照会中	子どもの成長に必要な養育費の受領率を向上させるため、ひとり親、離婚協議中の親等が離婚後の生活を考える機会を提供する親支援講座を開催した。また養育費取決め支援として無料弁護士相談や、本年度より新たに公正証書による取決めや家庭裁判所への調停申立て等の要する費用の助成について郡部を対象に実施した。R8年1月末時点で実績はないが、問合せ件数が42件(うち12件が町部)あった。また、県が養育費取決め支援を実施したこと、令和8年度から新たに養育費取決め支援を実施する市が6市増えた。	R8年度も引き続きひとり親、離婚協議中の親等が離婚後の生活を考える機会を提供する親支援講座を開催し、子どもの成長に必要な養育費の受領率を向上させる。弁護士相談も引き続き実施する。HPやSNSを活用した養育費取決め支援の実施を図っていく。R8年度より新たに養育費取決め支援を実施する市は増加したが、以前より実施している市と合わせて10市にとどまるため、未実施自治体にも養育費取決め支援を実施してもらおう呼びかけを行い、養育費取決め支援を進めていく。	
			イ 人権啓発活動の実施【再掲】	人権啓発活動事業 人権啓発センター運営等事業	人権啓発講座参加人数	健康福祉部	地域福祉課	25,248人	30,000人	25,389人	学校や企業、団体等が主催する研修等に講師を派遣する出前権講座、地域や職場における人権啓発活動を行う人財を育成する人権啓発指導者養成講座及び広く県民を対象とした人権講演会等を開催した。また、市町や関係団体と連携して人権啓発事業を実施した。	関係部局や市町、関係団体等との連携に努めるほか、インターネット等による広報を積極的に行い、幅広く県民に対し啓発講座等への参加を促していく。	
			ア 子ども・若者の庁内審議会等への登用	子ども若者意見反映推進事業	総合計画及び県分野別計画のうち、子ども・若者の意見を反映させるために、必要な措置を講じて、意見聴取等を実施している計画の割合	健康福祉部	子ども政策課	26% (R6年度)	100%	26%	「こえのもしりずおか」の活用を庁内で働きかけるとともに、審議会等に係る子ども・若者委員の登用に定期的な調査を実施している。	引き続き「こえのもしりずおか」の活用促進と子ども・若者委員の登用を働きかけるほか、子ども・若者向けの説明資料の作り方を展開する。	
第5章	(1)子ども・若者に係る権利の普及啓発の促進	(4)市町における取組推進	ア 「こえのもしりずおか」共同利用による意見聴取の実施 イ 意見聴取の実施に係る市町への情報提供の実施	子ども若者意見反映推進事業	複数の方法で子ども・若者の多様な意見の聴取を実施している市町数	健康福祉部	子ども政策課	16市町 (R6年度)	35市町	16市町	令和7年度は10市町において「こえのもしりずおか」の協働利用や、市町の意見聴取の状況調査を実施し、1月末現在までに、登録者数は4,900名を超え、意見投稿数は5,700件弱まで伸びた。 令和7年10月に市町担当課長会議を開催し、子ども家庭庁との意見交換や他市町の好事例を共有するなど情報提供を行っており、市町の意見聴取の取組を後押ししている。	引き続き、子ども家庭庁や市町との連携を強化し、好事例の横展開により「こえのもしりずおか」を含む複数の方法による子ども・若者の意見聴取の実施の働きかけを行う。	
			(1)困難な状況にある子ども・若者の意見聴取の仕組みの構築と施策への反映	ア 困難な状況にある子ども・若者が意見を表明するための仕組みの構築	子どもの権利擁護環境整備事業	意見表明等支援事業を利用できる子どもの割合	健康福祉部	子ども家庭課	13% (R6年度)	100% (R8年度)	13%	令和6年度は2か所の児童養護施設等で意見表明等支援事業の試行を行った。令和7年度は、令和6年度の試行結果を踏まえ、子どもが意見表明しやすい意見表明支援員との関係構築のあり方をはじめ、施設職員の事業への理解や浸透を推進するため、アドバイザーの意見を踏まえ、子どもや施設職員への丁寧な事前説明を行い事業を実施することとしている。今年度は県内8施設で実施することとしている。	令和8年度からは県内全施設である11施設で実施予定であるが、今年度の実施状況やアドバイザーの意見を踏まえ、改善すべき点がある場合には対策等を講じたうえで、実施方法について更なる向上を図っていく。
			1 支援体制の構築・強化	(1)県と市町、民間団体等が連携した各ライフステージに応じた切れ目のない支援の実現	ア 静岡県子ども・若者支援ネットワークを活用した関係団体との連携強化	子ども・若者支援ネットワーク	「不登校やニート、ひきこもり等の悩みに個別に応じる合同相談会」の参加団体への連携拡充企画の実施(仮)	教育委員会	社会教育課	1回	毎年度5回	1回	静岡県子ども・若者支援機関マップ(アイ)マップに掲載されている団体が出展する合同相談会静岡会場において、「つながりワークショップ」を実施した。支援団体、広域通信制高校、公的機関など、様々な立場の参加者がテーマに沿ってグループワークを行うことで、支援者同士の連携につながった。令和7年度は新たに6市全ての会場で拡充企画として情報交換の時間を設定した。
2 社会全体で、未来を担う子ども・若者と子育て家庭を応援するための意識革新・情報発信	(1)様々な取組を通じた子ども・若者や子育て当事者を県全体で支える気運の醸成	イ 「しずおか子育て優待カード」協賛店舗の拡充	しずおかふじさんっこ推進事業費(しずおか子育て優待カード事業)	子育て当事者のうち、しずおか子育て優待カードを認知している割合	健康福祉部	子ども未来課	97.1%	毎年度100%	97.1%	子育て優待カードの認知度は高いものの、カードを継続的に利用している割合が半数程度となっていることから、利用拡大に向けた広報をしていく必要がある。	県子育て支援ポータルサイト「ふじさんっこ子育てナビ」をリニューアルするとともに、県SNS、ポスター等の広報物の活用等による広報を実施し、制度や協賛店舗の周知を図る。		
		ア 「ふじさんっこ応援隊」への参加促進	しずおかふじさんっこ推進事業費(ふじさんっこ応援隊等普及・啓発事業)	ふじさんっこ応援隊参加団体数	健康福祉部	子ども未来課	2,119団体	2,700団体	2,127団体	子育て優待カード協賛企業や子育て支援団体等に対し応援隊への登録の周知を行っているが、応援隊の団体数は伸び悩んでいる。	市町に対して子育て支援団体に関する調査を実施し、応援隊未登録の団体に対して参加を働きかけるとともに、応援隊参加団体と連携し、イベント等の機会を通して団体の活動や県の取組の広報を行い、参加を促進する。		

令和7年度 こども・若者施策推進本部の展開（プロジェクトチームの設置）

令和7年3月に策定した「しずおかこども幸せプラン（令和7年度～11年度）」に基づき、全庁・全県を挙げてこども・若者施策を実行していく。

計画を着実に推進していくため、推進本部内にプロジェクトチームを設置し、庁内横断的に施策の推進を図っていく。

1 全県一丸となったプランの実行

区分	概要	具体的な取組
全庁一丸となった取組	<ul style="list-style-type: none"> こども・若者施策推進本部によるトップダウンでの総合的な施策立案 共育ての推進など、各部局が連携した取組の推進 民間企業との事業連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 全庁的なこども・若者施策の立案・推進 庁内横断P Tの設置による部局間連携の取組推進
市町と連携した取組	<ul style="list-style-type: none"> 少子化突破の新・羅針盤に新たな視点による分析を導入した改定 羅針盤の改定に合わせた「ふじのくに新・少子化突破展開事業」の見直し。（羅針盤を処方箋としたメニュー化等） 	<ul style="list-style-type: none"> 専門家からの意見聴取の反映 大学生、子育て世代からの意見聴取の反映 市町訪問による共働

2 庁内横断プロジェクトチームの設置

- こども・若者施策推進本部に総合計画の経営方針の重点取組や、プラン策定時の意見聴取において、こども・若者が高い問題意識を示したテーマから、3つのP Tを設置
- P Tでは短期間の成果を目指すのではなく、プランの実行に向けて中長期的な対応と部局間連携が必要なテーマについて課題を共有し、施策の検証や新たな施策を検討**

<プロジェクト①> 共働き・共育て推進P T
 <プロジェクト②> いじめ防止と不登校のこども支援P T
 <プロジェクト③> 外国につながるこども・若者の支援P T

【経営方針重点】
【こども・若者のこえ 1位、7位】
【経営方針重点、こども・若者のこえ 5位】



名称	共働き・共育での推進PT
<p>プランの内容</p>	<p>第4章 第3 子育て当事者への支援に関する施策 3 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画推進・拡大</p> <p>①共働き・共育での推進</p> <p>ア 子育てに優しい（子育てと仕事を両立できる）職場環境づくり イ 多様な働き方を提供できる（誰もがいきいきと働ける）環境づくり ウ 男性の家事・育児時間の拡大</p> <p>第4章 第2 ライフステージ別の施策～（1）こどもの誕生前から幼児期まで～ 2 安全・安心な教育・保育による幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実</p> <p>②保育等の受け皿・人材の確保</p> <p>ウ 多様な保育の提供</p>
<p>プランの数値目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一般労働者の年間総実労働時間(5人以上事業所) 2,006時間以下(R7年度) ・男性の育児休業取得率 78.0% (R11年度) ・仕事と子育て・介護との両立支援・職場環境づくりに取り組んでいる企業の割合 95.0% (R7年度) ・保育所待機児童数 0人 (R11年度)
<p>PTのミッション</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・共育てしやすい労働・子育て環境の検討 ・企業、経営者の意識改革 ・地域社会全体の意識改革
<p>メンバー (★:リーダー)</p>	<p>★こども政策課、男女共同参画課、こども未来課、産業人材課</p>

プラン策定時
「こども・若者の“こえ”」

母が育児・家事・仕事をしていて、父は仕事しかしていないように見えます。父親や男性が積極的に関わることが必要なんじゃないかと思いました。

育休取得に理解ある人が増えるような活動があるといいと思う。

保育園に誰でも入れるようになったらいいと思う。

名称	いじめ防止と不登校のこども支援PT
プランの内容	<p>第4章 第2 ライフステージ別の施策～（2）学童期・思春期～ 5 いじめ防止と不登校のこどもへの支援</p> <p>①いじめ防止対策の体制構築・連携強化 ア いじめ防止対策の強化 イ いじめ対応における関係機関の連携 ウ 人権教育の推進</p> <p>②不登校のこどもへの支援体制の整備・強化、要因分析 ア 支援体制の構築</p> <p>③不登校のこどもへのアウトリーチ、プッシュ型・伴走型支援 ア 多様な学びの場の確保に向けた取組 イ スクールカウンセラー等を活用した相談体制の整備 ウ 専門家による教育相談の実施</p>
プランの数値目標	<ul style="list-style-type: none"> ・「不登校やニート、ひきこもり等の悩みに個別に応じる合同相談会」相談件数 1,250件 (R11年度) ・公立の小・中学校、高等学校に配置するスクールカウンセラーの人数 小中169人・高校45人 (R11年度)
PTのミッション	<ul style="list-style-type: none"> ・解決に向けた校外や家庭への関与 ・児童委員、民生委員、社会福祉士など外部や地域との連携 ・卒業後のフォローアップ
メンバー (★:リーダー)	<p>★教育政策課、地域福祉課、福祉長寿政策課、こども政策課、こども家庭課、私学振興課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、社会教育課、人身安全少年課</p>
オブザーバー	<p>総合教育課、障害福祉課</p>

プラン策定時
「こども・若者の“こえ”」

いきなり、自殺などの難しい課題から解決しようとするのではなく、いじめなどの小さな問題から解決すれば全て解決される。

不登校は長引くと将来を大きく変えてしまうものだし、早急に対策をとるべき。クラス以外にも居場所はあることを早急に教えてあげるべき。

先生や大人と話せる時間を作ってほしい。困っているときに相談できて一緒に解決してくれる人が居る場所があってほしい。



名称	外国につながる子ども・若者の支援PT
プランの内容	<p>第4章 第1 ライフステージを通じた施策 2 新たな社会を創造する人材を育むための多様な遊び・学び・体験や活躍できる社会づくり</p> <p>⑥外国につながる子ども・若者の教育・支援等</p> <p>ア 外国人児童・生徒の就学支援 イ 外国につながる子ども・若者への教育支援 ウ 外国につながる子ども・若者への生活支援 エ 地域日本語教育の推進 オ 多文化共生意識の醸成</p> <p>第4章 第2 ライフステージ別の施策～（2）学童期・思春期～ 4 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育</p> <p>③なりたい職業に就くための支援</p> <p>ウ 外国につながるのがある子どもの活躍支援</p>
プランの数値目標	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人児童生徒等に対して必要な支援が実施されている学校の割合 小中高 毎年度100% ・SNSを通じた「やさしい日本語」による情報発信件数 120件 (R11年度)
PTのミッション	<ul style="list-style-type: none"> ・地域社会で支える仕組みづくり ・ライフサイクルを通じた支援体制 ・日本語支援体制
メンバー (★:リーダー)	<p>★多文化共生課、★こども政策課、★教育政策課、私学振興課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課</p>
オブザーバー	<p>総合教育課、地域福祉課、こども未来課（幼児教育推進室）、職業能力開発課</p>

プラン策定時
「子ども・若者の“こえ”」

外国人の子ども・若者と交流する機会があると良い。

外国の人たちについて、当事者と実際に触れ合って学ぶ機会が必要だと思います。



共働き・共育での推進PT

【メンバー】 ★こども政策課、男女共同参画課、こども未来課、産業人材課



<検証のポイント>

- ①男性による家事・育児の状況
- ②男女のキャリア形成状況
- ③子育て支援制度等の活用を支える側の労働環境
- ④多様な働き方の選択実現状況
- ⑤働き方の選択に対する不安感やイメージ
- ⑥希望のライフプラン実現のための環境整備状況

男性育児休業の取得促進

(率・期間・質・復帰環境)



こども未来課

男女共同参画課

保育士等の職場環境改善

全労働者の家庭時間の確保

こどもとの関係性構築

男性育休長期取得応援手当

家庭内での男性活躍

結婚支援 (ふじのくに出会いサポートセンター)

こども政策課

地域の子育て支援活動の促進
支援施設・団体等の情報発信

多様な保育の提供 (病児保育等)

仕事時間と家庭時間のバランスの改善

保育サービスの確保・質の向上

取得意欲促進

仕事と家庭の両立支援

両立可能性への実感

結婚・出産への希望

両立応援環境の実感

このとりカンパニー認証

保育ニーズへの対応
【課題】突発的状況への対応・手助け

待機児童の解消施設整備
【課題】職場復帰時の安全・安心な預け先の確保

不安要素の軽減 (収入減等)
【課題】ライフスタイルに合った働き方の実現

働き方の選択肢の整備

子育てしやすい職場づくり

イクボスの養成

職場環境整備の進展

【課題】ワークライフバランスの実現

柔軟かつ主体的な働き方の選択

多様な働き方の推進

くるみん・えるぼし取得促進

職場環境整備の進展

男性による主体的な家事・育児
【課題】固定的な性別役割分担意識の解消

男女同等のキャリア形成
【課題】労働力の一時的減少

支える側への配慮・優遇

ダイバーシティ経営の普及・促進・実践

職場環境の発展・組織の成長

全労働者の労働環境の向上 (職場におけるウェルビーイング)

男性の家事育児参加促進

働く女性のネットワークづくり

女性活躍推進

女性人材育成・積極登用

女性役職者育成

労働者同士の多様な状況への理解・協力

希望に沿った能力開発・活躍推進

全労働者の労働環境の向上 (職場におけるウェルビーイング)

産業人材課

女性の家事・育児負担の軽減

女性活躍推進

働く女性のネットワークづくり

女性人材育成・積極登用

女性役職者育成

労働者同士の多様な状況への理解・協力

希望に沿った能力開発・活躍推進

全労働者の労働環境の向上 (職場におけるウェルビーイング)

全労働者の労働環境の向上 (職場におけるウェルビーイング)

全労働者の労働環境の向上 (職場におけるウェルビーイング)

産業人材課

アンケート

みんなで共働き・共育てに取り組める働き方を考えるためのアンケートの実施

パートナーの有無も、こどもの有無も人それぞれだが、どのような生き方を選択しても、誰もが等しく配慮され、組織全体でいかにウェルビーイングな状態を作っていくかが大切だという考えのもと、次代を担うこどもを産み育てるための在り方を考えるために、職員の意見を伺うアンケートを実施。

期 間：令和 7 年10月10日（金）～10月24日（金）

対象者：全職員

方 法：電子申請システム

全回答者数：1,168人

取組 1 で整理した「**検証のポイント**」を設問に反映

項 目	設 問
自身のこと	性別、年代、職位、勤務公署、配偶者の有無、家族構成（同居）、同居のパートナー（配偶者等）の勤労状況
共働き・共育てについて	<ul style="list-style-type: none"> ・「共働き」のイメージ ・共働きをする（続ける）ために必要だと考えること ・「共育て」のイメージ ・共働き・共育てをする（続ける）ために必要だと考える支援制度 ・共働き・共育てをする場合（を続けるため）に必要だと考える職場」や地域の環境 ・静岡県が運用している制度等のうち知っているもの ・<子育て中・経験者のみ> 静岡県が運用している制度のうち、子育てのために利用したことがあるもの ・<子育て中・経験者のみ> 静岡県が運用している制度のうち、利用しなかった／できなかった制度とその理由 ・職場の共働き・共育て（周囲の人も働きやすい環境）を推進するために必要と考えること ・職場の共働き・共育て（周囲の人も働きやすい環境）を推進するために必要と考えるもののうち、現在の職場で実践されているもの ・誰もが働きやすい共働き・共育て環境を推進するために、どのような制度があればよいと思うか
働き方・暮らし方について	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の自身のワーク・ライフバランスについて、どの程度満足しているか（理由とともに） ・100点を最大負担とした現在のご自身の家事や育児における負担度 ・共働き・共育てを継続（これから経験）することで、キャリア形成にどのような影響があると思うか ・子育て（こどもの対応）に対する配慮同様、職場で配慮されるべきだと考える様々な事情 ・職員がウェルビーイングな状態で働き続けるための職場への要望等



アンケート結果

回答者属性

項目		回答数	男性	女性	無回答	項目		回答数	男性	女性	無回答	
全体		1168	707	449	12	配偶者	あり	830	549	277	4	
性別	男性	707	707	0	0		なし	338	158	172	8	
	女性	449	0	449	0	家族構成 (同居)	単身	214	111	97	6	
	無回答	12	0	0	12		パートナー(配偶者等)と同居	256	166	88	2	
年齢	10代	0	0	0	0		夫婦と未婚の子どもと同居	529	339	188	2	
	20代	182	81	98	3		ひとり親と未婚の子どもと同居	18	4	14	0	
	30代	278	170	104	4		夫婦核家族と血縁者が同居	61	37	24	0	
	40代	254	143	111	0		ひとり親核家族と血縁者が同居	10	4	5	1	
	50代	370	238	127	5		その他	80	46	33	1	
60代	84	75	9	0	同居のパートナー(配偶者等)の就労状況	就労なし	110	98	11	1		
職位	一般	189	88	98		3	共働き(正社員)	575	301	270	4	
	主任級	262	162	97		4	共働き(パート・アルバイト)	157	152	5	0	
	主査級	297	176	120		1	その他	13	9	4	0	
	班長級	285	183	99		3	同居いない	313	147	159	7	
	課長級	115	84	31		0	18歳までの子ども(同居)	いる	505	322	182	1
	局長級	14	9	4		1		いない	663	385	267	11
	部長級	5	5	0	0	勤務公署	本庁	485	300	178	7	
勤務公署	出先	683	407	271	5							

- ・全回答者数：1,168人
- ・性別：男性 707人
女性 449人（約60%が男性）
- ・年齢：50代が最も多く(30%)、次いで30代(24%)、40代(22%)
- ・職位：主査級(297人)、班長級(285人)が多い
- ・勤務公署：本庁 485人、出先 683人(4 : 6)
- ・配偶者：ありが830人、なしが338人（既婚者が約70%）
- ・家族構成：夫婦と未婚の子どもと同居が最も多く(45%)、次いでパートナー(配偶者)と同居(22%)、単身(18%)
- ・同居のパートナーの就労状況：共働き(正社員)が約半数
- ・18歳まで子ども(同居)の有無：いる、いない約半数ずつ



アンケート結果

3つの主要なギャップと課題

●子育て支援制度等の活用を支える側の労働環境

～「ニーズ」と「実践」のギャップ～

- ・「休暇取得の推進」など、制度利用を促す施策は比較的实践されている。
- ・「代替職員の配置」や「短時間勤務職員の補充」といった人員体制の強化については、制度利用を促す施策に比べて実践されていると感じている人が少ない。

⇒制度利用の理解が進む一方で、人員体制については十分ではないと感じられている。

●多様な働き方の選択実現状況

～制度の「認知」と「利用」のギャップ～

- ・「時短勤務制度」と「ふじさんっこクラブの利用」は、認知度が非常に高い(1000件前後)にもかかわらず、利用しなかった・できなかった件数が多かった。
- ・特に「時短勤務制度」は、利用しなかった・できなかった件数が368件と最も多かった。(理由：収入の減少、職場の環境 等)

⇒制度は承知していても利用を断念せざるを得ない職員が多い。

●働き方の選択に対する不安感やイメージ

～「経済的な期待」と「キャリア形成への懸念」のギャップ～

- ・共働きに対する最大のポジティブな期待は「経済的なゆとり(835件)」
- ・一方で共働き・共育ての継続が「キャリア形成の制限」や「昇任スピードの遅れ」につながるという懸念も見られた。

⇒制度利用によって業務負荷が軽減されても、重要な業務や責任あるポジションから遠ざけられるといった懸念が、払拭されていない可能性がある。

まとめ

- 共働き・共育てのメリットを理解しつつも、「金銭的な不安」や「時間的・精神的な余裕のなさ」、「キャリア形成へのデメリット」を懸念していることが感じられる。
- また、共働き・共育て環境として「人員体制の不足」や、「休暇制度や短時間勤務制度の利用が周囲の職員の業務負荷になる」と感じられている。

⇒県職員アンケートから見た課題は、県内自治体や民間企業等にも共通するものでもあることが想定されることから、今後の施策検討に活用していく。

男女共同参画課主催（令和7年9月29日）

男性の家事・育児参加促進講演会

笑って考えよう！家庭のこと、仕事のこと、未来のこと

静岡県男女共同参画社会づくり推進事業所、団体の皆様
アーカイブ 配信あり！
視聴無料！好きな時に視聴できます！
男性の家事・育児参加促進講演会
笑って考えよう！家庭のこと、仕事のこと、未来のこと
あの人気講師が静岡にやってくる！
「毎日仕事しているのに、家事も育児もなんて無理」「自分に何が出来るかわからない」そんなあなたに…テレビ番組「世界一受けたい授業」の東大生100人へのアンケートで東大の人気講師No.1に選ばれた瀬地山さんの爆笑必至のお話を聴いて、未来を明るくする男性の家事・子育てについて、今日からできることを一緒に考えてみましょう！
【前手の部】講演
瀬地山 角さん
東京大学大学院 教授
1993年生まれ。島根県出身。10年間2人の子供の保育園の役員を務め、毎日の子育てを片手にはたかひらきながらの研究。
【後手の部】トークライブ
瀬地山 角さん 佐藤 大介さん 静岡市役所の職員さん
東京大学大学院 教授 父親兼専業主婦の生活についてのお話
【申込締切】令和7年9月12日（金）まで
【申込方法】専用フォームから申込み（ふじのくに電子申請サービス）
【主催】静岡県
【問い合わせ】静岡県くらし・環境部 県民生活局 男女共同参画課
TEL: 054-221-2824 E-mail: danjyo@pref.shizuoka.lg.jp

- ・ 植林を子育てと見立てる。植林をしない林業者からコスト分安い木を買い続けると、30年後には山は丸裸。少子化は植林をしなかったツケと同じ。
- ・ 男性は仕事だけすればいいレーンを走っていて、女性だけが仕事に加えて、家事と育児もしなければいけない障害物競走状態になってきた。
- ・ 多様性への対応は生産性を高める。多様な意見がアウトプットの歪みを正し、ニーズに合った商品を生み出す。

- ・ 家事・育児負担の偏りによる女性の離職は、2億円の宝くじの「当たり券」を逃すことに等しい。女性がフルタイムで働く分を男性だけでは絶対に稼げない。
- ・ 男性の家事能力と女性の経済力はリスクに強い。
- ・ 優しくて頼りがいがある男性？そんな反対のベクトルの両立は不可能。男もそんなに稼がなくていいから、肩の荷を下ろして、世帯収入の最大化を。

産業人材課主催（令和7年10月2日）

ダイバーシティ経営導入推進セミナー

「両立支援」で高まる企業価値と人材定着

<第1部：先進企業の取組紹介>

- ・ 多角経営により、会社の存在自体が多様性に対応
- ・ 社員一人がひとり元々異なる存在。大きく属性でわける多様性ではなく、一人ひとり違うと認識し、尊重すること。
- ・ 特命事項を担当する「執行役員制度」を創設して20代も登用「利他」の力はもちろん、チームとして成長できる人を任命
- ・ 女性から作っていくリーダー像は男性にも当てはめることができ、価値観や社会を変えることになる。

<第2部：座談会>

- ・ 無駄をなくして時間を創出し、全員活躍の基盤を作る。
- ・ 周りに男性しかない環境は損失を生む。男女問わず多様な人が一緒にいることで創造性が高まる。DXを女性自らが作り出し、自分たちが望むシステムを作る。
- ・ 多様性は事業戦略につながる。可能性を潰さず、最後は経営者判断。

静岡県主催 【2025年9月10日開講/全5回】+ワークショップ
ダイバーシティ経営導入推進セミナー
10/2 木 13:30-15:00
第1部 「両立支援」で高まる企業価値と人材定着
「育児や介護との両立支援は、コストがかかるだけ…」と
思っていませんか？
フジ牧場の山崎伊佐子社長が、女性社員の活躍サポート・両立支援こそが企業価値を高める理由を、自社の経験と県内企業の事例を交えてお話しします。「社員が安心して長く働ける環境」が、人材の定着だけでなく、会社の評判や業績向上にも繋がることを実感できます。
企業では、女性社員のサポートを行っている県内企業3社に登場いただき、DX推進・不妊治療サポート・女性活躍の分野での取り組みをお話いただきます。
山崎 伊佐子氏
フジ牧場株式会社 代表取締役社長
第2部 先進企業によるパネルトーク
大川原製作所
社内DXで業務の効率化を図ることで多様な人材が活躍できる環境を整備した企業事例。
静岡信用金庫
不妊治療に活用できる休暇制度・補助金制度を確立している企業事例。
常盤工業
積算、設計、現場監督など建設業で男性メインになるような職種でも女性が活躍している企業事例。



男女共同参画課主催（令和8年1月26日）

第2回さくや姫交流会

誰もが活躍できる職場づくり

- ・ITベンチャーとして、当初はどこまでも働くような企業風土だったが、離職率が28%を記録し、100人100通りの働き方のマッチングに考え方を転換。
- ・社員から意見を聞き取り、一人ひとり個性が違うことを前提に、それぞれが望む働き方や報酬を実現する。
- ・現在も毎月のように新しい制度ができたり、廃止されたり、生ものように人事制度が動いている。
- ・制度だけではなく、社内デジタルツールもつくり、風土(文化)づくりも同時に実施。

- ・「女性の社会進出」と言うよりも「男性の家庭進出」が必要。会社人ではなく、社会人になることが求められる。
- ・石垣を作るように、個性を活かす。お互いの強みや弱みを認め合って補い合う組織をつくるのが重要。お互いの形を議論を交わすことで知り、その凹凸をうまく補いあい、組み合わせるような感覚。

産業人材課主催（令和8年1月30日）

静岡県ダイバーシティ経営企業表彰式

表彰された企業(5社)の事例発表より

【取組のきっかけ】

- ・年齢・国籍・性別に捕らわれない雇用の促進が必須
- ・長時間労働、人材確保の危機感による働き方改革
- ・「誰でも活躍できる業界」に転換しなければならない
- ・有給休暇平均取得日数の低さ、離職率の高さの改革が必要

【取組と成果】

- ・女性技術者・外国人・障害者の雇用促進
- ・対話重視の「カエル会議」の実施による時間外労働30%削減
- ・多様な人材の雇用、社内コミュニケーション促進、レインボー勉強会(LGBTQ+理解促進の勉強会)の開催
- ・多様な働き方の実現、女性活躍・高齢者活躍の推進、会社理念浸透の推進
- ・雇用状況の改善、職員を大切にす法人運営テーマの設定、ICTの活用推進



テーマ

トモイク
厚生労働省が進める共育プロジェクトについて

共育プロジェクトとは、これまで実施してきた「イクメンプロジェクト」について、引き続き男性の育児休業の取得促進を図りながら、育児休業の取得を男女の家事・育児分担見直しの具体的な「きっかけ」とすることで、**男性の家事・育児参画を阻害している「長時間労働の是正」等に取り組んでいく「共育プロジェクト」**にリニューアルしたものの。



zoomによるオンライン意見交換会の開催



結果概要

テーマ	内容
① 共育プロジェクトの取組について	<ul style="list-style-type: none"> 出生率に良い影響を与えるから実施するプロジェクトというメッセージは出したいが、男性育休等、希望が叶えられていないという実態は伝えたい。 行動変容を実際に起こしていかなければいけないフェーズに来ているが、自分ごとにならないと浸透しない。企業を通じたアプローチを中心としている。 イクメンプロジェクトも最初は低調だった。法改正だけでなく、社会経済動向も関係するから、長い目で地道に。
② 共育で推進施策の課題と今後の展望に関する意見交換	<p>○経済的な支援(アメ)と法令等の規制(ムチ)による施策促進について</p> <ul style="list-style-type: none"> 育休は労働者の申し出た期間取得させるのが義務であり、すでに強い仕組となっている。 育休取得に伴う収入減の悩みがあることは事実。一方で財源にも限りがあるため、給付金等の制度拡充は現時点で困難 <p>○国民の意識改革の難しさについて</p> <ul style="list-style-type: none"> 大々的なキャンペーンを打つというよりは、企業を通じた地道な取組を実施。 育休を経たワークシェアについて、その後も実行性を伴うものとするための周知を進めたい。 育休の取得を支援する側も報われるよう、サポートした人の職場での評価もきちんとすることも大切。 家事・育児の完璧さを求める文化的な要因を下げることも必要。 <p>例：【日本】すごく立派な晩ご飯を用意⇔【ドイツ】ディナーは簡素でランチを外でしっかり食べる文化</p> <ul style="list-style-type: none"> 国では企業版両親学級の取組を促進。企業自身が従業員に対して講座を実施する取組。

今後の検討事項

共育プロジェクトと方向性を合わせ、連携した取組の検討



広報の強化

男性育児休業長期取得応援手当の活用促進動画の制作

男性育児休業長期取得応援手当の対象者に広く活用を周知するため、動画広告を配信中

- ・ 動画制作：以下 5 コマからなるアニメーション動画15秒
- ・ 配信期間：令和 7 年10月～11月
- ・ 配信媒体：YouTube（想定再生回数170,000回）、meta（想定再生回数330,000回）

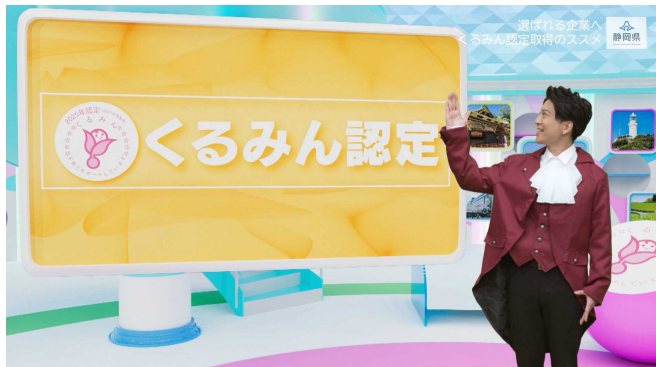


広報の強化

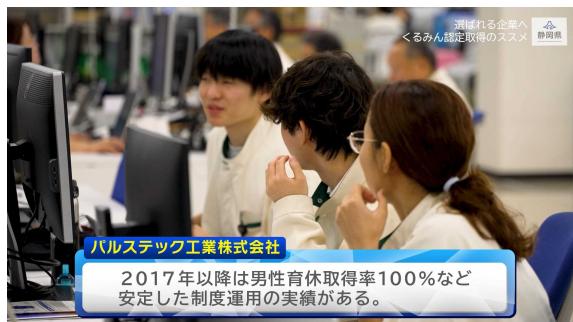
くるみん認定制度取得促進動画の制作

共育での職場環境づくり推進のため、次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定」の取得及び普及啓発を目的とした動画を制作

- ・ 動画制作：7分程度の広報用動画と1分程度のSNS等による配信用ショート動画2本の制作
- ・ 配信期間：令和7年11月～
- ・ 配信媒体：県HPや巡回訪問事業、アドバイザー派遣事業等にて活用



認定の種類	
くるみん認定	子育て支援に一定の実績がある企業
トライくるみん認定	初めて認定を目指す企業 （「挑戦中」の認定）
プラチナくるみん認定	より高水準の取り組みを行った企業への「特例認定」
プラス認定	不妊治療と仕事の両立を支援する企業向け



事業	実績		事業対象者の反応等
	R 6	R 7 (1月末)	
多様な人材活躍推進事業 (ダイバーシティ経営セミナー、 訪問支援、企業表彰等)	セミナー3回 138社150人 派遣116社 訪問201社 表彰5社	セミナー5回 271社302人 派遣85社 訪問200社 表彰5社	○くるみん認定制度について、認識が浸透 ○事業参加者の声(アンケート等) ・ <u>企業経営に与える影響が大きく、着手が困難</u> ・「不妊治療」への男性の理解促進が必要
女性役職者育成セミナー	セミナー10回 計272名参加	セミナー10回 計207名参加	○セミナー対象者の見直しによる参加者の減 ○セミナー参加者の声(アンケート) ・女性専用の研修開催の希望あり
男性育児休業長期取得応援手当 【対象:誕生日等から56日以内の育休】 R6 28日分までの育休 R7 <u>29日目以降の育休</u>	264件	65件 (申請)	○対象期間延長の結果、支給実績が減少 ○応援手当受給者の声(アンケート) ・長期間の取得に <u>職場の理解が得られない</u> ・収入の減少が気になり育児休業を取得しづらい ・長期間取得したが、 <u>出生後57日目以降が対象外</u>
仕事と家庭の両立支援事業 (イクボス養成講座・アドバイザー派遣)	講座341名 派遣11社	講座72名 派遣10社	○イクボス養成講座参加者の声(アンケート) ・育休を取得させるだけではなく、育児をしながら働き続けるために <u>会社の制度を整えることが大切</u> であることが分かった
女性がもっと活躍できる静岡県 づくり事業(さくや姫交流会)	27人	講演会 75人 意見交換17人	○交流会参加者の声(アンケート) ・他企業で活躍する女性と交流でき大変刺激になった ・同じ悩みを共有でき、励まされた

事業	実績		事業対象者の反応等
	R 6	R 7 (1月末)	
男性の家事・育児参加促進事業	333人	91人	○事業参加者の声(アンケート) ・自分自身を省みるいい機会になった ・男女が共に家事・育児をすることは、 <u>社会全体で取り組むべき課題</u> だと実感した
ふじさんっこ☆子育てナビ運営事業	閲覧件数 11,113件	閲覧件数 9,721件	○総合計画審議会委員の意見 ・静岡県で <u>子育てをするのが楽しいと実感できるような情報発信</u> をするべき
【参考】 県職員アンケート	—	1,168人	○共働き・共育てのメリットはあるが「時間的・精神的な余裕のなさ」が不安 ○育休取得の懸念 「金銭的な不安」、「キャリア形成へのデメリット」 ○職場環境 「人員体制の不足」 「休暇制度等の利用が周囲の職員の業務負担になる」

課題・方向性

県民や職場の意識変容に向けた、粘り強い取組が必要

① 共働き・共育て支援策の充実

(男性の家事・育児への参画促進、共働き世帯のニーズに対応できる保育環境整備)

② 共働き・共育てに関する企業の理解促進

(育休取得者のキャリア形成支援、育休等取得者の周囲の労働者への配慮を含むダイバーシティ経営の普及)

③ 県民、企業、社会に向けた子育て支援施策の情報発信の強化

	令和7年度	令和8年度
経済産業	ダイバーシティ経営導入推進セミナー (多様な人材活躍推進事業)	ダイバーシティ経営導入推進セミナー (多様な人材活躍推進事業費)
	アドバイザー派遣(多様な人材活用推進事業)	ダイバーシティ経営導入推進アドバイザー派遣 【対象拡充】
	女性役職者育成セミナー	女性活躍推進セミナー ※支援対象の細分化等による名称変更
	巡回訪問支援(多様な人材活躍推進事業)	⇒アドバイザー派遣に統合
	企業訪問(多様な人材活躍推進事業)	⇒アドバイザー派遣に統合
	企業表彰(多様な人材活躍推進事業)	ダイバーシティ経営企業表彰
健康福祉	子育てに優しい職場環境づくり推進アドバイザー派遣 (仕事と家庭の両立支援事業)	⇒アドバイザー派遣(多様な人材活躍推進事業)に統合
	イクボス養成講座(仕事と家庭の両立支援事業)	⇒ダイバーシティ経営導入推進セミナーに統合
	次世代育成支援企業(こうのとりのカンパニー)認証	次世代育成支援企業(こうのとりのカンパニー)認証
	ふじさんっこ応援大賞	ふじさんっこ応援大賞
	若い世代向け結婚・子育て等ライフデザイン応援事業	若い世代向け結婚・子育て等ライフデザイン応援事業
	男性育児休業長期取得応援手当	男性育児休業長期取得応援手当 【支給要件の緩和】
くらし・環境	乳幼児保育事業	乳幼児保育事業 【保育士等の配置の充実】
	ふじさんっこ☆子育てナビ運営事業	ふじさんっこ☆子育てナビ運営事業 【サイトリニューアル】
	さくや姫交流会(女性がもっと活躍できる静岡県づくり事業)	さくや姫交流会(女性がもっと活躍できる静岡県づくり事業)
	ふじのくに女性活躍応援会議(女性がもっと活躍できる静岡県づくり事業)	ふじのくに女性活躍応援会議(女性がもっと活躍できる静岡県づくり事業)
	男女共同参画社会づくり活動に関する知事褒賞	男女共同参画社会づくり活動に関する知事褒賞 【啓発イベントを同時開催】
	男女共同参画社会づくり宣言推進事業	男女共同参画社会づくり宣言推進事業
男性の家事・育児参加促進事業	⇒男女共同参画社会づくり活動に関する知事褒賞に統合	
フェムテックによる女性活躍推進事業	フェムテックによる女性活躍推進事業	



取組の強化

男性育児休業長期取得応援手当の対象期間の緩和

男性育児休業長期取得応援手当の対象期間を緩和し、男性の家事・育児参画の更なる推進を図る。

現行制度（R 7 年度）	新制度（R 8 年度）
出生日等から 8 週(56日)以内の育休のみを対象	出生日等から 8 週(56日)以内に 開始した 育休も対象

出生日等

出生日等から56日

R7年度

国支給（28日）

県支給（28日）

国支給（28日）

県支給
（7日）

不支給

R8年度

国支給（28日）

県支給（28日）

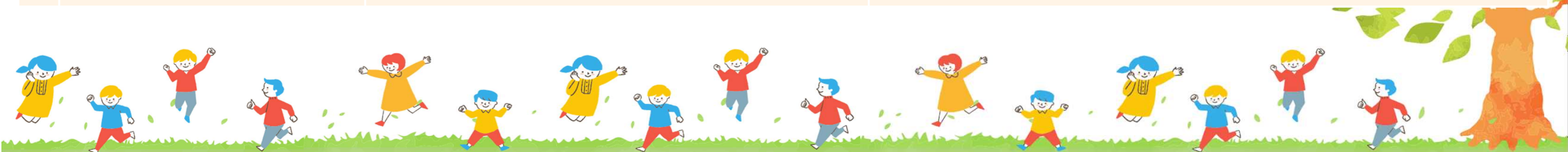
対象期間緩和

取組の強化

- ① 1歳児保育について5：1以上の職員配置を目指して助成制度を見直し
 ② 調理員加配に対する助成制度を新設

保育士等の配置の充実により保育の質を向上させるため、1歳児保育について5：1以上の職員配置を目指して助成制度を見直すとともに、調理員加配に対する助成制度を新設

	項目	課題	R 8 取組
①	1歳児保育の助成制度見直し	<ul style="list-style-type: none"> 共働き世帯の増加により乳幼児保育のニーズが増加 乳幼児は月齢により発達に差があり、きめ細かな保育が必要 <p>⇒ 1歳児の国の配置基準5：1以上の手厚い職員配置が必要</p>	<p>1歳児について5：1以上の職員配置が県全体の標準となるよう保育施設等に対する助成制度を見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助対象を5対1以上の配置施設に重点化 近年の person 費上昇に見合う助成単価に見直し 国給付費+県補助：R7 21千円 ⇒ R8 24千円
②	調理員加配に対する助成制度新設	<ul style="list-style-type: none"> 食物アレルギーの児童数増加に伴い、保育所等の調理員の業務量が増加 <p>⇒ 国公定価格の調理員配置数以上の手厚い職員配置が必要</p>	<p>食物アレルギー児童対応の調理員加配に対する助成制度を新設</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象経費：アレルギー児童の給食対応に係る調理員加配に要する person 費 補助額：アレルギー児童数×3,000円/月



取組の強化

えるぼし認定及びくるみん認定の取得支援の推進

女性活躍及び共育での環境整備を促進するため中小企業へ専門家を派遣し、えるぼし認定やくるみん認定等の取得に向けた課題整理等の支援を図る。

現行施策（R 7 年度）

女性活躍の行動計画届出済でさらに取組を進めたい企業20社に専門家派遣

新制度（R 8 年度）

行動計画策定済企業のえるぼし認定や**くるみん認定**取得に向け、企業**50社**に専門家派遣

R7年度

多様な人材活躍新規取組企業支援（20社）

テレワーク等多様な働き方導入支援（20社）

（女性活躍）ステップアップ企業支援（20社）

外国人雇用企業支援（20社）

R8年度

多様な人材活躍新規取組企業支援（20社）

多様な働き方導入支援（20社）

ステップアップ企業支援（20社）
（えるぼし認定・**くるみん認定** 取得促進）

R 8 に新規拡大

拡大（30社）

取組の強化

固定的な性別役割分担意識とアンコンシャス・バイアスの解消

知事褒賞表彰式に併せて、受賞企業の取組発表や講演等による啓発イベントを開催し、広く情報発信することにより、一般県民や県内企業の男女共同参画の気運醸成を図る。

R 7 年度

知事褒賞表彰式
 <実施内容>
 ・表彰式



R 8 年度

知事褒賞表彰式・啓発イベント
 <実施内容>
 ・表彰式
 ・**受賞企業の取組発表（好事例の横展開）**
 ・**男女共同参画をテーマとした啓発イベント**

第4次静岡県男女共同参画基本計画（R8.2策定）の推進

基本目標：誰もが幸せを実感できる寛容な社会の実現
 ～男女共同参画の推進による県民のウェルビーイング向上～
 重点施策：固定的な性別役割分担意識とアンコンシャス・バイアスの解消
 計画期間：令和8(2026)年度～令和12(2030)年度

取組の強化

- ①情報を体系的に整理し、必要な情報へのアクセスのしやすさを改善
- ②子育てをすることが楽しいと実感できるような情報発信

現行サイト（ふじさんっこ☆子育てナビ）



改善

課題

- ・構築から14年が経過しデザインが古い
- ・利用者にとって必要な情報が探しにくい
- ・外部有識者意見：「子育てをすることが楽しいと実感できるような情報発信をするべき」

改修ポイント

- ・見やすく親しみのあるデザインに刷新
- ・使いやすいシステムに再構築し更新頻度を高め、利用者の情報入手の利便性を向上
- ・他部局、市町、子育て支援団体と連携し、子育てに関する県内の魅力ある様々な地域資源の情報をタイムリーに発信

いじめ防止と不登校のこども支援PT

- 【メンバー】 教育委員会：★教育政策課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、社会教育課、
健康福祉部：こども政策課、地域福祉課、福祉長寿政策課、こども家庭課、私学振興課
警察本部：人身安全少年課
- 【オブザーバー】 総合教育課、障害福祉課



- いじめ防止対策、不登校のこどもへの体制構築・連携強化
- 児童生徒へのアウトリーチ・プッシュ型・伴走型支援



○既存事業の確認

- ・現在の取組をライフステージや「学校」「学校外」別に整理

○関係機関との意見交換

- ・県立学校や警察、民間フリースクールの具体的な取組をヒアリング
- ・県内自治体の取組を確認（静岡市、浜松市、焼津市）
- ・国事業実証自治体の取組を確認
（京都府、宮崎県延岡市）



現在の取組

分野	取組	乳幼児期	小学生～中学生	高校生	青年期	
学校による支援	いじめ対策		いじめ防止啓発強調月間・教員研修、重大事態対応マニュアル活用<教育>			
		不登校支援		多様な居場所・学びの場確保 (しずおかバーチャルスクール運営、校内教育支援センター設置促進、学びの多様な化学校設置促進、公的教育機関と民間施設等との連携推進) <教育>	多様な学習ニーズに対応した柔軟で質の高い学び<教育>	
	(非認知能力育成)			小1ギャップ解消に向けた支援員配置 <教育>		「居場所カフェ」 <教育>
			人権教育の推進(「人権教育の手引き」活用、研究指定校研究、教員研修実施) <教育>			
			静岡県版SEL・架け橋SEL活用推進<教育>			
			幼保小中の円滑な接続を生かした居心地のよい学校づくり推進 <教育>		コミュニケーションスキル講座<教育>	
	専門機関との連携		スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー<教育>			
			小中学校ネット安全・安心講座<教育>		スクールネットパトロール<教育>	
			スクールサポーター<警察>			
			相談窓口の充実(24時間SOSダイヤル、なやみ相談ナビ「はなそっと」) <教育>			
学校外による支援	関係機関等との連携		民生委員・児童委員、児童相談所 <福祉>			
			いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題対策本部 <教育>			
			いじめ問題対策検討部会 <教育>			
			市町教育委員会生徒指導担当者連絡会議 <教育>			
			フリースクールに対する運営費助成<教育>			
			合同相談会、子ども・若者支援ネットワーク<教育>			
			学校警察連携制度 <警察>			
	誰ひとり取り残さない福祉の仕組みづくり事業、重層的支援体制整備<福祉>					

課題・取組の方向性（案）

課題	取組の方向性（案）
<p>●教育・福祉・警察の連携推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関が連携することにより、潜在的な支援が必要なこどもの早期発見につなげる 	<p>教育と福祉が連携したデータを活用した支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>こどもデータ連携</u> 新規
<p>●学びの保障・専門家への接続体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・S C、S S Wの人数は限られており、困り感を抱えるこども一人ひとりに寄り添うことのできる支援体制が必要 	<p>地域における不登校のこどもへの切れ目ない支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>不登校支援の実施体制構築</u> 新規 ・学びの多様化学校、校内支援センターの市町への設置促進 ・いじめ対策伴走支援チーム設置
<p>●インターネットの適切な利用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スマートフォンの長時間利用の抑制による不登校防止及び増加する「ネットいじめ」からこどもたちを守る必要がある 	<p>学校や家庭における情報モラル教育の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>人権教育の推進と人権意識の更なる醸成</u> ○<u>小中学校ネット安全・安心講座の内容充実</u> ○<u>家庭に対するスマホルールの啓発</u> 拡充
<p>●困難を乗り越える力の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予測困難な時代の中、多様化、複雑化する社会を生き抜く力が必要 	<p>自己有用感やレジリエンス等の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非認知能力の育成 ・SPAC演劇手法実践
<p>●生徒の心の不調の見逃しの防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心身の不調・不登校等の兆候について、教員の主観的認知による見逃し等を防ぐ必要がある 	<p>深刻化する前に早期に兆候を把握できる体制づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心の健康観察



(取組1) 教育と福祉が連携したこどもデータを活用した支援

1 概要

教育機関が保有する児童生徒の情報と福祉機関が保有するデータを、分野を超え横断的に連携させることを通じたプッシュ型支援に向けた研究を進める。

2 目的

潜在的に支援が必要なこどもを早期に把握し、医療や福祉等の適切な支援につなげる。

3 取組の方向性

県・市町が広域で連携し、有識者と関係機関で
相関性がある教育・福祉データ等のケース事例を研究

仮説

(有用性)

- ・ 5歳児健診（集団生活で必要な社会性の発達などを評価）

(相関性)

- ・ 虫歯の治療情報
- ・ 水道料の滞納状況
- ・ 兄弟の不登校状況
- ・ 保健室の利用頻度
- ・ スマホの長時間利用
- など



1 概要

知事部局、教育委員会、市町等が連携し、不登校の子どもや保護者に寄り添い伴走支援する人材の育成や体制整備等の手法の開発・実証の実施

2 目的

アウトリーチ型の支援を実施することで、各時期に応じた効果的な支援方法を開発

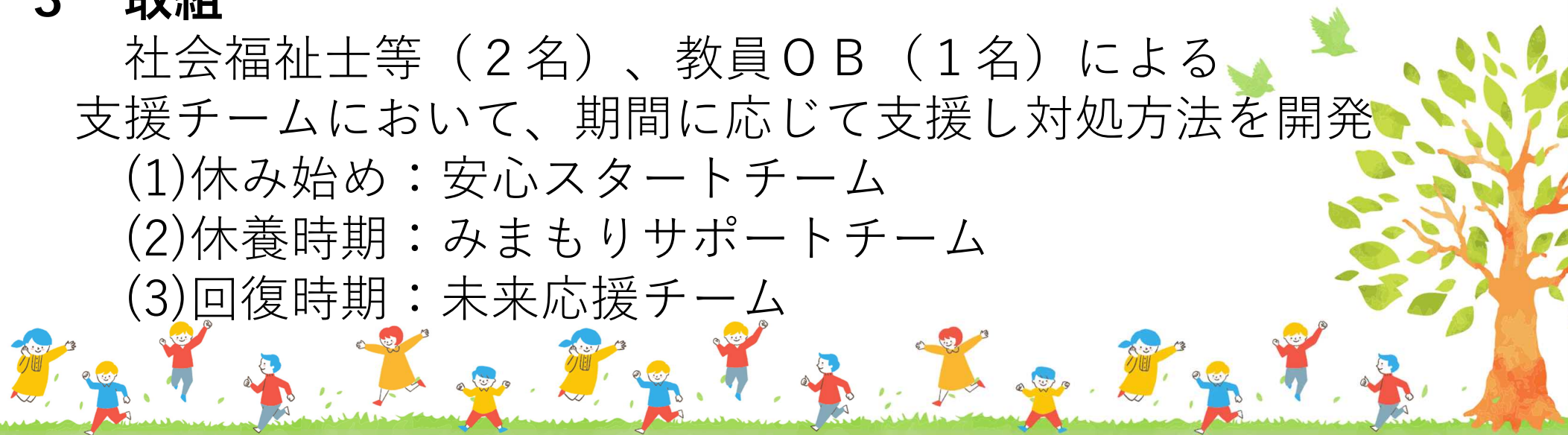
3 取組

社会福祉士等（2名）、教員OB（1名）による支援チームにおいて、期間に応じて支援し対処方法を開発

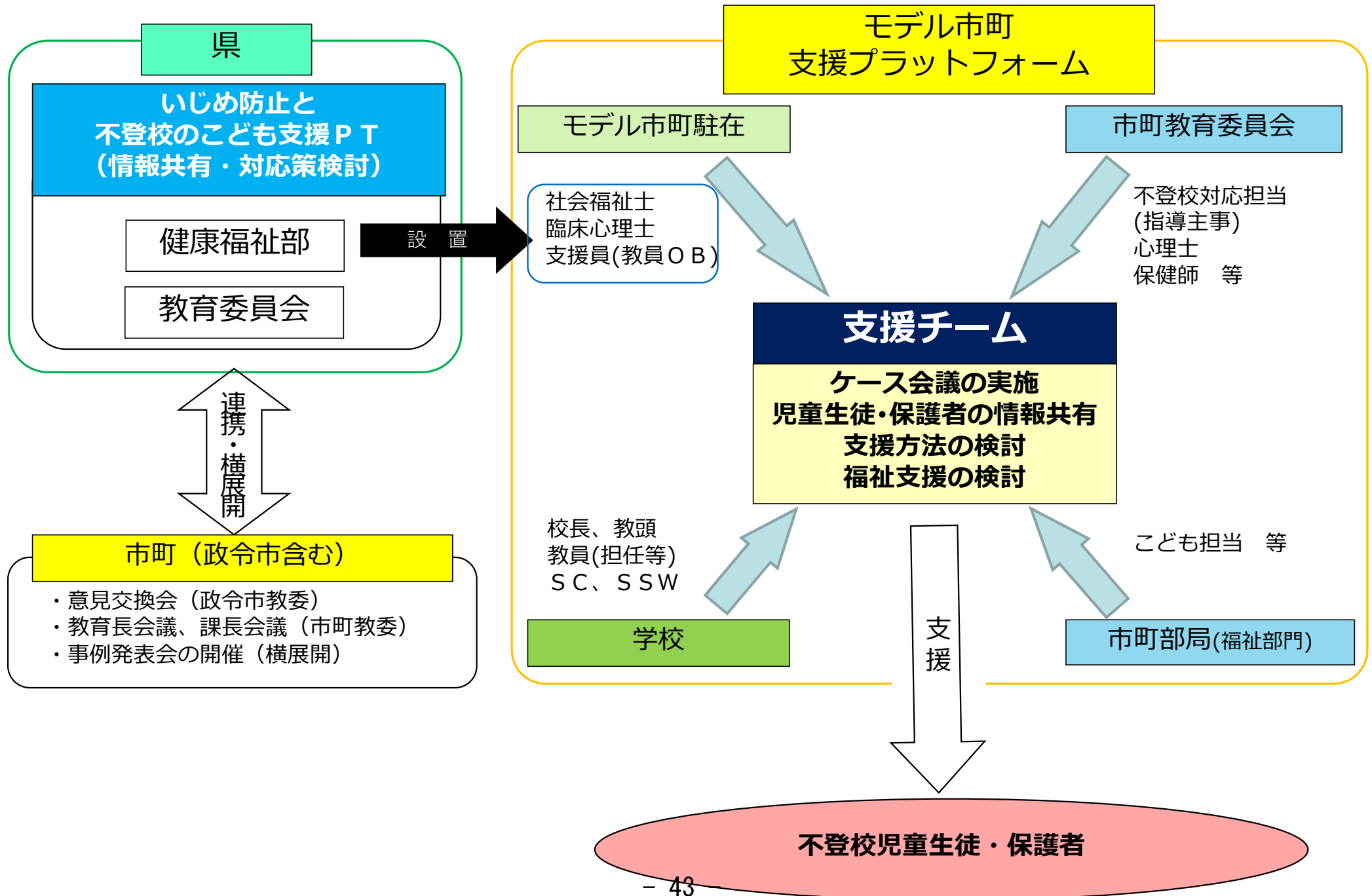
(1) 休み始め：安心スタートチーム

(2) 休養時期：みまもりサポートチーム

(3) 回復時期：未来応援チーム



(取組2) 地域における不登校の子どもへの切れ目ない支援



1 概要

こどもたちがインターネットを適切に利用することができるよう、保護者を含めて啓発を実施

2 目的

長時間利用による生活習慣の乱れやネットによる「いじめ」からこどもたちを守る

3 取組

- (1)人権教育の推進と人権意識の更なる醸成
- (2)教育委員会・警察・民間事業者等が連携した「小中学校ネット安全・安心講座」の内容充実
- (3)家庭に対するスマホルールの啓発



○取組1～3の検討・実行・検証

○いじめ防止対策、不登校の子どもへの支援方法の全体のあり方を検討

- ・「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」の改定
- ・フリースクールとの連携・参加児童生徒の支援のあり方等を検討

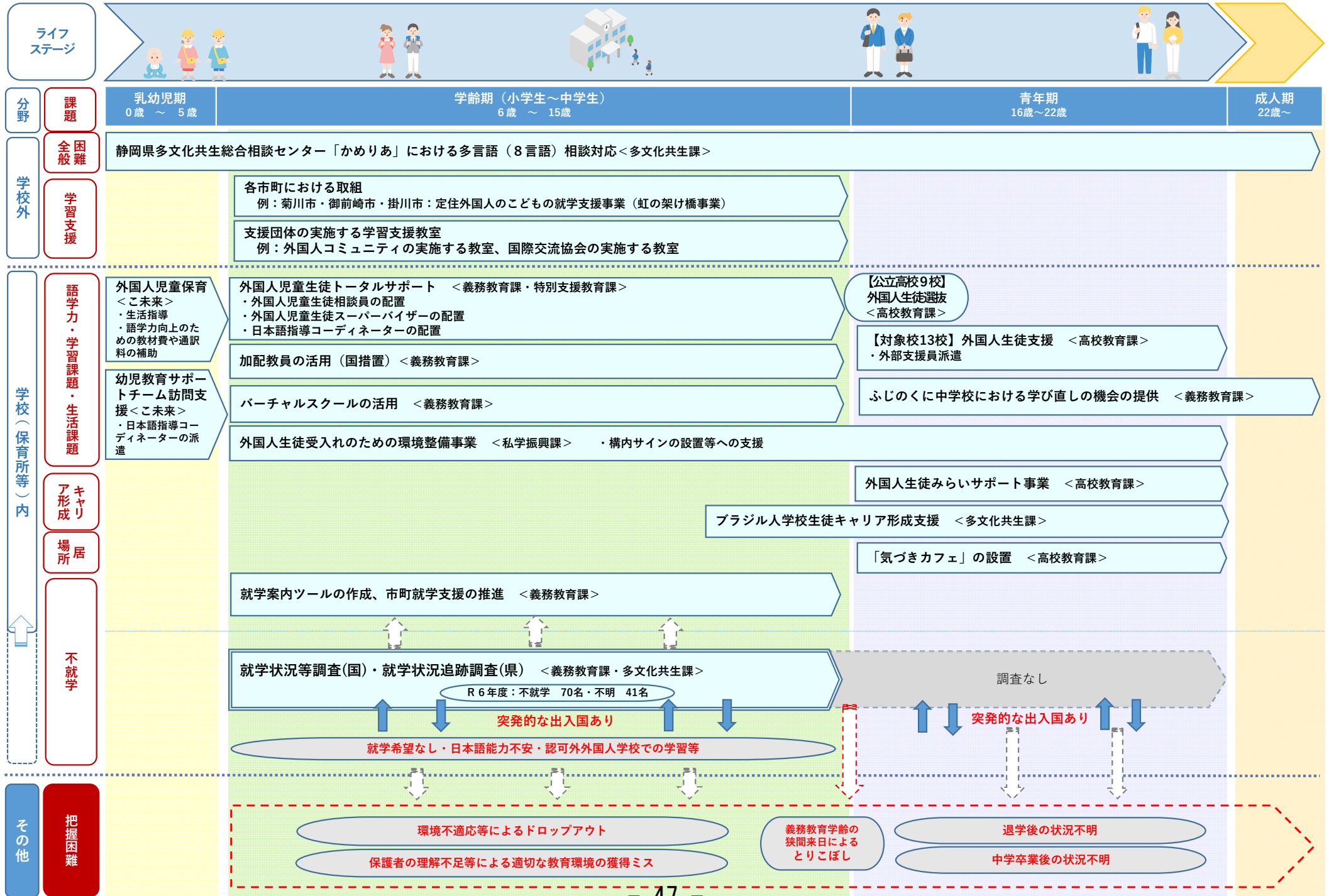


外国につながるこども・若者の支援PT

- 【メンバー】 ★多文化共生課、★こども政策課、★教育政策課、
私学振興課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課
- 【オブザーバー】 総合教育課、地域福祉課、こども未来課（幼児教育推進室）、職業能力開発課



外国につながる子ども・若者の支援（課題と現在の取組）



「静岡県不就学ゼロに向けた取組」の現状（義務教育課）

○令和6年度不就学調査の結果（対象：政令市を除く33市町）

年度	住基登録者	就学	転居・出国	不就学	不明	備考
R5	4,426	4,262	103	42	19	認可外の外国人学校はR6より不就学に計上
R6	4,719	4,463	145	70	41	

（内訳）

認可外外国人学校	35
ホームスクーリング	3
オンライン学習	6
学校外施設での学習	10
就学準備中	10
何もやっていない	6

※令和7年度不就学調査の結果をもとに、年度内に不明者等への対応について市町教委に対して働き掛ける。

○「不就学ゼロ」に向けた取組

市町の取組	県の具体的取組：市町の取組に対するサポート
<ul style="list-style-type: none"> 就学案内の徹底 教育保障制度への理解促進 受入学区や学年等の柔軟な対応 学校における日本語指導の充実 	<ol style="list-style-type: none"> 多言語化に対応した就学案内ツールの作成・市町への周知 <ul style="list-style-type: none"> 「ようこそ！日本の学校へ」ベトナム語版作成（R6） 就学支援に係る市町向け説明会（研修会）開催（対象・手法等への理解） <ul style="list-style-type: none"> 就学状況調査結果を分析・共有し、市町教委の取組促進（11月実施研修会） 多文化共生課主催行政経営研究会を活用した意識共有（多文化共生施策の推進） <ul style="list-style-type: none"> 毎年度2月開催（就学状況調査結果について情報共有） その他（就学後の支援を含む） <ul style="list-style-type: none"> 不就学の考え方の見直し（無認可外国人学校通学者は不就学に計上）（R6） 外国人児童生徒相談員等の配置見直し及び市町の体制強化の促進 バーチャルスクールによる日本語指導試行
<p>課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 多国籍化・多言語化による意思疎通の困難 市町により、多文化共生に関する知見や就学促進の取組に差異 	



- 浜松市による「外国のこどもの不就学ゼロ」に向けた取組
- ・外国人の子どもの不就学ゼロ作戦（浜松モデル）

浜松モデル

① 転入時等の就学案内

- 転入窓口で学習機会を幅広く案内
 - ・ 公立小中学校のほか私立中学、外国人学校を紹介

② 就学状況の継続的な把握

- 住民基本台帳と学齢簿システムの連動
 - ・ 学齢期の外国人の子どもの就学状況を把握する仕組み、状況の把握

③ 就学に向けての きめ細かな支援

- 不就学の子どもがいる家庭に面談実施
 - ・ 原因を探り、各家庭に応じたきめ細かな支援 教育委員会で就学ガイダンス

④ 就学後の定着支援

- 日本語能力に応じた指導プログラムの実施
 - ・ 初期適応指導や日本語基礎指導
- ライフコースを見据えた支援



<外国ルーツのこどもに対する学習の充実>

○目的

教育課題について関係者と直接意見交換することを通じて、現場や県民の状況を幅広く把握し、施策推進の参考とするため、磐田市の外国ルーツのこどもに対する学習の取組を視察。

○課題

日本語指導の特別の教育課程を実施するにあたって、教職員の定数化が進んでおり、各学校において、実態に応じた指導が行われている。日本語指導の特別の教育課程を必要とする人数は増加傾向にあり、市町における体制整備が必要となっている。

○取組

<磐田市立磐田中部小学校>

○N I J I（初期支援教室）

- ・初歩的・基本的な生活指導やサバイバル日本語指導

○ボンス（日本語指導教室）

- ・N I J Iから継続して日本語指導が必要なこどもに対する、習熟度別日本語指導

<磐田市多文化交流センター「こんにちは！」>

○親子遊び・学習支援等

- ・磐田市内で生活する外国人の自立支援や、外国人と市民との交流を支援
- ・小中学生の学校の宿題や日本語学習のサポート

テーマ

- ① 学齢超過相談の実態や課題
- ② 高校入学後の支援における課題
- ③ キャリア形成支援における課題
- ④ その他



結果概要

テーマ	国際交流協会が感じている課題	現状等
①	<ul style="list-style-type: none"> 学齢超過後に来日する外国人からの相談が多く、情報提供や関係機関につないでいる。対応に時間がかかるものが多く、つないだ後の結果が把握できないものが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> 日本人と同様、高校年代以後の若者については、支援の外になり実態把握が難しい。
②	<ul style="list-style-type: none"> 高校で必要な日本語レベルに達しないまま高校に入学し、授業についていけないために退学したり、不登校になったりしているケースがある。日本語支援の充実が必要 「特別の教育課程」の設置を検討してはどうか 	<ul style="list-style-type: none"> 退学した外国人生徒の理由等の実態把握ができていない。 日本語支援の拡充は予算的に困難 「取り出し授業」や日本語クラスの設置(大平台高校)による対応を実施中
③	<ul style="list-style-type: none"> キャリア形成の意識が低く高校卒業が目的化している生徒が多い。 正規職員の就職が決まっても親が反対して派遣職員になるなど、保護者の理解不足によりキャリアが阻害されるケースがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 外国人みらいサポート事業による支援を実施
④	<ul style="list-style-type: none"> こどもを通訳代わりに使う保護者の存在(ヤングケアラー化) 相談を待つのではなくアウトリーチ支援の必要性を強く感じる 	



計画の内容

■めざす姿

日本一の多文化共生県

～相互理解の下、多様性を活力に、誰もが輝く静岡県～

■施策体系

めざす姿の実現に向け、次の3つの施策の柱を掲げます。

柱1：多文化共生県実現に向けた機運醸成

- ◎インターカルチュラルの理念の普及
- ◎外国人県民と日本人県民の相互理解と交流の促進

施策の柱のポイント

新たに「インターカルチュラルの理念の普及」を掲げ、多文化共生月間の取組等を推進します。

柱2：外国人県民の活躍支援

- ◎未来を拓く日本語教育の推進
- ◎働く外国人の活躍支援
- ◎外国人の子どもの活躍支援

施策の柱のポイント

「日本語教育」を、外国人県民が日本社会で活躍し未来を拓くためのものと位置づけます。

柱3：安心して快適な暮らしの充実

- ◎ライフステージに応じた相談・情報提供の推進
- ◎防災、防犯対策の推進
- ◎正確でわかりやすい情報の発信

施策の柱のポイント

「ライフステージに応じた相談・情報提供の推進」により、乳幼児～高齢者のステージに合わせた情報提供等を行います。

重点的な取組

ICC加盟による多文化共生施策の向上

インターカルチュラルの理念に賛同する国際的な都市間ネットワーク（ICC）に加盟し、国外の優れた知見を取り入れることで、多文化共生施策の一層の充実を目指します。

地域日本語教育の推進

地域における日本語教育を推進し、希望する全ての外国人が生活に必要な日本語を習得する機会を提供するとともに、地域日本語教室を地域住民が関わる「多文化共生の場」として、県民同士の交流を促進します。

不就学を生まない取組の促進

外国人の子どもの不就学ゼロの実現に向け、きめ細かい就学状況調査の実施や就学案内ツールの提供、市町のヒアリングや助言等を行い、市町の対応を支援します。

多言語相談体制の充実

静岡県多文化共生総合相談センター「かめりあ」を運営し、外国人の生活に関する様々な相談を多言語で一元的に受付け、国や市町と連携して、適切な窓口に接続します。

今年度策定予定の多文化共生推進基本計画に「外国人の子どもの活躍支援」を位置づけ重点取組に「不就学を生まない取組の促進」を設定

⇒「インターカルチュラル※」の視点に立って、日本語支援やキャリア支援を行う

※「外国人県民は、共に地域をつくるパートナーである」とポジティブに捉え、外国人のもつ文化的多様性を県全体の活力や成長につなげる新しい考え方のこと。



R 8年度の主な取組

項 目	課題	令和 8 年度の取組
現状把握	・ 地域ごとの在留状態に応じた対策を行うための現状把握	インターカルチュラル社会実現事業
	・ 不就学の状況把握	毎年度、不就学調査を実施
学齢期 学校内	・ 不就学児童・生徒への対応	外国ルーツの子供の就学に関する情報を集約したポータルサイト（就学案内ページ）の作成
	・ 学齢超過後の来日	夜間中学ふじのくに中学校における学び直しの機会の提供
	・ 不登校児童生徒の居場所づくり	しずおかバーチャルスクールにおける受入れ
	・ 高校入学後の支援	補習等のための指導員等派遣事業、通訳派遣事業
	・ キャリア形成支援 ・ 学習困難への解消	外国人生徒みらいサポート事業、気づきカフェ 多様な人材活用学習支援事業実施



主観指標

- Q ①町内にはどんな人の意見でも受け入れる雰囲気がある
 ②私は、見知らぬ他者であっても信頼する
 ③私は町内の人々が自分をどう思っているかが気になる
 ④女性が活躍しやすい ⑤若者が活躍しやすい



静岡県多文化共生基礎調査 (R6)

外国人が日本人に親しみを感ずる割合	70.1%
日本人が外国人に親しみを感ずる割合	45.7%

Q 日本人は、外国人が地域の活動に参加できるよう支援すべきだ



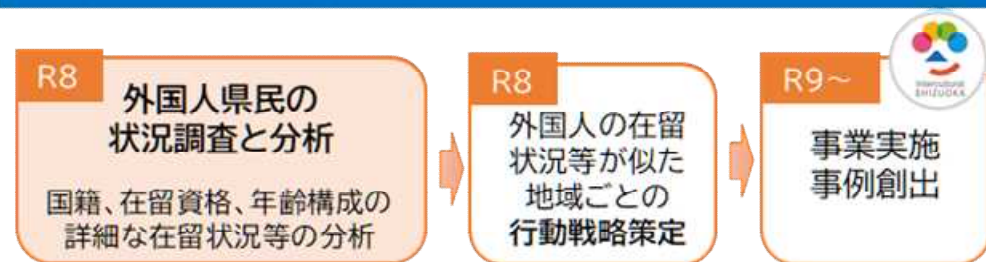
分析

- 静岡県民は「多様性・寛容性」が低く、日本人県民が外国人に親しみを感ずっている割合は、外国人県民が日本人に親しみを感ずっている割合に比べ低い
- 一方で、外国人の地域活動への参加を支援すべきと考える県民の割合は高く、**外国人が地域の担い手として活躍することを求めている**
- 本県の外国人の在留状況は、地域によるばらつきが大きいため、**地域ごとの実態に適した対策が効果的**

政策立案

- 外国人も日本人も相互に理解し合い、安心して暮らし、活躍することが出来る「インターカルチュラル社会」の実現を目指す
- 行動戦略策定の基盤となる**外国人県民の状況を調査・分析**
- 日本語教育の質の向上を重視した中級レベルの**オンライン日本語教育カリキュラムの作成・試行**

●外国人県民の状況調査・分析



●オンライン日本語教育カリキュラム作成・試行



★教育関連データの収集、分析等について PTを活用

【義務教育課】

○「不就学ゼロ」に向けた取組

R 8 取 組	県の具体的取組：市町の取組に対するサポート	
	①多言語化に対応した就学案内ツールの作成・市町への周知	・外国ルーツの児童生徒就学に関する情報を集約したポータルサイト（就学案内ページ）を作成 ・「ようこそ！日本の学校へ」活用促進
	②就学支援に係る市町向け説明会（研修会）開催（対象・手法等への理解）	・就学状況調査結果を分析・共有し、市町教委の取組促進（11月実施研修会）
	③多文化共生課主催行政経営研究会を活用した現状・課題等の共有（多文化共生施策の推進）	・毎年度2月開催（就学状況調査結果について情報共有）
	④その他(就学後の支援を含む)	・外国人児童生徒相談員等の効果的配置及び学校における活用の促進 ・夜間中学ふじのくに中学校における学び直しの機会の提供 ・しずおかバーチャルスクールでの外国人不登校児童生徒の受入れ

【高校教育課】

R 8 事業	対象	内容
補習等のための指導員等派遣事業	外国人生徒選抜実施校 9 校 外国人生徒が多い定時制課程 6 校	日本語の直接指導、教科内容理解への支援・補助(ルビ振り等)、保護者への連絡通訳 等
通訳派遣事業	県立高等学校（全課程）	保護者や生徒面談等での対面通訳、オンライン通訳
外国人生徒みらいサポート事業	県立高等学校 （東中西で巡回派遣）	キャリアコンサルティング技能士及び日本語コーディネーターを支援対象校に巡回派遣
『気づきカフェ』の設置	県立高等学校 （単位制定時制の課程 3 校）	校内に居場所カフェを設置し、悩みや課題を抱えながらも登校している生徒の問題や課題の早期発見・解決を図る

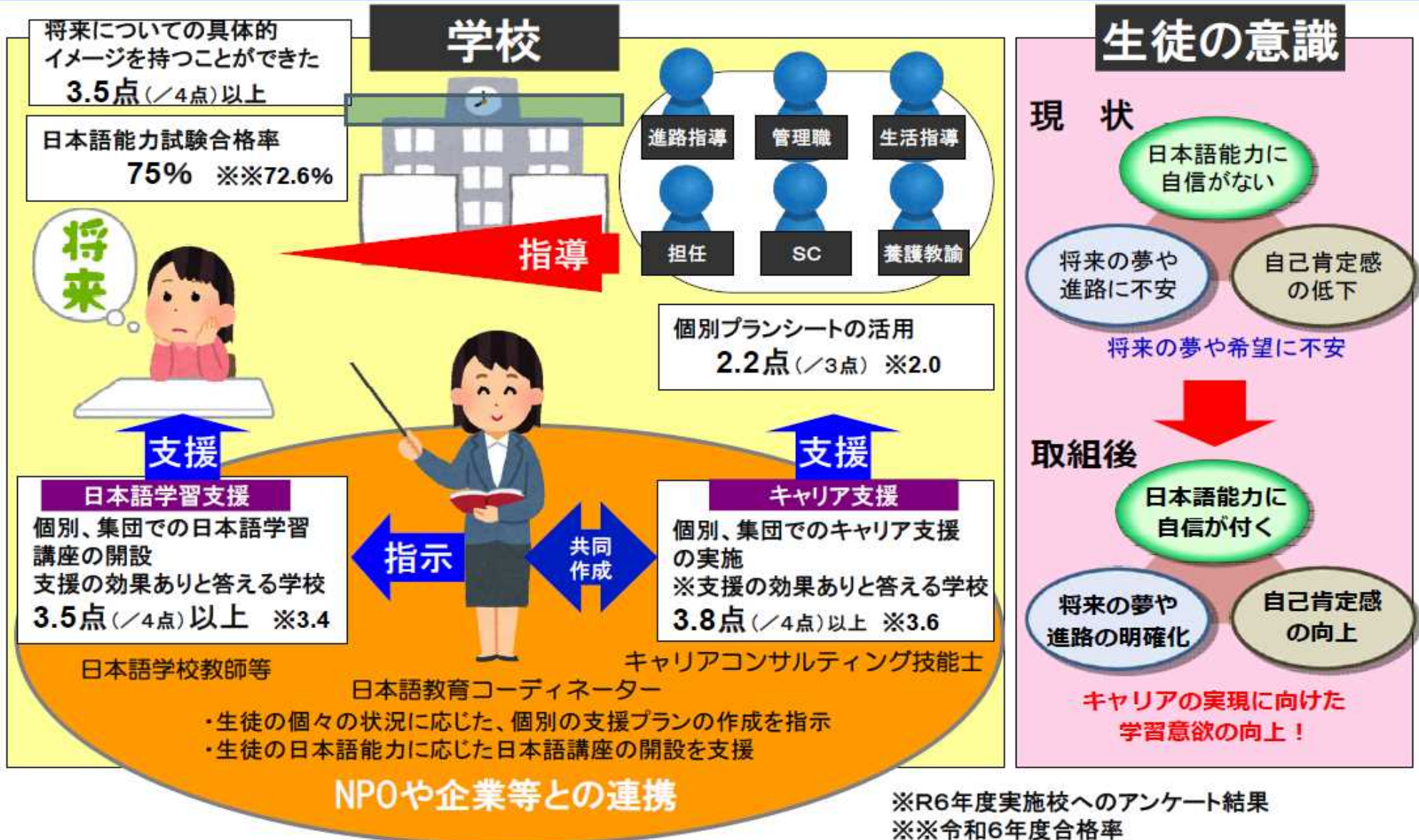
【特別支援教育課】

R 8 事業	対象	内容
多様な人材活用学習支援事業	県立特別支援学校のうち、事業利用希望のあった学校	外国人等の日本語理解が困難な児童生徒及び保護者と教員間の意思疎通を図るため通訳・翻訳を実施

外国人生徒支援の現状(高校教育課)

令和7年度 帰国・外国人生徒等に対するきめ細やかな支援事業 成果イメージ資料 (静岡県教育委員会 高校教育課) 【別添】

外国人生徒みらいサポート事業



各部署の各部署のこども・若者に関わる重点取組に係る発言項目一覧表

資料No.	部局	発言項目
資料 7	健康福祉部 (こども若者局)	<ul style="list-style-type: none"> ・こども・若者意見反映推進事業（こども意見反映実現プロジェクト・こえのもりしずおか） ・少子化対策・少子化に適応した子育て環境整備 ・しずおか・地域こども未来羅針盤(客観指標編)の公表
資料 8	健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・令和 8 年度における主な取組
資料 9	企画部	<ul style="list-style-type: none"> ・企画部の取組
資料 10	総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の仕事と家庭の両立を支援するための取組
資料 11	財務部	<ul style="list-style-type: none"> ・財務部の取組
資料 12	危機管理部	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代リーダー育成事業 ～静岡県ふじのくにジュニア防災士養成講座～
資料 13	くらし・環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・くらし・環境部 こども・若者に関する取組 ～ 地域における防犯まちづくり 森林環境教育 ～
資料 14	スポーツ・ 文化観光部	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ・文化観光部の取組
資料 15	経済産業部	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な社会の創り手の育成 ・若者の職業能力形成・就職・経済基盤の安定支援
資料 16	交通基盤部	<ul style="list-style-type: none"> ・交通基盤部 こども・若者に関する取組 ～いっしょに、未来の地域づくり～
資料 17	教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県の不登校対策
資料 18	警察本部	<ul style="list-style-type: none"> ・犯罪などからこども・若者を守る取組

こども・若者意見聴取推進事業

1 こえのもりしずおかによる意見聴取の推進

概要

オンラインプラットフォーム「こえのもりしずおか」の県と市町による共同利用を実施。

継続的に県内のこども・若者の意見を聴取し、県計画や施策に反映するとともに、より多くのこども・若者から効率的に意見を聴取し、**全県的にこども・若者の意見聴取・反映の取組を促進**する。

R7実績 (R8.2月末)

登録者数	5,354名	
意見投稿数	6,542件	
投票数	2,530件	
共同利用	県	5所属
	市町	10市町



R8計画

- 県と市町で21回の意見聴取を実施予定

【県】

所属	内容
総務部 地域振興課	新しい 過疎計画
教育委員会 新図書館整備課	新県立図書館 コンセプト
健康福祉部 こども政策課	しずおかこども 幸せプラン の進捗
調整中	1回
計	4回(4所属)

【市町】

地域	市町名	実施回数
賀茂	東伊豆町	1回
東部	伊東市	1回
中部	藤枝市	3回
	浜松市	3回
	掛川市	2回
	袋井市	3回
	菊川市	2回
	御前崎市	1回
	森町	1回
計	9市町	17回

2 こども・若者意見提案実現プロジェクト

概要

こども・若者の視点で見た、新たな取組の実施を図るため、こども・若者の意見提案を募集。発表会を開催し、子育て支援関係の専門家やこども・若者代表、行政機関関係者に審査、「こえのもりしずおか」による投票等で受賞提案を決定。**最優秀賞のうち最大4件を選定して事業化**（詳細次ページ）。



R7実績

部門 (応募数)	最優秀賞提案 (タイトル)
小学生 (50)	留守番による事故ゼロの静岡県へ
中高生 (51)	未来の食料不足を解消するWebサイト！
若者 (18)	農・教・福を融合して、静岡を更に偉大にする！
団体 (17)	先生が変わる、性教育が変わる～いのちを伝え合う学びを先生とともに、未来につながる気づきを子どもたちに～
	まちまるごと子育て応援DAY-ゴチトキ-

少子化対策・少子化に適応した子育て環境整備

1 市町との協働による子育て環境改善

○しずおか・地域こども未来羅針盤の作成(主観、客観)

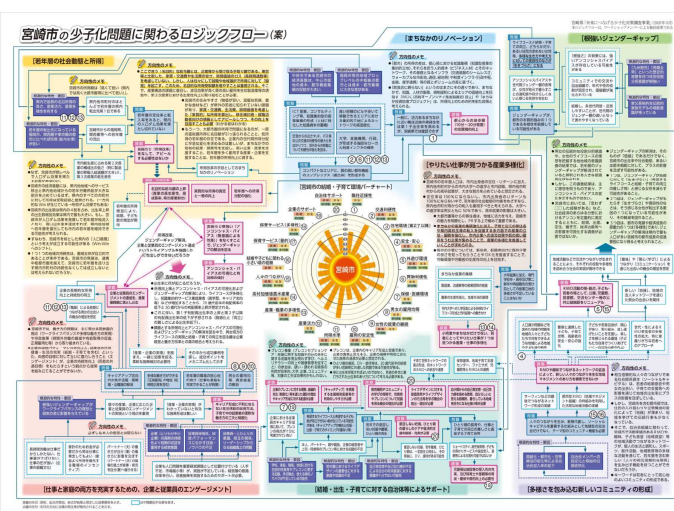
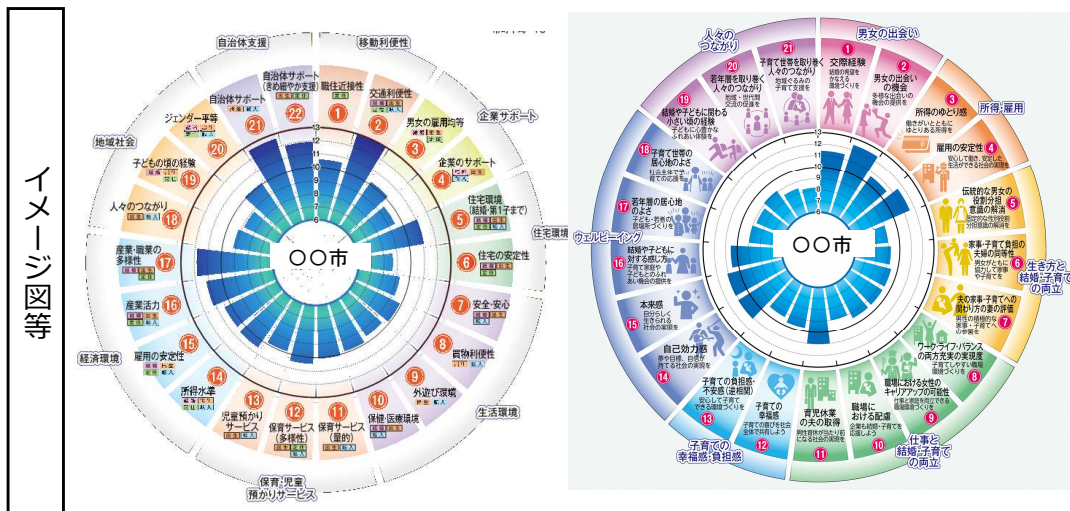
R7客観指標編:地域の社会経済特性を分析し、見える化

R8主観指標編:地域の居心地のよさなどウェルビーイングの実態を分析し、見える化

→結婚・子育てに関する主観調査を実施

○エリア又は市町単位で子育て環境の整備に関する戦略を作成

年	R 7	R 8	R 9	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ○羅針盤(客観指標編) ・客観的バーチャート作成 ・ウェルビーイングの全県分析 	<ul style="list-style-type: none"> ○羅針盤(主観指標編) ・主観的バーチャートの作成 ・ウェルビーイングの市町別分析 	<ul style="list-style-type: none"> ○少子化への適応対策の検討 ・エリア(又は市町)の子育て環境整備戦略作成 	<ul style="list-style-type: none"> ○適応策実施 ・ロジックフローを活用



- 対象
- ・広域的団体
 - ・民間企業
 - ・エリア(市町)
- 事例
- ・保育所等の共同整備
 - ・相談支援の共同
 - ・ベビーシッター等サービスの支援
 - ・商店街の子育てバリアフリー化

2 子育てに優しいまちづくりの取り組み支援

○地域と連携した企業・団体が実施する子育てに優しいまちづくりに資する取組を支援

- ・子育て応援パーキングの設置、ベビーカーレンタルの実施 など
- ・補助率1/3、上限50万円

しずおか・地域こども未来羅針盤(客観指標編)の公表

○公表時期：令和8年3月末(予定)

分析結果と合わせて、市町の子育て支援策の特徴的な取組を取りまとめて公表

内容調整中

静岡市

静岡市
浜松市
沼津市
熱海市
三島市
富士宮市
伊東市
島田市
富士市
静岡市
浜田市
掛川市
藤枝市
御殿場市
袋井市
下田市
裾野市
湖西市
伊豆市
朝霧市
富川市
伊豆の国市
牧之原市
東伊豆市
河津町
南伊豆市
掛川町
西伊豆市
南青町
清水町
長泉町
小山町
吉田町
川根本町
合町

Shizuoka City

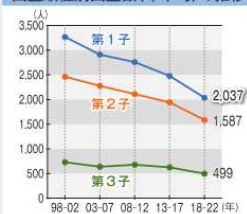
静岡市

静岡県 次世代を育む地域環境ダッシュボード

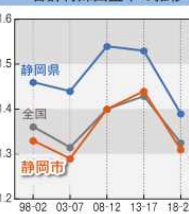
1 人口動態の概要

自然動態(出生)の状況

出生順位別出生数(年平均)の推移

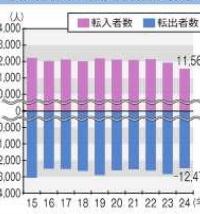


合計特殊出生率の推移

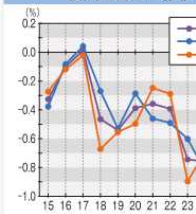


社会動態の状況

転入者数と転出者数の推移

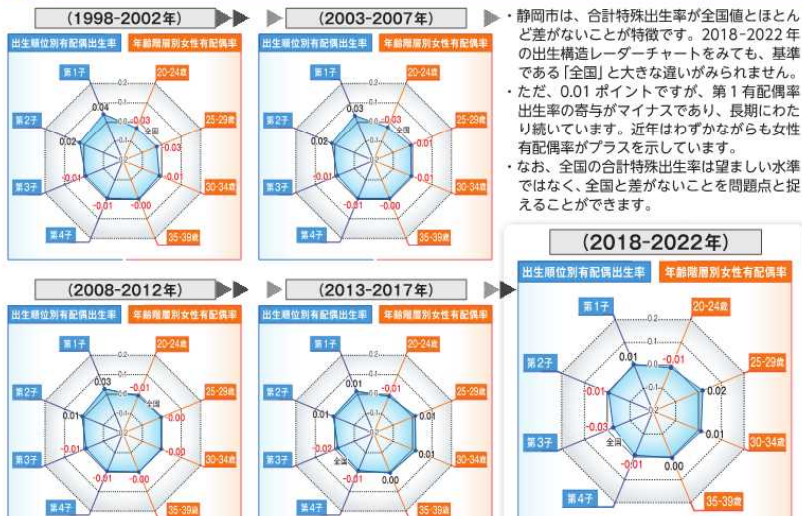


転入超過率の推移



自然動態(出生)
 ・2013-2017年から2期間連続して、第1子出生数の減少率が第2子を上回っています。
社会動態
 ・長期にわたり転出者が転入者を上回り、その差は拡大しています。
 ・転入超過率は男女で違いがみられ、その差は年によって変動しています。

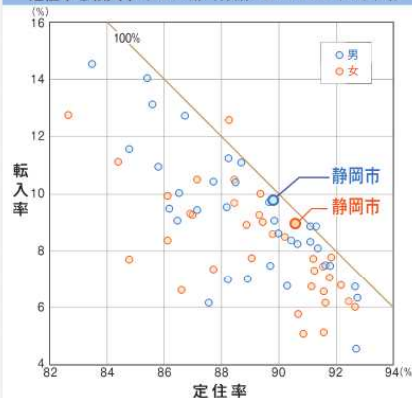
2 出生構造レーダーチャート



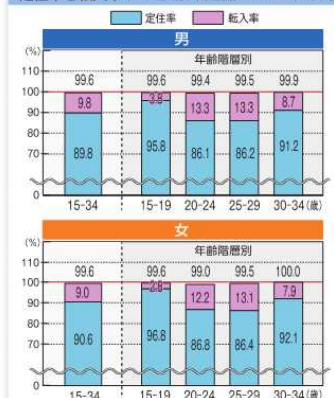
※出生構造レーダーチャートは、年齢階層別女性有配偶率及び出生順位別有配偶率の全国との差が、合計特殊出生率の全国との差に対する寄与として表されている。

3 若年層の男女別・年齢階層別の社会動態

定住率と転入率(15-34歳、男女別、2018-2022年の年平均)

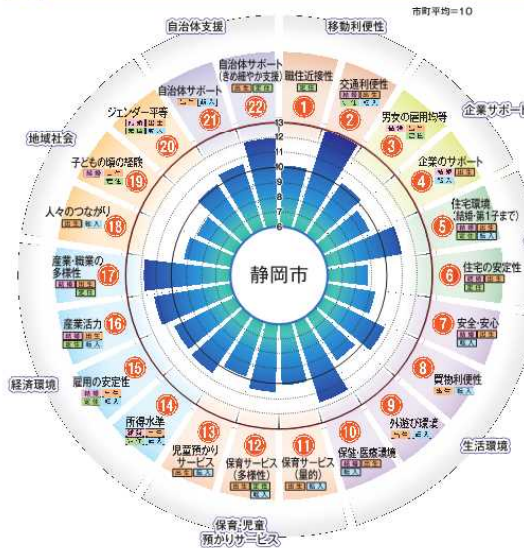


定住率と転入率(15-34歳、男女・年齢階層別、2018-2022年の年平均)



・静岡市の転入超過率はマイナスで推移していました。これは社会動態の増減率がマイナスであることを示しており、15-34歳の2018-2022年の年平均は、男女とも定住率と転入率が100%ラインを下回っています。
 ・2018-2022年は、男女で比較すると、男性は定住率が低く、転入率が高い、女性では定住率は高いものの転入率が低いという特徴がみられます。
 ・年齢階層別にみると、男女とも20-24歳から25-29歳までの定住率が低く、これを転入率がカバーしています。

4 次世代を育む地域環境バーチャート



移動利便性
 ・②交通利便性が高く、周辺地域からの通勤等に利用する基盤が整備されていることがわかります。
住宅環境
 ・⑤住宅環境(結婚、第1子までのスコアが高く、若い夫婦が住宅を得やすい特性が表れています。半面、⑥住宅の安定性のスコアが低くなっており、子育て世帯の転出要因の1つになるとともに、ソーシャルキャピタル関連指標との結びつきが考えられます。
生活環境
 ・⑥買物利便性、⑩保健・医療環境のスコアも平均を大きく上回ります。生活面の都市機能でも拠点都市の特徴が表れています。
経済環境
 ・⑭から⑰の指標が揃って高スコアになっています。これらは結婚、出生、定住、転入の4評価指標にプラスに影響しているとみられます。
地域社会
 ・⑮人々のつながり、⑲子どもの頃の経験といったソーシャルキャピタルに関連する指標のスコアは低く、これらは合計特殊出生率等にマイナスの影響を及ぼしているとみられます。

令和8年度における主な取組

資料8

(健康福祉部)

R7年度 「医療的ケア児者の実態把握調査」を実施

調査目的

医療的ケア児者の実態や支援ニーズを把握し、医療的ケア児者に対する地域の支援体制の整備や災害時の支援の検討資料とするため

対象者

静岡県内に住所を有しており、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児者（年齢不問）

調査項目

- ①医療的ケア児者の状態
- ②就学・就業の状況
- ③サービス利用状況
- ④災害時の避難

医療的ケア児者に関する課題

調査結果

714人（0～17歳）※4,381人（0～64歳）

個別避難計画策定が困難なケースが多い

頻繁な外来受診に伴う交通費等の負担

医療的ケア児者の状態に応じた相談体制の充実・支援人材の養成

R8年度

要配慮者の避難対策促進事業費のうち医療的ケア児者の個別避難計画作成支援（R8:700万円）【新規】

小児患者世帯交通費等支援事業費助成（R8:850万円）【新規】

医療的ケア児等総合支援事業費（R8:2,410万円）

福祉関係者等と連携し医療的ケア児者等の個別避難計画をモデル的に作成

医療的ケア児等を療育する世帯に対する入院や通院に要する交通費、宿泊費の支援
 入院：2,000円/日
 通院：4,000円/月

医療的ケア児等支援センターの運営
 ・相談スタッフ配置
 ・スーパーバイザー配置
 専門人材の開拓・養成

●外国につながる子ども・若者の教育・支援

<概要>

インターカルチュラルの視点に基づき、外国につながる子ども・若者が将来の本県を担う人材として未来を切り拓いていくことができるよう、地域の在留状況に依りて多文化共生施策を推進するとともに、県民の多文化共生意識を醸成

●新たな教育振興基本計画に基づく教育政策の推進

- ・ R 7 : こども若者の"こえ"を反映させた「静岡県教育振興基本計画2025→2028」を策定
- ・ R 8 : 新計画に基づき、知事部局と教育委員会が連携して教育政策を推進

<R8の取組>

■新計画に掲げる企画部の取組

- ・ 外国人県民の未来を拓く日本語教育
 - ・ 外国人県民の生活環境の充実
 - ・ 多文化共生県の実現に向けた機運醸成
 - ・ 高等教育機能の強化
 - ・ 大学間・産学官連携の推進
 - ・ 家庭教育支援・人づくりの推進
- (多文化共生課)
- (総合教育課)

■新計画の進捗管理・評価

- ・ 「県教育振興基本計画推進本部」を通じ、各取組の進捗を把握
- ・ 指標の実績値により、こども・若者、県民のウェルビーイング向上への影響を分析、評価
- ・ 社会情勢や評価に基づき、随時、計画を見直し、教育施策を充実・強化



<R8の取組>

■第4期多文化共生推進基本計画 (R8-R10)

- ・ 未来を拓く日本語教育の推進
- ・ 外国ルーツのこどもの活躍支援 を明記



■外国人県民の在留状況等調査・分析 <R8新規>

- ・ 国籍、在留資格、年齢構成等の在留状況の分析
- ・ 地域ごとの行動戦略を策定

■外国人県民への生活支援

- ・ 多文化共生総合相談センターかめりあ
- ・ 地域日本語教育の場づくり

■多文化共生意識の醸成

- ・ 多文化共生月間 (12月) を通じた取組の促進
- ・ やさしい日本語の普及・活用促進



背景

○ 育児休業の取得が男女問わず当たり前となる中で、本県が引き続き人材を育成・確保していくためには、円滑な職場復帰のための支援や、復帰後に育児とキャリア形成を両立させるための支援が不可欠

- ★育児休業者の職場復帰支援
 - ★育児とキャリア形成の両立支援
- 】を実施

1 育児休業者の職場復帰支援（育児休業者職場復帰支援研修の実施）

- ✓ 育児休業中の職員の職場復帰への不安を軽減し、復帰後の職務遂行への意欲を高める。
- ✓ ロールモデルとなる先輩の経験談から、具体的な準備や心構えを学び、復帰後の職場生活を具体的にイメージする。

4月以降の職場復帰を見据え、復帰に向けた心構えや制度の案内、意見交換を実施



2 育児とキャリア形成の両立支援

- ✓ 「育児とキャリア形成両立支援研修」(R7新規)を通じて、育児と仕事の両立に関する具体的なイメージを醸成しキャリア形成に必要な心構えや考え方を学ぶ。

令和7年度から新たに開催し、今年度は34名の職員が参加
そのうち、約3分の1を男性職員が占めるなど性別やライフステージに関わらず、幅広い層の職員が参加（研修満足度 100%（概ね満足以上））

- ✓ 職員一人ひとりが能力を最大限に発揮し、働きがいを感じながら効率的に仕事に取り組めるよう、R8年度から「キャリア形成支援センター」を設置し、職員のキャリア形成支援を強化



「子育て」に向けて

R8年度も職員の仕事と家庭の両立に向け、引き続き取り組んでまいります

財務部の取組

- 税務課・財務事務所による、**こども・若者向けの租税教育**の実施

<概要>

目的：納税意識の醸成 ➡ 将来に渡る安定的な税収確保

(将来、社会人・納税者となって社会を支えていく世代に税への理解を深めてもらう)

1 小中学生向け「租税教室」

- 財務事務所職員を講師として小・中学校へ派遣
- R8見込 34校、70クラス、**1,992人**
(R7実績 35校、64クラス、1,783人)

<講義内容>

- ・ 身近な学校に関わる税金についてのクイズ
- ・ 納めた税金はこんなところに使われているよ
- ・ 国税庁作成税教育用DVD鑑賞



税金は何のためにあるのだろうか

皆さんは「税金」にどのようなイメージを持っていますか？
わたしたちの身の回りには、国や地方公共団体による「公共サービス」や「公共施設」があります。

「税金」により賄われています。

公共サービス	警備、消防、ごみ収集、福祉 など	公共施設	道路、学校、公園 など
警察費・消防費 (令和4年度) 約5,517億円 ^{※1} 国民1人当たり 約42,560円	ごみ処理費用 (令和4年度) 約2,847.78億円 ^{※2} 国民1人当たり 約19,800円	国民生活の 安全確保 (令和3年度) 約17,102.05億円 ^{※3} 国民1人当たり 約138,300円	道路整備事業費 (令和4年度) 約1,967.15億円 ^{※4}
			総合・体育館 などの施設費用 (令和6年度) 約732億円 ^{※5}

※1 12 自治体(財務省)「令和4年度地方交付金」 ※2 自治体(財務省)「令和4年度(2022)地方公共団体歳入歳出決算」 ※3 自治体(財務省)「令和3年度(2021)地方公共団体歳入歳出決算」 ※4 自治体(財務省)「令和4年度(2022)地方公共団体歳入歳出決算」 ※5 自治体(財務省)「令和6年度(2024)地方公共団体歳入歳出決算」

2 大学生等向け「税を知る出前講座」

- 税務課職員を大学・専門学校等へ派遣
- R8見込 3校、**258人** (就職を目前に控えた20歳前後の学生)
(R7実績 3校、250人)

<講義内容>

- ・ 税の仕組みや役割、県税の使いみち
- ・ 税金を滞納してしまったらどうなるか



<R8に向けた取組(予定)>

税務署等と調整のうえ、令和7年度と同程度の規模で実施予定。

第1 ライフステージを通じた施策

ふじのくに ジュニア防災士

～自分の命、大切な人の命を守るために～

南海トラフ地震や風水害等の自然災害から

自分の命を守ることができる人

家庭での防災対策を率先して考える

家庭の防災リーダーとなる人

対象学年
小4～高校

地域での防災活動に積極的に参加する

地域の防災リーダーとして期待される人

50分程度

意識啓発コース

▶ 防災講話

防災意識を高める**きっかけ作り**

レポート提出

これから養成講座を実施したい
と考えている学校にオススメ☆



100～150分程度

知識行動コース

▶ 防災講話 ▶ 防災演習

将来にわたり**地域防災を支える意欲**を醸成

訓練参加

レポート提出

自主講義コース

▶ **学校、市町**が実施する講座
同等講座として承認

<R8の取組>

(1) ジュニア防災士取得後の**活動の場**の創出

- ・市町へ働きかけ、防災イベントや地域防災訓練で、ジュニア防災士を取得した児童生徒が主体的に活動できる場面を設定



(写真) R7.11月に富士市で開催された防災イベントでジュニア防災士が活動している様子

(2) **講座内容**の充実

- ・他部局と連携して、竜巻等様々な災害に対応した講座内容を作成、展開

くらし・環境部 こども・若者に関する取組

～ 地域における防犯まちづくり 森林環境教育 ～

(くらし・環境部)

【こ若プラン】7-4：安全・安心の環境整備(交通安全・災害・防犯対策)

●地域における防犯のまちづくり

・静岡県防犯まちづくり条例

<目的>…県民が安全に安心して暮らすことのできる社会の実現

推進体制

・防犯まちづくり・交通安全庁内推進本部の設置
=「県防犯まちづくり行動計画」に基づく施策の調整・実施

・しずおか防犯まちづくり県民会議の設置
=県民、地域、事業者団体、行政等の協働による『防犯まちづくり』を県民運動として展開

<R8の取組>

◎第6次静岡県防犯まちづくり行動計画(計画期間…R7～R10年度)

【戦略3】特性に応じた犯罪被害等の防止

《こども・女性・高齢者・外国人の犯罪被害等の防止》

○学校、警察、地域の連携強化

<子ども見守り強化の日>

6月11日及び10月13日の「子ども見守り強化の日」を中心に、買物途中や散歩、企業の事業活動等を通じた登校時間帯の地域見守り活動を推進。

・R8計画…35市町(R7:33市町)



○次世代しずおかの安全・安心を担う人材の育成

<「あぶトレ！」の開催>

犯罪に遭わないための知識や自分の身を守る方法をこども自身が身につける体験型防犯講座「あぶトレ！」を小学校で開催。

・R8計画…215校(R7:217校)



【こ若プラン】2-1：多様な遊び・学び・体験や活躍できる機会づくり

●森林環境教育の推進

○市町の森林環境教育の取組支援

子どもたちが森林環境教育に参加する機会をつくるため、市町が実施する森林環境教育の取組を支援する。

○森林ESD出前授業

将来の森づくりの担い手となる子どもたちが、主体的に「森林を守り、育て、活かす」行動の実践に向け、小学5年生の授業に林業従事者を講師派遣(グリーンバンクと連携)

<R8の取組>

○子どもたちの体験学習の機会増加に向けた市町支援

森林環境教育に取り組む市町数の増加を目指し、市町を支援する。
森林環境教育指導者をフォローアップするため、遊木の森、榛原ふるさとの森でOJTを行う。

森林環境教育に取り組む市町数

R6実績	R7見込	R8目標
18市町	20市町	22市町

○森林ESD出前授業

※森林ESD…森林や林業への理解を深め、持続可能な社会を実現するために必要なことを考え行動する力を育む教育

・R8計画…11市町(30校)

・R7実績…9市町(24校:約1,600人)



第1 ライフステージを通じた施策

2 新たな社会を創造する人材を育むための多様な遊び・学び・体験や活躍できる機会づくり (1) 遊び・体験活動、読書活動の推進 [オ]文化芸術活動の推進

子どもが文化と出会う機会創出事業(音楽・演劇)

- ・ 県内の小中高生を対象に、県内プロオーケストラとSPACによる学校等訪問公演の実施
- ・ 未就学児への鑑賞機会の提供の実施

○令和8年度取組計画

音楽：小・中学校等への訪問出張公演（15回程度）

演劇：高校等での演劇ワークショップ等（2校程度）、中・高校生向け出張公演（2回）
親子向けワークショップ（県内1会場）



出張訪問公演



演劇アカデミー

演劇アカデミー

- ・ <世界で活躍できる演劇人>を目指す若者の感性を育むことを目的とした演劇塾

○令和8年度取組計画

対象：高校生及び19歳～23歳以下の方

内容：SPACの俳優らによる指導のもとで演劇を学ぶと同時に、教養・英語・小論文の学習にも力を入れ、思考力・対話力を身につける。
一年間を通して演劇に関する実技や座学等を受講し、成果発表会に向けて稽古を実施

文化力強化アウトリーチ事業

- ・ こども・若者が文化芸術に触れる機会の充実

○令和8年度取組計画

対象：子ども・若者を含むすべての県民

内容：移動美術館（県立美術館）、移動ミュージアム（ふじのくに地球環境史ミュージアム）による出張展示
芸術公演の少ない地域での鑑賞機会の提供

第2 ライフステージ別の施策 ～ (2) 学童期・思春期～

1 安心して過ごし学ぶことのできる質の高い学校教育の推進 (5) 地域のスポーツ・文化芸術環境の整備

ドリカムスタート事業の実施

- ・ ジュニア世代の競技力を向上すること、子供達が各競技の魅力を実感し、競技への思いや意欲を高めること等を目的に、中学校部活動や各競技団体の強化活動等にトップアスリート等の講師を派遣し、クリニックを実施する。

○令和7年度実施実績

回数：15回、参加校（チーム）：81校（チーム）、参加者数：926名

実施競技：バレーボール、卓球、体操、柔道、アーチェリー、ソフトボール、野球、陸上、スポーツ食育

○令和8年度も引き続き実施



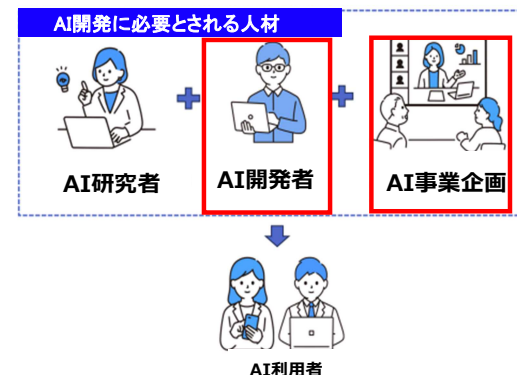
柔道 橋本壮市 選手

持続可能な社会の創り手の育成

(経済産業部)

事業の方向性

- ・ AI人材は「AI研究者」、「AI開発者」、「AI事業企画」、「AI利用者」に分けられる
- ・ AI人材のうち、ビジネス領域で重要な「AI開発者(≒エンジニア)」と「AI事業企画(≒ビジネスプランナー)」の育成を図る



事業概要

区分	次世代AIエンジニアコンテスト (新規)	次世代AIビジネスプランナー育成プログラム (新規)
目的	AI開発者(エンジニア)の育成	AI事業企画者(ビジネスプランナー)の育成
対象	小学生～大学生(AIは高校生以上)	高校生(高専1～3年生を含む)
内容	・プログラミングやAI作品を制作するコンテストを開催 (プログラミング部門とAI部門の2部門構成)	・キックオフキャンプ(基礎的なAIスキル/起業スキルの習得) ・先輩訪問ツアー(AIスタートアップへの訪問) ・講義・伴走支援(SU経営者による講義、事業アイデアの個別相談)
課題	規定課題(AI部門)	自由提案
育成スキル	【課題解決力】 AI技術等を活用しビジネス課題を解決する能力	【課題発見力・事業企画力】 AI技術等を活用し新たなビジネスプランを企画立案する能力
事例	・AIを用いたデータ分析によるイベント来場者予測モデル開発 ・県内農産物のAI品質判定アプリの開発 等	・腎臓病患者向けアプリサービス立ち上げ (画像認識AIによる塩分判定機能入り) 等



などの取組を通じて合流し、AIを活用したビジネスプランの実装・起業へ

高校生に向けた知事講話**<概要>**

多彩で活力ある産業など本県の魅力について、知事が高校に出向き講話を実施

<R8の取組>

移動知事室での実施や、単独事業として高校から実施希望を募り、知事の日程と調整しながら、可能な限り実施していく。(R7は5校で実施)



講話の様子

職場体験マッチングプラットフォーム(新規)**<概要>**

職場体験のマッチングや参加者の交流、参加企業等の情報発信等の機能を備えたプラットフォームの構築

<R8の取組>

- ・企業訪問による職場体験を実施
- ・小学生向けの夏季開催に加え、**対象を中高生にも拡大**し、開催時期を通年化
- ・プラットフォームを活用し、職場体験講座への参加を促進

<職場体験講座の様子>

工場見学



溶接体験

インターンシップ特設サイトの構築(新規)**<概要>**

通年でインターンシップ等に申し込める特設サイトを設置し、SNSターゲティング広告により若者を呼び込み、企業との接点を創出

<R8の取組>

学生を含む若者(~35歳)

<ターゲティング広告>
首都圏等在住の若者の登録を促進

<本県特設サイト>
・企業はインターンシップ等の情報を掲載
・若者はインターンシップ等に申込み
→ **企業と若者のマッチングを支援**

<企業向けセミナー>
インターンシップ等の登録促進等

県内企業

交通安全への取組

- ◆ 学校関係者、警察等と連携して、通学路合同点検を実施
- ◆ 防護柵、グリーンベルト、路面標示などの即効対策
- ◆ 道路拡幅や歩道設置の抜本対策



▼R8対策完了(見込) : 383箇所
⇒ R10 : 431箇所に向けて、着実に推進

産学官一体の建設産業の魅力発信

- ◆ 静岡どぼくらぶを展開し、建設産業の重要性・魅力を発信
 - ▼出前講座・建設現場体感見学会
⇒ 毎年度20校以上、着実に実施
- ◆ インフラツーリズム (親子・中高生)
- ◆ まちづくりや防災等に関心のある高校生の探究学習を支援
- ◆ 未来のまち図画コンクール



しずおかバーチャルスクール×静岡どぼくらぶ

▶ 「子どもたちに社会とのつながりを実感できる機会を」という共通目標実現に向けた、新たな部局間連携

バーチャル社会科見学 [沼川新放水路]

- ◆ 交通基盤部のコーディネートのもと、沼川新放水路の建設現場取材・収録
- ◆ 県教委が動画教材を作成、バーチャルスクール内でオンライン授業
- ◆ Youtubeチャンネルに動画公開し、リアルの小中学校などでも活用



現場取材・収録



動画教材作成・公開



バーチャル社会科見学イベント

水害から街を守る大事なものだとわかった

達成感

私達も考えていかないといけない

工事に関わる人たちに感謝したい

若い世代に刺さる SNS展開

◆ 地域のヒーロー動画



◆ どぼくらぶアンバサダー



<多様な学びの場の確保>

- 校内教育支援センター設置促進 <8年度予算案 72,000千円>
(7年度 40,000千円)

<概要>

登校はできるが学級に入りづらい児童生徒の学校内の居場所として、登校復帰や不登校の未然防止につなげる「校内教育支援センター」の設置経費を支援

<R8の取組>

- ・市町が設置する「校内教育支援センター」支援員の配置経費を助成(国1/3、県1/3、市町1/3)
- ・会議等での事例共有等、運営の充実を支援

<取組の成果(市町からの聴き取り)>

- ・当該センター設置により、不登校児童生徒数の増加が抑制されている。



- 学びの多様化学校設置支援 <8年度予算案(新規) 1,000千円>

<概要>

不登校児童生徒に寄り添った柔軟なカリキュラムを設定して学びを保障し、卒業後の進路の選択の幅も広がる「学びの多様化学校」設置を目指す市町に対し伴走支援

<R8の取組>

- ・市町と協議会(勉強会)を開催し、制度や設置手順、先進事例等について情報共有
- ・設置を検討する市町に対し、準備委員会への参加、有識者派遣、国との調整等伴走支援



<未然防止>

- 小1スマイルサポーター <8年度予算案 52,933千円>
(7年度 50,300千円)

<概要>

長期的不登校の要因ともなりうる「小1ギャップ」解消に向け、小学校1年生に対して支援員を配置



<R8の取組>

- ・対象学年:小学校1年生
- ・対象校:1学級31人以上の小学校

<取組の成果(学校からの聴き取り)>

- ・学校生活に不安を持つ児童生徒に対して、丁寧な言葉かけや学習支援を行なうことにより、不安が軽減し、安心して集団生活が送れている。



- 幼保小の円滑な接続(健康福祉部との連携)

<概要>

健康福祉部作成の架け橋期のカリキュラム案等を活用し、幼保小の円滑な接続を推進

<R8の取組>

- ・架け橋期のカリキュラム作成の手引き(作成編)の活用促進
- ・架け橋期のカリキュラム作成の手引き(実践編)の作成(健康福祉部と連携)

犯罪などから子ども・若者を守る取組

資料18
(警察本部)

犯罪被害から子どもを守るための取組の推進

生活安全部人身安全少年課

【取組概要】

子どもが被害者となる犯罪を未然に防止し、安心して生活をするができるよう関係機関、団体、地域住民等と連携し、子どもの安全確保に係る取組を推進

【令和8年度の取組】

今後も継続して子どもの見守り活動やスクールサポーターによる学校訪問、防犯教室や非行・被害防止教室等を実施し、関係機関・団体、地域住民等と連携し、子どもを守るための取組を推進



防犯教室

子ども見守り活動



子ども・若者が安心してインターネットを利用できる環境の推進及び地域における防犯のまちづくり

【取組概要】

サイバーパトロールやボランティアの育成を通じて安心してインターネットを利用できる環境を作ると共に、サイバーセキュリティに関する情報発信を推進

【令和8年度の取組】

・サイバーパトロールの実施 ・サイバーボランティアの育成 ・SNS等をはじめとした、多様な媒体を有効活用した広報啓発活動の実施 ・学校、教育関連機関等を対象としたサイバーセキュリティカレッジの開催 ・静岡県サイバーセキュリティ戦略本部として、関係部局と連携した活動の実施

サイバー対策本部サイバー企画課



SNSによる広報啓発

交通安全教育の推進

交通部交通企画課

【取組概要】

参加・体験・実践型の交通安全教室により、子どもが当事者となる交通事故を防止

【令和8年度の取組】

<自転車免許制度>

自転車の安全な乗り方を指導し、体系的な交通安全教育の機会を提供することにより、交通ルールを体得させるとともに、交通安全に対する意識を高め、将来にわたる長期的な交通事故を防止 ※R8年度参加予定:13警察署管内の56校(3,211人)

<スケアード・ストレイト教育技法を用いた交通安全教室>

スタントマンによる交通事故の再現を通じ、交通事故の恐ろしさを疑似体験し、交通ルール遵守の重要性等を認識させ、交通安全意識を高揚 ※R8年度実施校:選定中

自転車免許制度



交通安全教室



静岡県子ども・若者施策推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 子ども・若者施策が適正かつ円滑に行われるよう、関係機関等の連携の確保及び施策の推進に資するため、子ども基本法(令和4年法律第77号。以下「法」という。)第13条第3項の規定に基づき、静岡県子ども・若者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 法第10条第1項で規定する都道府県子ども計画(以下「県計画」という。)の策定及び変更に関すること。
- (2) 県計画に基づく施策の進捗管理に関すること。
- (3) その他協議会設置の目的を達成するために必要な事項

(組織及び運営)

第3条 協議会は、医療、保健、福祉、教育等に関連する団体の推薦を受けた者及び学識経験者からなる委員で組織する。

- 2 協議会に会長及び副会長1人を置く。
- 3 会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の委員は、再任されることができる。

(部会)

第5条 協議会は、必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 会長は、必要と認めるときは、他の委員の同意を得て、委員以外の者を部会員として指名することができる。
- 6 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、委員改選後最初の協議会又は会長及び副会長に事故があるときは、健康福祉部長が招集する。

- 2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部こども若者局こども政策課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年7月3日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。